

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

DECEMBER 2017 **172**

トピックス

- ・ドラッグストア研究レポート報告会 開催報告
- ・政治連盟特別講演 開催報告

協会活動

- ・記者会見、記者懇談会 開催報告
- ・11 月度月次活動報告

協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援
セルフメディケーションアワード・健康(セルメ)川柳 作品募集案内
「コンシェルジュマスター研修」ご案内
健康サポート薬局研修案内
介護情報提供員募集について
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
各種アドバイザー養成講座募集案内
ダブルライセンス認定制度実施
日本ヘルスケア協会ご案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、他

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

2017年も12月を迎え、小売業最大の販売時期となりました。冬らしく、寒気団も居座るようで、地方によっては雪になっていると聞きます。風邪対策の需要に合わせて、寒さ対策の準備も万全にしなければなりません。

横浜市都筑区の研究事業2店舗においては、機能性食品、スマイルケア食品、プロテイン食品を中心に、「食と健康フェスタ」を開催中です。12月は、健康応援キャンペーンとして、プロテイン食品をお買い上げの方に、かくはん棒のプレゼント並びに、特別試食会を開催しています。11月からの研究事業を踏まえて、来年にはプロジェクトを立ち上げ、新しい「食と健康」の販売マニュアルの作成を予定しています。ドラッグストアの大きな柱に成長する可能性が大きい機能性食品、スマイルケア食品、プロテイン食品に注目して下さい。プロジェクト立ち上げの案内ができましたら、会員企業の皆様に連絡しますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。

●トピックス

- ・ドラッグストア研究レポート報告会 開催報告
- ・政治連盟特別講演 開催報告

●協会活動

- ・記者会見、記者懇談会 開催報告
- ・11月度月次活動報告

●協会からのお知らせ

- 登録販売者試験受験対策支援
- セルフメディケーションアワード、健康(セルメ)川柳 作品募集案内
- 「コンシェルジュマスター研修」ご案内
- 「健康サポート薬局研修」ご案内
- 介護情報提供員募集について
- 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
- 各種アドバイザー募集案内
- ダブルライセンス認定制度実施
- 日本ヘルスケア協会 案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金
- 第34回ブロック総会開催のご案内

●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省、他

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

2017年後期ドラッグストア業界研究レポート報告会 開催報告

日本チェーンドラッグストア協会主催「ドラッグストア業界研究レポート報告会」が11月30日(木)15時よりホテルグランドパレス(東京 九段下)2階 ダイアモンドルームで開催されました。当日は300名近い大勢の方にお越しいただき、盛況のうちに終了することができましたこと御礼申し上げます。

はじめにドラッグストア研究レポートの監修を行なった宗像事務総長より、挨拶とドラッグストア業界研究レポート全体の内容についての説明がありました。宗像事務総長は「これまでドラッグストア業界がどんなことを行ってきたのか、そして今どこにあるのか、さらにこれからどんな方向性に向かって進もうとしているのか、進まなければいけないのか。またドラッグストア業界だけでなく、それを支える業界の方にとっても大きな可能性やビジネスチャンスになる方向性はどんなものが考えられるか共有していきたいというのがこのドラッグストア業界研究レポート及びこの報告会の趣旨です。そして会社に持ち帰って活用していただければと思います」と説明されました。その後、第1章「ドラッグストアの現状(概況)」についての説明が行われました。

第2章「ドラッグストアが対応すべき課題」は中澤専務理事により報告されました。その後、2名の研究員とインターンシップグループ(株)アンテリオ様2名による報告が行われました。

主な報告の内容は次の通りです。「ドラッグストアの現状(概況)」、「ドラッグストアが対応すべき課題」「ドラッグストア経営と運営に影響を与える動向」「数値で見るドラッグストアの状況」、「日本チェーンドラッグストア協会の活動報告」

それぞれの報告者からは内容の濃い報告が行われ、パワーポイントが投影されたスクリーンを熱心に見つめ、真剣にメモを取る参加者の姿が多く見られました。



報告会の全体構成について説明する宗像事務総長



日本チェーンドラッグストア協会政治連盟主催 特別講演 開催報告

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟主催による特別講演が、11月30日(木)、東京 ホテルグランドパレス ダイヤモンドホールにおいて開催されました。当日は、300名近い方にご参加いただきました。

冒頭、日本チェーンドラッグストア協会 青木会長は挨拶の中で「今年を振り返るとハーボニーの問題や処方箋付替え問題など社会に信頼が問われる事件がありました。患者の立場に立って適切なアドバイスができ、信頼される業界をつくっていくことが今後求められる新しい姿ではないかと思えます。高齢化社会に向けて地域に密着し、値のある10兆円産業をつくっていかなくてはならないと考えます」と話されました。

続いて、本講演会の主催者である松本政治連盟会長は「我々の業界の成長と共に、セルフメディケーションを推進し国民の健康を守り、日本の医療費削減のためのロビー活動を行っております。皆様のご協力をお願いします」と挨拶されました。

特別講演は「企業を発展させるコンプライアンス～崩壊しないための危機管理の在り方」と題し、作家の江上剛氏よりご講演いただきました。

江上氏は、最近ニュースになったコンプライアンス違反から経営の存続が危くなるような事例について「現場と経営の分断」が原因と解説。また、コンプライアンスという言葉はなかなか定着していないし適切な和訳の言葉もないが、日本は江戸時代からお客様を大切にするという思想や正直な経営という基礎があったと説明。そして、近年言われている「働き方改革」について「残業を減らすことが本当に生産性を上げることなのか。従業員がやりがいを感じ楽しく働くことが大切なのではないか」そして、経営と現場が同じ方向を見ること、即ち「この仕事の先にお客様がいる」という方向を見ながら働くことが生産性の向上につながると話されました。参加者の皆様から「大変面白かった」「わかり易かった」との感想をいただきました。



JACDS 青木会長 挨拶



JACDS 政治連盟 松本会長 挨拶



講演される江上剛氏

年末恒例の記者会見と記者懇談会が開催される(12月8日)

2018年 年頭所感を発表

12月8日(金)メルパルク東京3階「薔薇の間」におきまして、年末の恒例の記者会見および記者懇談会が行なわれました。

当日は正午より、年内最後となる第7回常任理事会が同じメルパルク東京4階「白鳥の間」で開催され、その後に記者会見が開かれました。

40名以上の記者が集まる中、会議を終えたばかりの常任理事 15 名が前列に並び、青木会長の年頭所感の発表、JACDS政治連盟の松本会長(JACDS名誉会長)の年頭所感が発表されました。(年頭所感は次号新年号に掲載)

続いて、江黒副会長よりJACDS活動報告・今後の事業計画についての報告、富山実行委員長より第18回J APANDラッグストアショーの開催概要が説明されました。

質疑応答の後、記者懇談会へと進みました。記者の方々と常任理事との間では今年一年間を振り返りそれぞれになごやかな歓談の時間となりました。



JACDS

11月月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
11月10日(金) JACDS東京事務所 13:00~14:00	第3回青年部会	1. 部長挨拶 2. 次回の第4回青年部会、第5回実行委員会の日程調整について 3. 青年部会の今後の活動について 4. 報告事項について 5. その他	8名
11月10日(金) JACDS東京事務所 14:00~16:00	第4回ドラッグストアショー実行委員会	1. 出展促進活動進捗状況報告 2. 式典ご挨拶の依頼について 3. 来場促進活動計画(案)について 4. ゾーニング・レイアウト(案)について 5. 出展社説明会について 6. 次回開催スケジュールについて 7. その他	12名
11月10日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第111回JACDS記者意見交換会	1. ウエルシア薬局の医療用医薬品不正販売について 2. 横浜市区民まつり 同日開催で「食べること」から健康を考えよう! つづき健康フェスタ を開催 3. 機能性表示食品、スマイルケア食品等の実証実験について 4. 今後の実施計画 1) JACDS政治連盟特別セミナー&ドラッグストア業界研究レポート報告会 2) 毎年恒例の年頭所感発表、記者会見、記者懇談会について 3) ジャパンドラッグストアショー実行委員長合同記者会見&定例会合同記者会 &ドラッグストア流通記者会新年会 5. 宗像の視点 6. 次回の開催案内	34名
11月15日(水) JACDS東京事務所 14:00~16:00	第2回業界標準化推進委員会	1. 江黒委員長からの挨拶 2. 軽減税率の対応確認について 3. 流通BMSの普及・推進について 1) 今後の流通BMS普及推進について(資料4) 2) 流通BMS導入実態調査の速報について(資料5) 3) その他 4. チェンジリクエストについてのご報告(資料6) 5. 標準EDI(流通BMS)推進特別セミナーについて 6. 次回の開催について	13名
11月24日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第117回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) 処方箋付替え問題の自主点検の再調査について 2) 「食と健康フェスタ」の実証実験について 3) 店舗オペレーション効率を高める電子タグ(RFID)導入の研究開始について 4) 今後の実施計画 5) 宗像の視点 6) 次回の開催案内 2. 日本ヘルスクエア協会から 活動報告 3. 日本医薬品登録販売者協会から 一般社団法人 日本医薬品登録販売者協会(日登協)の今後の活動 登録販売者と経営者の意識改革に取り組む 4. 日本置き薬協会から 1) 東京都配置協会の公益事業 第38回薬物乱用防止と薬草勉強会を開催 2) 高齢者等の見守りで協定締結 各地配置協会と県の協定が全国に広がる 5. 日本薬業研修センターから 健康サポート薬局研修 「研修企画委員会」開催される	27名
11月29日(水) JACDS東京事務所 11:30~14:30	第3回法制委員会	関委員長 挨拶 1. 二重申請問題のフォローアップ 2. 医薬品の薬局間譲渡問題 3. その他 次回の開催日程と内容 など	7名
11月29日(水) JACDS東京事務所 15:00~17:00	第2回組織委員会	皆川委員長 挨拶 議事1 第34回ブロック総会の開催について 議事2 支部長の行政訪問について 議事3 会員拡大について 議事4 登録販売者委員会の活動について 議事5 その他	10名
11月29日(水) JACDS東京事務所 15:00~17:00	第4回ドラッグストア薬剤師会準備委員会	1. 小田会長挨拶 2. アンケート調査結果の報告 3. 新組織の役割、事業、サービス、財政等の検討 4. 第18回JAPANドラッグストアショーのセミナーについて 5. その他、報告等 6. 次回の開催について	5名
11月30日(木) ホテルグランドパレス 4階「牡丹・あやめ」 11:00~12:00	第6回常任理事会	青木会長 挨拶 1. 政治連盟特別講演&ドラッグストア業界研究レポート報告会について 2. 処方箋付替え問題の自主点検・再調査について 3. 「食と健康」の実証実験について 4. 各委員会・組織からの報告事項について 1) 公明党による議員連盟の発足について 2) 政策推進委員会 3) 組織委員会 4) 電子タグ(RFID)について 5) 「次世代ドラッグストアビジョン」のチェックについて 6) 「ながら筋トレ体操」の普及について 7) その他 5. その他(次回の開催など)	19名
11月30日(木) ホテルグランドパレス 2階「ダイヤモンドルーム」 13:00~14:45	政治連盟主催特別講演	青木会長挨拶 松本政治連盟会長挨拶 特別講演「企業を発展させるコンプライアンス」 作家 江上 剛 先生	約230名
11月30日(木) ホテルグランドパレス 2階「ダイヤモンドルーム」 15:00~17:00	ドラッグストア研究レポート報告会	第1章 ドラッグストアの現状(概況) 第2章 ドラッグストアが対応すべき課題 第3章 ドラッグストア経営と運営に影響を与える動向 第4章 数値で見るドラッグストアの状況 第5章 日本チェーンドラッグストア協会の活動報告	約280名

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

1. 登録販売者試験受験対策支援

☆平成 29 年度 登録販売者試験情報(平成 29 年 12 月 6 日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁 1 ページ分あり】

☆ヘルス&ビューティ用語事典、ドラッグストア・流通用語事典も引き続き販売しております。

ご案内 URL: <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougoannai.pdf>

申し込み用紙 URL <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougomoushikomi.pdf>

2. 第13回セルフメディケーションアワード作品募集のご案内

第13回セルフメディケーションアワードでは、これまでの「ドラッグストアに従事する専門家の資質向上、自己啓発への動機づけ」、「会員企業間でのセルフメディケーション推進活動の競争とノウハウの共有」といった目的に加え、「街の健康ハブステーション構想」の実践や実現に向けた提案について協会内外に広くアピールを行なうために、これまでの開催方法を大きく見直して今回の開催を行ないます。

★★★今回のリニューアルポイントについて★★★

グランプリ候補作品の発表、最終審査と表彰方法を変更します。

(1) 最終審査を2月10日(土)に実施します。

・グランプリ候補者の発表と審査委員による質疑応答による選考を行います。

・最終審査は業界紙誌の記者にも取材していただきます。

(2) ドラッグストアショーにおいて新イベントを行い、受賞者による受賞作品の発表、表彰、シンポジウム等を行います。

(3) 第13回の受賞者には、2018年9月に開催される日本ヘルスケア協会の学会発表でも発表を行っていただくことを検討します。

【留意事項】

このリニューアルに伴い、応募締切がこれまでの1月15日から、12月15日へと1カ月早くなりますのでご注意ください。皆様からの、たくさんのご応募をお待ちしております。【資料:後頁2ページ分あり】

3. 「コンシェルジュマスター研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」をスタートしました。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

【資料:後頁2ページ分あり】

4. 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁 6 ページ分あり】

5. 介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。【資料:後頁 2 ページ分あり】

6. 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料:後頁 2 ページ分あり】

7. 「アドバイザー養成講座」受講生を募集中

各種アドバイザーの受講生募集中です。各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。

【資料:後頁2ページ分あり】

8. ダブルライセンス認定制度を実施

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。

【資料:後頁2ページ分あり】

9. 一般財団法人 日本ヘルスケア協会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。

【資料:後頁5ページ分あり】

10. 「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分あり】

11. 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

引き続き、JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料:後頁 1 ページ分あり】

平成29年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成29年12月6日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率
北海道	8月30日(水)	10月2日(月)	1,268名	2,032名	62.4%
青森県	8月30日(水)	10月2日(月)	326名	601名	54.2%
岩手県	8月30日(水)	10月2日(月)	310名	540名	57.4%
宮城県	8月30日(水)	10月2日(月)	573名	922名	62.1%
秋田県	8月30日(水)	10月2日(月)	242名	400名	60.5%
山形県	8月30日(水)	10月2日(月)	266名	459名	58.0%
福島県	8月30日(水)	10月2日(月)	738名	1,302名	56.7%
茨城県	9月7日(木)	10月6日(金)	520名	1,542名	33.7%
栃木県	9月7日(木)	10月6日(金)	374名	1,227名	30.5%
群馬県	9月7日(木)	10月6日(金)	514名	1,585名	32.4%
埼玉県	9月10日(日)	10月10日(火)	1,060名	2,759名	38.4%
千葉県	9月10日(日)	10月10日(火)	921名	2,274名	40.5%
東京都	9月10日(日)	10月10日(火)	1,946名	4,556名	42.7%
神奈川県	9月10日(日)	10月10日(火)	1,404名	3,008名	46.7%
新潟県	9月7日(木)	10月6日(金)	318名	956名	33.3%
富山県	9月6日(水)	10月20日(金)	393名	801名	49.1%
石川県	9月6日(水)	10月20日(金)	354名	805名	44.0%
福井県	8月20日(日)	10月6日(金)	316名	846名	37.4%
山梨県	9月7日(木)	10月6日(金)	149名	457名	32.6%
長野県	9月7日(木)	10月13日(金)	301名	1,000名	30.1%
岐阜県	9月6日(水)	10月20日(金)	578名	1,213名	47.7%
静岡県	9月6日(水)	10月20日(金)	1,347名	2,388名	56.4%
愛知県	9月6日(水)	10月20日(金)	1,365名	2,713名	50.3%
三重県	9月6日(水)	10月20日(金)	428名	833名	51.4%
滋賀県	8月20日(日)	10月6日(金)	379名	911名	41.6%
京都府	8月20日(日)	10月6日(金)	897名	1,736名	51.7%
大阪府	9月7日(木)	10月20日(金)	2,155名	4,333名	49.7%
兵庫県	8月20日(日)	10月6日(金)	1,686名	3,288名	51.3%
奈良県	8月29日(火)	10月13日(金)	869名	1,681名	51.7%
和歌山県	8月20日(日)	10月6日(金)	315名	810名	38.9%
鳥取県	11月1日(水)	12月12日(火)			
島根県	11月1日(水)	12月12日(火)			
岡山県	11月1日(水)	12月12日(火)			
広島県	11月1日(水)	12月12日(火)			
山口県	11月1日(水)	12月12日(火)			
徳島県	10月24日(火)	12月1日(金)	117名	262名	44.7%
香川県	10月24日(火)	12月1日(金)	131名	291名	45.0%
愛媛県	10月24日(火)	12月1日(金)	174名	440名	39.5%
高知県	10月24日(火)	12月1日(金)	103名	307名	33.6%
福岡県	12月17日(日)	1月30日(火)			
佐賀県	12月17日(日)	1月30日(火)			
長崎県	12月17日(日)	1月30日(火)			
熊本県	12月17日(日)	1月30日(火)			
大分県	12月17日(日)	1月30日(火)			
宮崎県	12月17日(日)	1月30日(火)			
鹿児島県	12月17日(日)	1月30日(火)			
沖縄県	12月17日(日)	1月30日(火)			
計			22,837名	49,278名	46.3%

※詳細は各都道府県に確認願います。

第13回

JACDSは専門知識を活かし
地域の生活者に貢献する
専門家を応援します!

13th
SELF
MEDICATION
AWARD

セルフメディケーション アワード

作品大募集!!



募集期間
2017年 2017年
9/15 ~ 12/15
(金) (金)
必着



2018年2月10日(土)、
最終選考会でグランプリが決定します!!

受賞者は第18回JAPANドラッグストアショーにおいて発表と表彰、シンポジウムに参加

募集対象とテーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- 薬局・ドラッグストアで働く専門家／
薬科大薬学生・薬業専門学校生／
その他医薬関係専門家
- 一般生活者
・ドラッグストアの
ここが便利、ここが不満
(今後期待する事)
- ・街の健康ハブステーション構想の
実現に向けた取り組みの紹介や提言
- ・ドラッグストアにおける
セルフメディケーションの推進について

表彰と報奨

グランプリ
賞金
30万円
1作品

準グランプリ
賞金
10万円
「個人の活動部門」
「団体の活動部門」
各1作品

..... 応募詳細は裏面をご覧ください

主催
問い合わせ

JACDS 日本チェーンドラッグストア協会「セルフメディケーションアワード」募集係

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL:045-474-1311 / FAX:045-474-2569 / E-mail:sec@jacds.gr.jp / ホームページ:http://www.jacds.gr.jp

後援(予定)

厚生労働省、経済産業省、公益社団法人日本薬学会、一般社団法人日本薬局協働会、一般財団法人日本ヘルスケア協会、日本薬業連絡協議会、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会、一般社団法人日本薬業研修センター、一般社団法人日本置き薬協会、日本OTC医薬品協会、一般社団法人日本医薬品卸売連合会・大衆薬卸協議会、日本薬業専門学校連絡協議会、(以上12団体順不同)

第13回セルフメディケーションアワード 作品応募要項

応募方法

- 協会ホームページにアップした応募票、応募用原稿データをダウンロードしてご利用ください。
- 必要事項を入力した応募票と論文を入力した応募用原稿データをE-mailにて送信下さい。
送付先: sec@jacds.gr.jp
件名: 第13回セルフメディケーションアワード作品応募係
- 手書き原稿の受付は行なっておりませんのでご了承ください。
- CD-R等に記録したデータを送付される場合は、以下の郵送先は以下の通りです。
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10楓第2ビル4階
日本チェーンドラッグストア協会
第13回セルフメディケーションアワード作品応募係

募集期間

2017年9月15日(金)～2017年12月15日(金)(必着)。

募集テーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- 「街の健康ハブステーション構想」の実現に向けた取り組みについて
- ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について
- 一般生活者向けテーマ
「ドラッグストアのここが便利、ここが不満(今後期待する事)」

論文のタイトル(表題)は、過去受賞作品のタイトルを参考に上記のテーマについて自由に設定して下さい。

<参考:過去の受賞作品のタイトル例>

- 「ドラッグストアならではの美容と健康のサポートを目指して」
- 「地域に必要とされるドラッグストア ～健康寿命を延ばす店づくり～」
- 「私を支えた『接客ノート』とお礼状」
- 「在宅医療においてドラッグストアの薬剤師だからできること」
- 「気軽に相談できるドラッグストア
～あなたを心配する人がここにいますよ～」
- 「セルフメディケーションを活かした在宅を目指して
～二年目薬剤師の在宅への挑戦～」
- 「超高齢社会の中でドラッグストアの管理栄養士ができること」

応募資格(カテゴリー)

- 薬局・ドラッグストア業界従事者
(JACDS認定アドバイザー、薬剤師、登録販売者、栄養士・管理栄養士等々)
※応募区分(個人の活動部門/団体の活動部門)を設け、個人の活動と企業や店舗による団体の活動を分けて審査を行います。応募票の際は応募区分の明記をお願いします。
- 薬学生、薬業専門学校生
(薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生)
- 一般生活者、その他医薬関係専門家

JACDS認定アドバイザーの方々へ

- 応募条件を満たしたアドバイザーの方へは認定更新のためのポイントを30ポイント付与します。
- 複数のアドバイザー認定を保有する場合、2つめ以降は各10ポイント付与となります。
- ※応募票に必ず各アドバイザーの認定番号を記入下さい。

応募条件

次の条件を満たしている事を確認の上、ご応募下さい。条件に満たない場合、虚偽の事実が判明した場合は応募や受賞を取り消すことがあります。

- 応募者自身のオリジナル作品であること(公私を問わずその他の論文募集に応募していないこと)。
- 一般生活者を除き、所属する企業や学校、団体等から作品応募について了解を得ていること。
- 文字数:2000文字以上4000文字程度まで。
- 図表、写真などは字数に含まませんが、適宜、文中に配置して下さい。
- 応募票に必須項目として記載されている項目は必ず記入して下さい。

審査方法

- 応募された論文をもとに審査を行い、グランプリ候補作品、優秀賞、佳作等の選考を行います。
- グランプリ候補作品は、応募論文及び、2018年2月10日(土)に開催される最終選考会での発表および質疑応答により審査を行い、グランプリ、準グランプリ、特別賞を決定します。
※グランプリ候補作品の論文を作成した方には2018年1月中旬に通知を行なう予定です。
※当日、最終選考会の会場にて発表が行える方がグランプリ候補として作品がノミネートされます。
※最終選考会には一般には公開を行わず、候補者と審査委員と報道関係者の参加で行います。
※受賞者には第18回JAPANドラッグストアショーのイベントにおいて発表と表彰、シンポジウムへ参加いただけます。

表彰と報奨

- グランプリ:賞金30万円 1作品
- 準グランプリ:賞金10万円 個人の活動部門/団体の活動部門 各1作品
※審査結果によっては受賞作品のない部門も生じます。
- 特別賞(JACDS会長賞、実行委員長賞等):賞金5万円
※上記の賞は、2018年2月10日(土)に開催される最終選考会に開催される最終選考会において発表が行われた作品が対象です。
※本アワードの趣旨から、薬学生、薬業専門学校生、一般生活者、その他医薬関係専門家の作品はグランプリ、準グランプリの対象外となります。
- 優秀賞:賞金3万円
- 佳作:賞金1万円
※優秀賞、佳作は各カテゴリー全体を通して合わせて5～10作品程度が表彰される予定です(審査結果によっては受賞作品のないカテゴリーも生じます)。
※薬学生(薬業専門学校生)の受賞者には賞金相当額の図書カードを報奨とします。
- 奨励賞:図書カード 千円分
※薬学生(薬業専門学校生)を対象に、優秀賞、佳作に準じるレベルの5～10作品程度が表彰される予定です。

その他

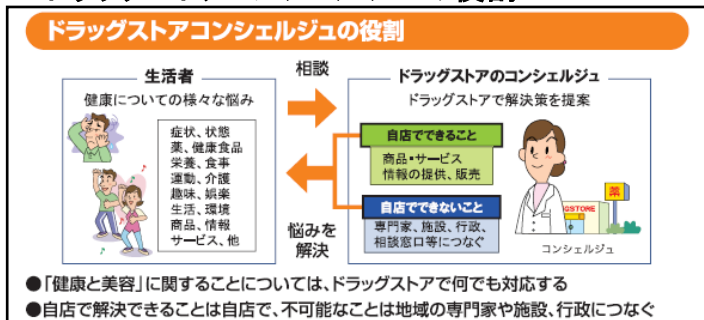
- 応募作品の返却は行ないません。
- 応募者の氏名、所属、作品についてJACDS協会報、業界紙・誌、等を通じ外部に公表を行います。
- 応募作品の著作権は日本チェーンドラッグストア協会に帰属します。
- 内容について事務局より問い合わせを行なう場合があります。
- 誤字、脱字がある場合は事務局にて修正を行います。
- 審査内容や経過の詳細、結果などに対する異議申し立ては一切、受け付けいたしません。
- 受賞作品について報道関係者から個別に取材が依頼される場合があります。業界、企業のアピールにもなりますので積極的な協力をお願いします。
※プライバシー等の問題から取材をお断りすることは差し支えありません。

幅広い健康づくりのためのプログラムを学習できる 「コンシェルジュマスター研修」実施中

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を実施しております。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

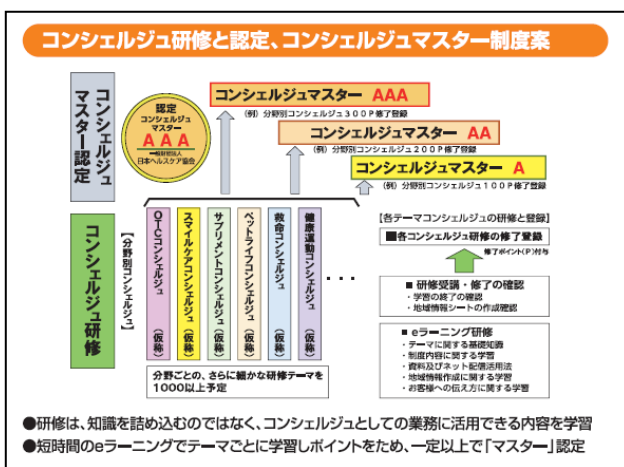
■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会（認定委員会）より与えられます。

■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容	
コンテンツの範囲	健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容
提供する3つの情報	「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供
・基本情報	基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供
・コンシェルジュ研修情報	各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報
・商品・サービス情報	メーカー協力による商品紹介(法律に抵触しない範囲・方法で)
地域情報の収集	店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録
添付情報	公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みを一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるような知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。

「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。

■オリエンテーション講座				
■食と健康		コンテンツ		
食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他	テーマ	ベビー用品	赤ちゃんの食事/赤ちゃんの入浴/赤ちゃんの睡眠/その他
スマイルケア食	そしゃく・えん下・どろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他		ベビーケア	赤ちゃんの健康/赤ちゃんの快適生活/赤ちゃんの行事/その他
スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎		妊娠・出産	妊娠から出産までの基本知識/快適マタニティライフ/その他
知っておきたい健康食品とサプリメント	健康食品の現状、健康食品に関する情報提供、健康食品と医薬品の相互作用、健康食品の販売に関する注意点(法的側面)		■健康維持生活	
その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他		コンテンツ	
■ヘルスケア		コンテンツ		
正しい薬の飲み方・使い方	服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー	テーマ	健康運動	ながら筋トレ体操/ながら生活運動/高齢者と運動/その他
医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/その他		ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他
ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい使用方法/他		救急救命	心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他
サポート用品	オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他	■健康関連制度		
■ビューティケア		コンテンツ		
化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージュ法/その他	テーマ	薬機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売/調剤業務/他
ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品使用方法/その他		医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他
サポート用品	美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他		社会保障制度	国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他
■加齢生活ケア		コンテンツ		
加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット使用法/TPO対処法/その他	テーマ	■その他	
介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/その他		部位別ケア	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他
サポート用品	疾病・怪我予防用品使用法/介助・介護用品使用法/他		部位別対処法	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診動奨法/その他
			美と健康管理	検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他
			地域情報	分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他
			その他	疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の行事/その他

■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法：eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費：2018年4月までは無料で受講が可能

受講対象者：登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法：受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。

申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。 (2018年4月以降も無料で受講できます。)	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。 (2018年4月以降も無料で受講できます。)	日本薬業研修センターに以下の申込書に必要項目を記載のうえ、お申込下さい。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先：日本薬業研修センター

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 Mail:cme@yakken-ctr.jp

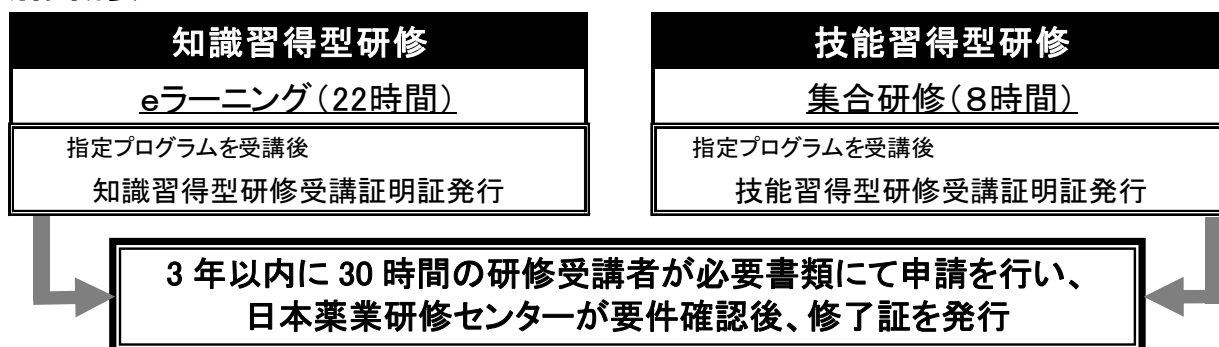
～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2016年4月からスタートしました、地域における薬局機能向上に向けた厚生労働省の「健康サポート薬局制度」に求められている研修を実施しております。

本研修で使用するテキストは、地域の健康情報拠点薬局として必要な知識を、地域住民目線で分かりやすく説明できるテキストとなっているため、より実務に役立つ研修となっております。今後の地域連携への対応能力の向上や、OTC薬の適正な販売と情報提供に活用いただける研修内容となっている本研修に、ぜひお申込み下さい。

なお、日本薬業研修センターが行う健康サポート薬局に係る薬剤師研修プログラムは、厚生労働省の指定確認機関(公益社団法人日本薬学会薬学教育委員会第三者確認委員会:委員長 赤池昭紀)による確認の結果、適合とされました。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。 ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

※JACDS会員企業に勤務の方は、協力団体会員価格で受講いただけます。

(税込)

受講料と入金時期		JACDS会員価格(協力団体会員価格)※ (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施する企業・団体に所属している場合でも、他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

平成 30 年度は、以下の地区で研修実施を予定しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

※他地区での研修実施も検討中です。最新の研修日程は、以下の HP をご覧下さい。

(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>)

〔平成 30 年度 技能習得型研修開催予定日程・地区〕

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	2018年1月21日(日)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	9時30分～19時
2	2018年6月10日(日)	東京都渋谷区	協励会館	9時～17時40分
3	2018年6月24日(日)	北海道札幌市	日邦・札幌出張所	9時～17時40分
4	2018年7月1日(日)	宮城県仙台市	未定	9時～17時40分
5	2018年7月29日(日)	福岡県福岡市	日邦・福岡営業所	9時～17時40分
6	2018年9月2日(日)	愛知県名古屋市	日邦・名古屋連絡所	9時～17時40分
7	2018年9月9日(日)	大阪府大阪市	日邦・大阪センター	9時～17時40分

● 上記以外にも、神奈川県、関西地区等での開催を調整しています。
● 日程は、決定次第ホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)にアップします。
● 開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

※Ⅲ研修「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込
<ul style="list-style-type: none"> ・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。 ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

参加希望者の多い地区から随時開催します。
研修の開催状況は研修センターのホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>)でご案内します。

HP に掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。

受講開始
<ul style="list-style-type: none"> ・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始
<ul style="list-style-type: none"> ・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。 ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。
手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。

■申込方法

1)別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたはFAXにてお申込下さい。

●能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①9

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。

希望地区が未定の方は、空白でも構いません。

・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。

・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2)企業一括申込の場合は、技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3)技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が30名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。

・研修センターのHPでも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。

・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々のグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

■申込手続きの流れ

1)企業申込の場合

①申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。

③開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。

当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。

④後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2)個人申込の場合

①申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。

開催の2週間前までに、お振込み願います。

③入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。

・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。

・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人数分の還付金をお支払します。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup> (健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先: 045-478-5461 (日本薬業研修センター行)

「健康サポート薬局研修」 申込書①

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み(受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1	2018年1月21日(日)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	名	名	名	名	
2	2018年6月10日(日)	東京都渋谷区	協励会館	名	名	名	名	
3	2018年6月24日(日)	北海道札幌市	日邦・札幌出張所	名	名	名	名	
4	2018年7月1日(日)	宮城県仙台市	未定	名	名	名	名	
5	2018年7月29日(日)	福岡県福岡市	日邦・福岡営業所	名	名	名	名	
6	2018年9月2日(日)	愛知県名古屋市	日邦・名古屋連絡所	名	名	名	名	
7	2018年9月9日(日)	大阪府大阪市	日邦・大阪センター	名	名	名	名	

研修時間は、No1は、9時30分～19時、No2～7は、9時～17時40分を予定しております。

III研修につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。

同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

会場設営、およびグループ分けの都合上、**開催2週間前までに**
申込み者のご連絡をお願いいたします。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先: 日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>
電話 045-478-5453 Email: support@yakken-ctr.jp

健康サポート薬局研修 申込書② FAX 送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■ 申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■ 申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講が選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) III研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が30名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

技能習得型研修									知識習得型研修		
〔記入例〕	実施形式		研修名			地区名 (都道府県)	人数			人数	開始 希望月
	A研修	B研修	I	II	III		I 研修	II 研修	III 研修		
企業 個人		○	○	○	○	神奈川県	20~25	20~25	15~20	20~25	H29.4頃
	○				○	静岡県			3~5		
	○		○	○	○	大阪府	1	1	1	1	H29.3頃

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

※III 研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい。店舗が移動になった場合は、ご連絡下さい。

ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

- ※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。
- ※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

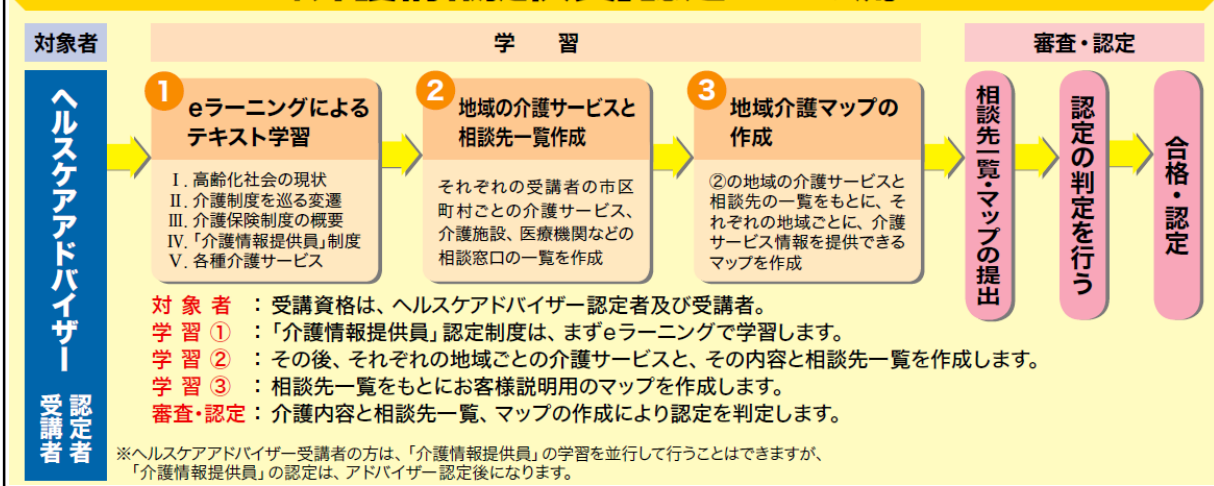
■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成
地域の介護マップの作成

「介護情報提供員」認定までの流れ



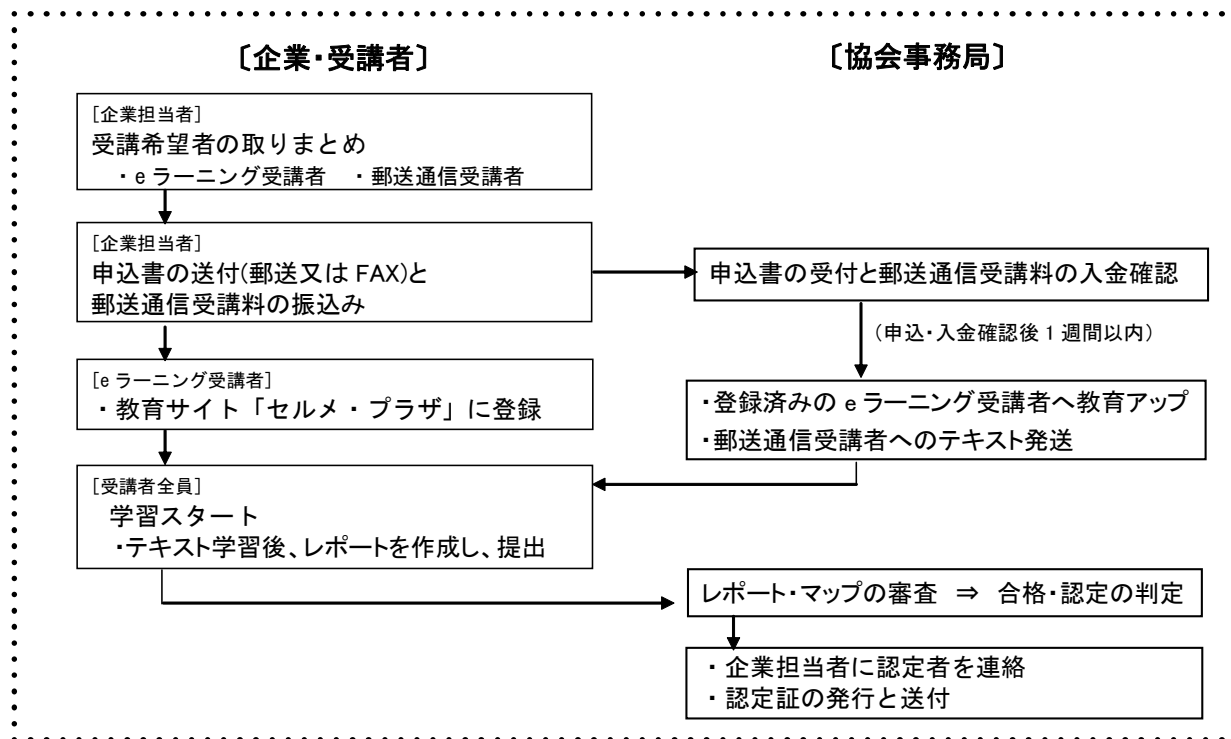
■ 学習の狙い

- ① 高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ② 介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③ 地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④ 地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤ 顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。

企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

**お申し込み
お問い合わせ先**

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒 222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験
指定プログラムを修了 1) 通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2) 集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者: JACDS 勤務薬剤師会に加入している薬剤師の方

※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本薬業連絡協議会に加盟する団体に加入している企業に勤務している薬剤師の方

※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

カリキュラム

1) 通信研修

□症状・部位別医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に、毎月1テーマずつ学習します。 eラーニング受講の場合は、毎月2テーマまで学習できます。			
○基礎講座		20	咳②	40	爪から見える病気②	17	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血薬(前半)
1	胃腸症状	21	禁煙①	41	すり傷・切り傷・やけど①	18	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血薬(後半)
2	疲労・虚弱	22	禁煙②	42	すり傷・切り傷・やけど②	19	抗アレルギー薬・鼻炎薬・点鼻薬(前半)
3	目の症状	23	肩こり①	○応用講座		20	抗アレルギー薬・鼻炎薬・点鼻薬(後半)
4	かぜ症候群	24	肩こり②	1	胃腸薬(前半)	21	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(前半)
5	一般用検査薬	25	頭痛①	2	胃腸薬(後半)	22	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(後半)
6	アレルギー症状	26	頭痛②	3	便秘薬(前半)	23	睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬(前半)
7	動悸・更年期症状①	27	腰痛・関節痛①	4	便秘薬(後半)	24	睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬(後半)
8	動悸・更年期症状②	28	腰痛・関節痛②	5	止瀉薬・整腸薬(前半)	25	皮膚疾患薬(前半)
9	痛み(解熱鎮痛薬)①	29	口内炎①	6	止瀉薬・整腸薬(後半)	26	皮膚疾患薬(後半)
10	痛み(解熱鎮痛薬)②	30	口内炎②	7	滋養強壮薬(前半)	27	口腔内薬・うがい薬・オーラルケア用品(前半)
11	精神神経症状①	31	乗物酔い①	8	滋養強壮薬(後半)	28	口腔内薬・うがい薬・オーラルケア用品(後半)
12	精神神経症状②	32	乗物酔い②	9	目薬(前半)	29	痔疾薬(前半)
13	虫さされ①	33	スキンケア①	10	目薬(後半)	30	痔疾薬(後半)
14	虫さされ②	34	スキンケア②	11	検査薬(前半)	31	鎮咳去痰薬(前半)
15	オーラルケア①	35	育毛・発毛①	12	検査薬(後半)	32	鎮咳去痰薬(後半)
16	オーラルケア②	36	育毛・発毛②	13	かぜ薬(前半)	33	禁煙補助薬(前半)
17	痔の症状①	37	水虫①	14	かぜ薬(後半)	34	禁煙補助薬(後半)
18	痔の症状②	38	水虫②	15	女性用薬・ハーブ医薬品(前半)	35	外用消炎鎮痛薬(前半)
19	咳①	39	爪から見える病気①	16	女性用薬・ハーブ医薬品(後半)	36	外用消炎鎮痛薬(後半)

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

※通信研修は、eラーニングと郵送通信の内容は、同一です。応用講座のカリキュラムは、継続します。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容

1. 薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌月より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

JACDS 勤務薬剤師会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

第26期生
(2017年12月生)
募集中

募集締切日1月15日まで延長

※お申込みをご希望の方は
お問い合わせ下さい

高齢化社会が求める新しい認定制度

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —

漢方の知識で健康づくりをサポートします

漢方 アドバイザー

養成講座

漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。

新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。

また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。

漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙いとしています。

養成方法

通信教育、DVD学習

養成期間

10ヶ月

教材内容

テキスト：5分冊＋別冊1冊

DVD：1巻

添削問題：10回

認定方法

学科試験

受講料

会員企業価格

101,800円(税込)

募集締切

2018年1月15日

主なカリキュラム

漢方に関する基礎知識編

- ・ 中医薬学小史
- ・ 中医薬学基礎知識
- ・ 中医診断学概要
- ・ 中薬の基本知識(上)

漢方に関する実践知識編

- ・ 中薬の基本知識(下)
- ・ 常用中薬
- ・ 常用の方剤(上)
- ・ 常用の方剤(下)

・ 食物の医療・保健作用

・ 病気と中医弁証治療

(別冊：一般用漢方製剤の承認基準概要)

DVD

- ・ 漢方の世界「中医薬学基礎講座」

(編集・監修：国立北京中医薬大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

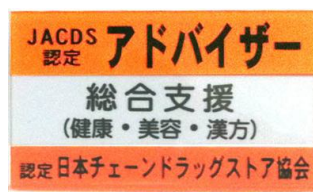
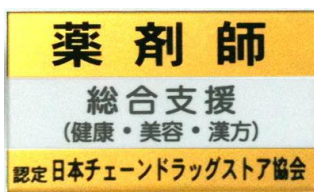
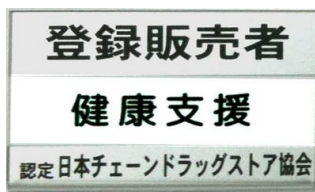
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

(表①)

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

例 ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師

総合支援（健康・漢方）薬剤師

ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー

総合支援（美容・育児）アドバイザー

より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

ダブルライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野（認定名）が明記されています。

健康支援 健康づくり **漢方支援** 漢方薬の活用
育児支援 妊娠・出産・育児 **美容支援** 美と健康

総合支援 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください！ JACDS 日本フェンドラッグストア協会

薬剤師
健康支援
■日本フェンドラッグストア協会
○ヘルスケアアドバイザーを習得した薬剤師

登録販売者
総合支援（健康・美容）
■日本フェンドラッグストア協会
◆ヘルスケアとビューティケアを習得した登録販売者

JACDS認定アドバイザー
総合支援（美容・育児・漢方）
■日本フェンドラッグストア協会
◆ビューティ、漢方、漢方を取得したアドバイザー

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

申込・手続き方法と認定者への配布物

●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。ネームプレートとポスターを無料で発行します。（新規更新登録の場合は、更新料に含まれます）申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。または、お電話でお問い合わせください。

●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。
再認定の時は、登録費用は有料となります。

お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **今西 信幸**
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキョシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

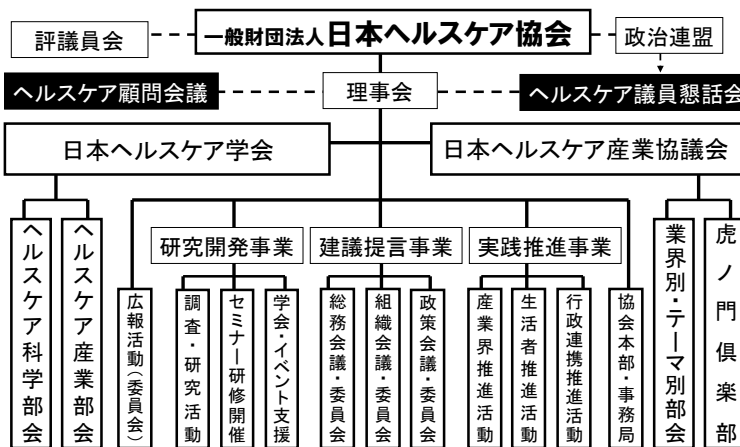
ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、
国民の幸福に寄与します

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論議と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能的表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会
区民公開シンポジウムに協力

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

- ※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。
- ※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。
- ※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■お振込み先

- 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873
- 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄			
法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名	
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名
	法人所在地 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
業種			
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名
	担当者所在地 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
		E-mail:	
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入			請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円			必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄			
本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)
	住所 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
		E-mail:	
年会費		3千円(人/年)	請求書(どちらかに○) 必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 平成29年2月15日午後4時から平成30年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分	支払限度額			免責金額
	1名	1事故	保険期間中	
業務危険		1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物		5,000万円	3万円
人格権侵害	業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額3万円 ※業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と共有となります。			
保険料(注)	3,460円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害	※各タイプの業務危険の支払限度額と共有となります。				
保険料(注)			1,260円	1,420円	1,610円

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店

（口座番号）普通口座 0406415

（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】平成29年

■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険: 1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険: 対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

＜年間保険料＞

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月27日	3月15日	11	3,170
3月27日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月25日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月25日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月27日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ: 業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ: 業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ: 業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ: 1,260円

Bタイプ: 1,420円

Cタイプ: 1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月27日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月27日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月27日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130

seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

solaputi kids' camp
a seriousfun camp
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

【厚生労働省】

1. **オンジ製剤の広告等における取扱いについて**—医薬・生活衛生局(10月31日)・転送:東京都福祉保健局(11月14日)

効能又は効果について、また広告表現についての留意点が通知されました。よろしくお願ひします。

【資料:後頁1ページ分あり】

2. **国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について**—医薬・生活衛生局(11月10日)・転送:埼玉県薬務課(11月17日)東京都福祉保健局(12月7日)

これは、平成28年6月に成立・公布、同年9月に施行された、「国家戦略特区法の一部を改正する法律」(平成28年法律第55号)及びその施行規則の解釈について、本年10月30日及び11月10日の国家戦略特区ワーキンググループでの2度の議論を経てその内容が固まったため、このタイミングで出されたものです。

都道府県知事等において国家戦略特区内の区域を特定区域として設定した上で、同区域内でのテレビ電話等を用いた遠隔服薬指導を実施すること、を特例的に認めるものです。【資料:後頁20ページ分あり】

※現在指定されている国家戦略特区・特区事業の一覧(官邸HP)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/jigyou_all.pdf

3. 「**薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 平成28年年報**」の周知について

—医薬・生活衛生局(11月30日)

平成28年1月から12月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し、分析を行った年報が公表されました。ぜひ、目を通していただき、同様の事例の再発防止に役立てていただきたく、お願ひします。

(<http://www.yakkoku-hiyari.jcghc.or.jp/>) 【資料:後頁1ページ分あり】

4. **登録販売者に対する研修の受講状況等に関する報告について(情報提供)**

—医薬・生活衛生局(12月6日)

厚生労働省は、登録販売者の外部研修の受講状況について都道府県に報告を求めることにしたという情報提供です。通知文を添付しますが、あらためて、事務連絡をお送りします。よろしくお願ひします。

【資料:後頁5ページ分あり】

【経済産業省】

5. **ドラッグストア販売統計月報**について—経済産業省(9月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の9月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願ひ申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

6. 下請取引の適正化について—経済産業大臣・公正取引委員長(11月15日)

【資料:後頁5ページ分あり】

7. 下請事業者への配慮等について—経済産業大臣(11月15日)

【資料:後頁16ページ分あり】

親事業者としての留意点など、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の順守をよろしくお願いします。

【団体】**8. 第6回知っているようで知らない～性の健康セミナー**

一般社団法人日本家族計画協会(11月)

JACDSが後援しています。来年2月4日の日曜日にセミナーが行われますので、周知します。

【資料:後頁1ページ分あり】

9. 「ワンデーインターンシップの弊害是正に向けて(提言)」の送付について

一般社団法人日本私立大学連盟(11月21日)

「ワンデーインターンシップ」という呼称は廃止すべきとの主張をされています。理解、協力の依頼がありましたので、掲載しますが、協会としての方針の検討はしておりませんので、各会員企業様でご判断いただきますよう、お願い申し上げます。【資料:後頁7ページ分あり】

10. 「医療機関等における医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況等に関する調査」に係るご協力をお願い—独立行政法人 医薬品医療機器総合機構(PMDA・11月24日)

「医療機関等における医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況等に関する調査」が来年1月より実施されます。全薬局の5%が対象だそうです。調査用紙が届きましたら、ご協力いただきたく、よろしく申し上げます。

【資料:後頁1ページ分あり】

11. クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画-2017-における「メールオーダー・テレフォンオーダー等の非対面加盟店への対応」について

一般社団法人日本クレジット協会

メールオーダー(葉書・FAX)やテレフォンオーダー(電話)による注文において、クレジットカード決済を行なう場合のシステム側の対応について周知依頼がありました。会員企業様におかれまして該当する業務を実施している場合は資料をご確認いただきますようお願いいたします。

【資料:後頁15ページ分あり】

事務連絡
平成 29 年 10 月 31 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課
監視指導・麻薬対策課

オンジ製剤の広告等における取扱いについて

一般用医薬品である生薬のエキス製剤の製造販売承認申請時の取扱いについては、「生薬のエキス製剤の製造販売承認申請に係るガイダンスについて」（平成 27 年 12 月 25 日薬生審査発 1225 第 6 号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知。以下「ガイダンス通知」という。）によりお示ししているところですが、今般、オンジ製剤の販売に際し、広告等の留意点をまとめたので、貴管下関係業者に対し周知するとともに、円滑な事務処理が行われるよう御配慮願います。

記

1 効能又は効果（以下「効能等」という。）について

ガイダンス通知において、オンジの効能等として記載している「中年期以降の物忘れの改善」は、従前より漢方製剤で用いられていた効能等について、最新の科学的知見を補足したものです。ここでいう「中年期以降の物忘れ」とは、加齢による正常な物忘れ（注 1）のことであり、従前のオンジを含有する一般用医薬品としての漢方製剤で認められていた「健忘」の効能等と変わるものではありません。

したがって、認知症の予防又は治療に関する効能等は確認されていません。

（注 1）「正常な物忘れ」については、厚生労働省のホームページ「みんなのメンタルヘルス」の「正常な「もの忘れ」とそうでない「もの忘れ」の違い」を参照
（http://www.mhlw.go.jp/kokoro/known/disease_recog.html）。

2 広告表現について

オンジ製剤の広告を行う際は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条第 1 項及び医薬品等適正広告基準（平成 29 年 9 月 29 日薬生発 0929 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の趣旨及び内容を踏まえ、以下の点に留意願います。

（1）ガイダンス通知で示している科学的見地に基づかない作用機序、効能等の表現、販売名を組み合わせた表現（注 2）により、効能等が承認された範囲を超えると暗示させることは、厳に慎むこと。

（注 2）「脳機能の活性化」、「脳神経細胞の増加や再生」、「脳全体が活性化する」、「既に忘れてしまった記憶をよみがえらせる」といった効能等を誤解させるような表現及び病人が服用する印象を与える表現。

（2）認知症の治療又は予防に用いる医薬品ではない旨の記載の付記又は標榜を必ず行うこと。

薬生発1110第2号
平成29年11月10日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について

「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」(平成28年法律第55号。以下「法」という。)については、平成28年6月3日に公布され、「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年厚生労働省令第145号。以下「規則」という。)が平成28年9月1日に公布され、それぞれ平成28年9月1日に施行されたところです。

これらのうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)に係る特例措置(法第20条の5)の内容は、下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

記

第1 特例の概要

「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)において「遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合の薬剤師による服薬指導の対面原則の例外として、国家戦略特区においては実証的に、対面での服薬指導が行えない場合にテレビ電話を活用した服薬指導を可能とするよう、法的措置を講ずる」こととされた。これを受け、医薬品医療機器等法第9条の3第1項に規定する、調剤された薬剤に

関する薬剤師による対面での服薬指導の義務に係る特例を創設し、国家戦略特別区域において、医療資源の乏しい特定の区域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の登録を受けた薬局開設者が薬剤師に、本特例の利用者（法にいう特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者を指す。以下単に「利用者」という。）の居住する場所を訪問させることが容易でない場合に、テレビ電話装置その他の装置（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いた方法により薬剤の適正使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導（法にいう薬剤遠隔指導等を指す。以下「薬剤遠隔指導等」という。）を行わせることを可能とするものである。

第2 特例の内容

（1）国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の登録（法第20条の5第1項柱書、施行規則第34条関係）

国家戦略特別区域として、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定日以後、当該事業を行おうとする薬局開設者は、その薬局の所在地の都道府県知事の登録を受けることができる。

国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業とは、国家戦略特別区域において、薬局開設者が、その薬局の所在地の都道府県知事が管轄する区域内の（3）の特定区域に居住する者に対して、医師又は歯科医師から対面以外の方法による診察に基づき交付された処方箋（以下「特定処方箋」という。）により調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合において、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、薬剤遠隔指導等を行わせる事業であって、（2）の要件のいずれにも該当するものをいう。

（2）国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の要件

① 薬剤遠隔指導等が、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法であって、当該指導を適切に行うために必要なものとして以下の基準に適合する方法により行われるものであること（法第20条の5第1項第1号、施行規則第30条関係）。なお、ここでいうテレビ電話装置等にはスマートフォンやタブレット等も含まれること。

（ア）テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等を適切に行うことができる画面を有するとともに（例えば、画面の大きさなど）、鮮明な映像及び明瞭な音声及び画像を送受信する性能を有していること。

（イ）テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等の間に送受信された映像及び音声を記録する機能を有していること。

なお、通常、薬局側のテレビ電話装置等に記録機能が備えられることが考

えられるが、特定の形式に限定するものではないこと。また、利用者側のテレビ電話装置等に必ずしも記録機能を有することを求めるものではないこと。

- ② 利用者の居住する場所を訪問させることが容易でない場合として、利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づき、当該利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合において、薬剤遠隔指導等を行わせるものであること（法第20条の5第1項第2号、施行規則第31条関係）。

利用者から「薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出」とは、特定処方箋の薬局への提示があったことをいうこと。

- ③ 上記の他、利用者に対する保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要なものとして、以下の要件に該当すること（法第20条の5第1項第3号、施行規則第32条関係）。

(ア) 薬剤遠隔指導等を適切に実施するために必要な業務に関する手順を定めた手順書を作成し、当該手順書に従い業務を行うこと。手順書には以下の事項を盛り込むこと。

(i) 本特例の利用に当たり、利用者が本特例の利用を希望することを確認する旨

(ii) 本特例の利用に当たり、当該利用者が利用する薬局の名称及び特定処方箋を交付する医師又は歯科医師が勤務する医療機関の名称を確認する旨

(iii) テレビ電話装置等の利用等に関する事項

(iv) 地域の薬局、医療機関等との連絡体制及び対応の手順の整備に関する事項

(v) 薬剤遠隔指導等の実施に事故等があった場合の対応に関する事項

(vi) 薬剤の配送等に関する事項

(vii) その他薬剤遠隔指導等の実施に関する留意事項等

(イ) 薬剤遠隔指導等を実施するに当たり、あらかじめ、特定処方箋に記載される事項のほか、利用者の性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先並びに利用者が薬剤遠隔指導等を受けたい旨を確認すること。

(ウ) テレビ電話装置等の故障その他の事由により薬剤遠隔指導等の方法が①の基準に適合しなくなった場合その他薬剤遠隔指導等を継続できない事情がある場合は、速やかに薬剤遠隔指導等を中止すること。

(エ) 薬剤遠隔指導等を実施する薬局と特定処方箋を交付した医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所その他の関係医療機関との連絡体制及び対応の

手順を整備していること。具体的には、副作用被害が発生した場合の連絡や搬送手順を策定していること等の取組が考えられること。

(オ) 薬剤遠隔指導等に従事する者が、テレビ電話装置等の操作の方法その他薬剤遠隔指導等を適切に実施するために必要な知識及び技能を習得していること。

(3) 特定区域（法第20条の5第2項、施行規則第33条関係）

(1) の区域計画には、国家戦略特別区域内の都道府県知事の管轄する区域ごとに、地域のニーズを勘案し、附帯決議などの趣旨を踏まえた上で、特定区域を定めること。

特定区域は、利用者に対する保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要なものとして、以下の措置が地方公共団体の長により講じられている区域をいうこと。なお、国家戦略特別区域会議は、特定区域を定める際に、利用者の居住する地域における医師、薬剤師その他の医療従事者の団体等の意見を聴くこと。

① 次に掲げる情報を収集し、薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関に対し適切に提供すること。ただし、利用者に関する情報については、利用者の合意に基づき、当該情報の提供を行うこと。

(ア) 利用者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号並びに当該利用者に係る特定処方箋により調剤された薬剤の種類その他利用者が受けている薬剤遠隔指導等に関する事項

(イ) 薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関の緊急時の電話番号その他の連絡先

② 薬剤遠隔指導等に係る利用者からの相談に応じる相談窓口の設置や他機関の紹介、薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関への連絡その他の便宜を供与すること。

③ 当該特定区域内において、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施に伴う保健衛生上の影響に関する情報の収集を行うこと。

具体的には、例えば、以下のような取組が考えられる。

- ・ 重篤な副作用の発生情報を収集し、本特例に係る医療従事者に共有すること
- ・ 知見を本特例に係る医療従事者にフィードバックすること

④ 特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、(2) ③ (エ) の整備に係る支援を行うこと。

(2) ③ (エ) の整備に係る支援について、具体的には、例えば、以下のよ

うな取組が考えられる。

- ・ 万一、副作用被害が発生した場合の連絡や搬送といった対応の手順を整備する際の助言や調整

(4) 登録に関する手続

- ① 登録申請及び登録（法第20条の5第3項、施行規則第34から36条まで関係）
登録を受けようとする薬局開設者は、あらかじめ、所定の申請書及び添付書類を、都道府県知事に提出すること。

(ア) 申請書の記載事項

- (i) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (ii) その薬局の名称及び所在地
- (iii) その行おうとする事業の内容及びその実施方法
- (iv) 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名
- (v) その薬局の電話番号その他の連絡先

(イ) 申請書の添付書類

- (i) 薬局開設の許可証の写し
- (ii) 薬局において使用するテレビ電話装置等の仕様を明らかにする書類
- (iii) (2)③(ア)の手順書
- (iv) (2)③(エ)で求める取組の内容を明らかにするもの。例えば、関係医療機関との間での連携計画や連絡体制の内容を示す書類等が考えられること。
- (v) 特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況の収集方法

- ② 都道府県知事による登録及び公示（法第20条の5第4項、第23項）

都道府県知事は、当該登録の申請に係る事業が、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に該当すると認めるときは、登録を行い、その旨を公示すること。

- ③ 登録の欠格事由（法第20条の5第5項関係）

次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができないこと。

- (ア) 登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (イ) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(ア)に該当する者があるもの

- ④ 登録の更新（法第20条の5第6項、第7項関係、施行規則第37条）

登録は、医薬品医療機器等法上の薬局開設の許可の更新と同時にその更新を受けなければ、その効力を失うこと。

登録の更新を受けようとする薬局開設者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書に薬局開設の許可証を添えて、都道府県知事に提出すること。なお、③の登録の欠格事由に該当する者は、登録の更新を受けることができないこと。

- (ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (イ) その薬局の名称及び所在地
- (ウ) その行おうとする事業の内容及びその実施方法
- (エ) 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名
- (オ) その薬局の電話番号その他の連絡先

⑤ 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿(法第20条の5第8項)

都道府県知事は、登録を受けた薬局開設者(以下「登録薬局開設者」という。)について、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿を備え、次に掲げる事項を登録すること。

- (ア) 登録及びその更新の年月日並びに登録番号
- (イ) 登録薬局開設者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (ウ) その薬局の名称及び所在地

⑥ 変更登録(法第20条の5第9項、施行規則第38条、第39条)

登録薬局開設者は、その行っている事業の内容及びその実施方法を変更しようとするときは、都道府県知事の変更登録を受けること。

その薬局の電話番号その他の連絡先の変更であるときは、この限りでないこと。

⑦ 登録事項の変更届(法第20条の5第11項、第12項、第23項、施行規則第40条関係)

登録薬局開設者は、次に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ること。

都道府県知事は、当該届出を受理したときは、その届出があった事項を国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿に登録したうえで、その旨を公示すること。

- (ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (イ) その薬局の名称

⑧ 登録事業の廃止(法第20条の5第13項、第14項、施行規則第41条)

登録薬局開設者は、登録を受けた事業(以下「登録事業」という。)を廃止

したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ること。

(5) 薬剤遠隔指導等の実施手順

① 薬剤師と利用者との間での薬剤遠隔指導等の事前準備

(ア) 薬剤遠隔指導等を受けたい旨の申出

利用者は、登録薬局開設者の薬局の薬剤師に対して、以下の事項と併せて、薬剤遠隔指導等を受けたい旨を申し出ること。

(i) 利用者の氏名、居住する場所及び電話番号その他の連絡先

(ii) 利用者が利用するテレビ電話装置等の仕様

(iii) 特定処方箋を交付する医師又は歯科医師が勤務する医療機関の名称及び所在地

(iv) 利用者の性別・生年月日

(イ) 動画品質の事前確認

上記申出を確認した薬剤師は、利用者が利用するテレビ電話装置等の仕様及び利用者の居住する場所が、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の要件に抵触しないことを確認した上で、利用者との間で通信を開始し、その映像及び音声の水準が、薬剤遠隔指導等を適切に行うことが可能な鮮明性及び明瞭性に達している旨確認すること。

なお、当該確認は、薬局の側と利用者の側のいずれかのテレビ電話装置等が変更される都度行う必要があること。

② 医師又は歯科医師による対面以外の方法による診察の実施及び処方箋の送付

利用者から医師又は歯科医師に対し、特定処方箋に基づく薬剤遠隔指導等を受けたい旨の申出があった場合、当該医師又は歯科医師は、患者側の利点を十分に勘案して、対面以外の方法により患者を診察した上で、特定処方箋を直接登録薬局開設者の薬局に送付することができること。その際、当該処方箋が法第20条の5第1項に定める特定処方箋である旨、当該処方箋の備考欄等に記載すること（施行規則第44条及び第45条）。

また、特定処方箋を薬局に送付するに当たっては、患者に当該処方箋の内容を説明する必要がある、あわせて当該処方箋の内容を患者あてにファクシミリ等で送付することが望ましいこと。

なお、薬剤師は、疑義照会等の法令で求める医師又は歯科医師への対応を適切に行うこと。

③ 特定処方箋に基づく薬剤の調剤及び薬剤遠隔指導等

医師又は歯科医師から送付された特定処方箋に基づき、登録薬局開設者の薬局において薬剤師が薬剤を調剤すること。その上で、当該薬剤師は、当該薬局

において、利用者に対し、調剤済み薬剤に関する薬剤遠隔指導等を行うこと。

薬剤遠隔指導等を行うに当たって、当該薬剤師は、薬局において使用するテレビ電話装置等と利用者において使用するテレビ電話装置等との間で通信を開始し、これから行おうとする薬剤遠隔指導等が、第2(2)①の国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の要件を満たすかどうかについて、改めて確認を行う。確認の結果、当該要件を満たさないと判断された場合は、薬剤遠隔指導等を中止すること。また、薬剤遠隔指導等の最中であっても、当該要件を満たさないことが確認された場合には、同様に薬剤遠隔指導等を中止すること。

④ 薬局から利用者への調剤済み薬剤の配送

薬剤遠隔指導等の実施後、薬剤師は、調剤済み薬剤を、薬局から利用者の居住する場所に郵送又は配送すること。

調剤済み薬剤の郵送又は配送に当たっては、薬剤師による利用者への直接の授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や、利用者本人への確実な授与等がなされることを確保するため、登録薬局開設者は必要な措置を講ずること。

⑤ 薬剤遠隔指導等の記録の作成・保存（法第20条の5第16項、施行規則第43条関係）

(ア) 記録の作成

登録薬局開設者は、その薬局の薬剤師に薬剤遠隔指導等を行わせたときは、当該薬剤遠隔指導等に関する次に掲げる事項及びその間に送受信された映像及び音声を記録すること。

- (i) 薬剤遠隔指導等を行わせた年月日
- (ii) 薬剤遠隔指導等に係る薬剤師及び利用者の氏名
- (iii) 利用者の居住する場所
- (iv) 薬剤遠隔指導等に使用したテレビ電話装置等の仕様

(イ) 記録の保存

登録薬局開設者は、(ア)の記録を、薬剤遠隔指導等を行わせた日から起算して1月間保存すること。

これは、薬剤遠隔指導等の実施後に、調剤録等の記載を補完することを想定して設定しているものであること。

(6) 登録事業の実施状況の報告等（法第20条の5第17項、施行規則第44条関係）

① 登録事業の実施状況の報告

登録薬局開設者は、登録事業の開始の日から6月ごとに、次に掲げる事項を

記載した報告書を作成し、その薬局の所在地の都道府県知事に提出することにより、登録事業の実施状況の報告を行うこと。

(ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 薬局の名称

(ウ) 薬局の所在地

(エ) 登録及びその更新の年月日

(オ) 利用者の数及び薬剤遠隔指導等の件数

(カ) 特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況

(キ) 登録事業の実施状況に関する事項（テレビ電話装置等の故障のため事業が継続できない場合を含む。）

なお、重篤な副作用が生じた場合等は、速やかに都道府県知事に報告すること。

② 都道府県知事の報告の徴収（法第20条の3第19項関係）

都道府県知事は、法第20条の5の規定の施行に必要な限度において、登録薬局開設者に対し、登録事業の実施状況について報告を求めることができること。

(7) 登録の取消し（法第20条の5第20項、第21項関係）

都道府県知事は、登録薬局開設者が薬局開設者でなくなったときは、その登録を取り消すこと。

都道府県知事は、次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、登録薬局開設者に対し、その登録を取り消すことができること。

① 内閣総理大臣の認定を受けた区域計画(②において「認定区域計画」という。)の変更の認定があったとき。

② 認定区域計画の認定が取り消されたとき。

③ 登録事業が以下のいずれかの理由で国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に該当しなくなったと認めるとき。

(ア) 特定処方箋以外の通常の処方箋により調剤された薬剤に関して薬剤遠隔指導等を行ったとき。

(イ) 特定区域に居住する者以外の者に対して薬剤遠隔指導等を行ったとき。

(ウ) 録画済みの映像を単に送信する、音声のみの送受信を行う、テレビ電話装置等の動画通信性能が低い、映像及び音声の記録機能を有しないなど、(2)

①の基準を満たさない方法で薬剤遠隔指導等を行ったとき。

(エ) (2) ②に該当しないにも関わらず薬剤遠隔指導等を行ったとき。

(オ) (2) ③の要件に該当しなくなったとき。

④ (4) ③の登録の欠格事由に該当することになったとき。

- ⑤ 不正な手段により登録、更新又は変更登録を受けたとき。
- ⑥ 登録薬局開設者に課せられた以下のいずれかの義務に違反したとき。
 - (ア) 変更登録の申請又は変更事項の届出を怠ったとき。
 - (イ) 動画品質に関する事前確認を怠ったとき。
 - (ウ) 薬剤遠隔指導等の記録・保存を怠ったとき。
 - (エ) 登録事業の実施状況の定期報告を怠ったとき。
- ⑦ 都道府県知事の報告の求めに対し、報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

なお、③のように、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の定義を満たさない薬剤遠隔指導等が行われた場合は、医薬品医療機器等法の読替規定の要件である「登録薬局開設者が登録を受けた国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を行う場合」に該当しないため、医薬品医療機器等法第9条の3第1項の規定が、当該薬剤遠隔指導等に直接適用されることとなり、同項違反となること。

(8) 登録の消除及び公示（法第20条の5第22項、第23項関係）

都道府県知事は、次に掲げるいずれかの場合に該当することにより、登録薬局開設者の登録がその効力を失ったときは、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿から、その登録を消除するとともに、その旨を公示すること。

- ① 登録薬局開設者が薬局開設の許可の更新と同時に登録の更新を受けなかったとき。
- ② 登録薬局開設者が登録事業を廃止したとき。
- ③ (7)により登録が取り消されたとき。

第3 施行期日

平成28年9月1日

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例）

第二十条の五 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業（国家戦略特別区域において、薬局開設者（医薬品医療機器等法第一条の四に規定する薬局開設者をいう。以下この条において同じ。）が、その薬局（医薬品医療機器等法第六条に規定する薬局をいう。以下この条において同じ。）の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。）が管轄する区域内の次項に規定する特定区域に居住する者に対して、特定処方箋（医師又は歯科医師から対面以外の方法による診察に基づいて交付された処方箋をいう。以下この項及び次項において同じ。）により調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合に、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に薬剤遠隔指導等（テレビ電話装置その他の装置（第十五項において「テレビ電話装置等」という。）を用いて行われる当該薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導をいう。以下この条において同じ。）を行わせる事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下この条及び別表の八の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を行おうとする薬局開設者は、当該国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を行おうとするその薬局ごとに、その薬局の所在地の都道府県知事の登録を受けることができる。

- 一 薬剤遠隔指導等が、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法であって、特定処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。
- 二 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者（特定処方箋により調剤された薬剤を購入し、又は譲り受ける場合に薬剤遠隔指導等を受ける者をいう。以下この条において同じ。）の居住する場所を訪問させることが容易でない場合として厚生労働省令で定める場合において、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に薬剤遠隔指導等を行わせるものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対する特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すること。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域内の都道府県知事の管轄する区域ごとに、特定区域（特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対する特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要なものとして厚生労働省令で定める措置が地方公共団体の長により講じられている区域をいう。）を定めるものとする。

3 第一項の登録を受けようとする薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び厚生労働省令で定める添付書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 その薬局の名称及び所在地

- 三 その行おうとする事業の内容及びその実施方法
 - 四 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名
 - 五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 4 都道府県知事は、第一項の登録の申請に係る事業が国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に該当すると認めるときは、登録をするものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。
- 一 第二十一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - 二 法人であって、その業務を行う役員のうちに前号に該当する者があるもの
- 6 第一項の登録は、医薬品医療機器等法第四条第四項の規定による同条第一項の許可の更新と同時にその更新を受けなければ、その効力を失う。
- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。
- 8 都道府県知事は、第一項の登録を受けた薬局開設者（以下この条において「登録薬局開設者」という。）について、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。
- 一 第一項の登録及びその更新の年月日並びに登録番号
 - 二 第三項第一号及び第二号に掲げる事項
- 9 登録薬局開設者は、第三項第三号又は第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の変更登録を受けなければならない。ただし、これらの事項の変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 10 第四項の規定は、前項の変更登録について準用する。
- 11 登録薬局開設者は、第三項第一号、第二号（薬局の名称に係る部分に限る。次項において同じ。）若しくは第四号に掲げる事項の変更又は第九項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 12 都道府県知事は、前項の規定による届出（第三項第一号及び第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受理したときは、その届出があった事項を国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿に登録するものとする。
- 13 登録薬局開設者は、第一項の登録（第九項の変更登録を含む。）を受けた事業（以下この条において「登録事業」という。）を廃止したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 14 登録薬局開設者が登録事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。
- 15 登録薬局開設者は、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して初めて薬剤遠隔指導等を行わせるまで（当該登録薬局開設者がそのテレビ電話装置等を変更した場合又は当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者がそのテレビ電話装置等を変更した場合にあっては、これらの変更後初めて薬剤遠隔指導等を行わせるまで）の間に、当該登録薬局開設者が用いるテレビ電話装置等と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者が用いるテレビ電話装置等との間で送受信される映像及び音声、薬剤遠隔指導等を行うために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合することを確認しなければならない。
- 16 登録薬局開設者は、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して薬剤遠隔指導等を行わせるときは、厚生労働省令

で定めるところにより、当該薬剤遠隔指導等を行わせた年月日、当該薬剤遠隔指導等に係る薬剤師及び特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の氏名その他の当該薬剤遠隔指導等に関する事項並びにその間に送受信された映像及び音声を記録し、これを保存しなければならない。

1 7 登録薬局開設者は、六月を超えない範囲内で厚生労働省令で定める期間ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、登録事業の実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

1 8 登録薬局開設者が登録事業を行う場合における医薬品医療機器等法第九条の三第一項 から第三項 まで、第六十九条第二項、第七十二条の四第一項、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条の三第一項、第八十一条の二第一項、第八十五条第七号、第八十六条第一項第十九号及び第二十号並びに第八十七条第十三号の規定の適用については、医薬品医療機器等法第九条の三第一項 中「対面により」とあるのは「対面により、又はテレビ電話装置等（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の五第一項に規定するテレビ電話装置等をいう。）を用いることにより」と、同条第二項 中「前項」とあるのは「前項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）」と、医薬品医療機器等法第六十九条第二項 中「から第九条の四 まで」とあるのは「、第九条の三第一項から第三項まで（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第四項、第九条の四」と、「第七十二条の四、第七十三条、第七十四条、第七十五条第一項」とあるのは「第七十二条の四第一項（同法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第二項、第七十三条（同法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第七十四条、第七十五条第一項（同法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第七十二条の四第一項、第七十三条、第七十五条第一項及び第八十一条の二第一項 中「この法律」とあるのは「この法律（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第七十六条の三第一項 中「から第四項 まで」とあるのは「、第二項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第三項若しくは第四項」と、医薬品医療機器等法第八十一条の二第一項 中「第六十九条第二項」とあるのは「第六十九条第二項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第八十五条第七号 中「第七十五条第一項」とあるのは「第七十五条第一項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第八十六条第一項第十九号 中「第七十二条の四第一項」とあるのは「第七十二条の四第一項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同項第二十号 中「第七十三条」とあるのは「第七十三条（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第八十七条第十三号 中「から第四項 まで若しくは第七十六条の八第一項 の規定による報告」とあるのは「、第二項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。）、第三項若しくは第四項若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

1 9 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、登録薬局開設者に対

- し、登録事業の実施状況について報告を求めることができる。
- 20 都道府県知事は、登録薬局開設者が薬局開設者でなくなったときは、当該薬局に係る第一項の登録を取り消さなければならない。
- 21 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録薬局開設者に対し、その登録を取り消すことができる。
- 一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を定めないこととするものに限る。）の認定があったとき。
 - 二 第十一条第一項の規定により認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を定めたものに限る。）の認定が取り消されたとき。
 - 三 登録薬局開設者が行う登録事業が国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に該当しなくなったと認めるとき。
 - 四 登録薬局開設者が不正の手段により第一項の登録、その更新又は第九項の変更登録を受けたとき。
 - 五 登録薬局開設者が第五項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 六 登録薬局開設者が第九項、第十一項又は第十五項から第十七項までの規定に違反したとき。
 - 七 登録薬局開設者が第十九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 22 都道府県知事は、登録薬局開設者の第一項の登録がその効力を失ったときは、その登録を削除しなければならない。
- 23 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
- 一 第一項の登録をしたとき。
 - 二 第十二項の規定により登録をしたとき。
 - 三 前項の規定により登録を削除したとき。

○厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）

（薬剤遠隔指導等の基準）

第三十条 法第二十条の五第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等を適切に行うことができる画面を有するとともに、鮮明な映像及び明瞭な音声を送受信する性能を有していること。
- 二 テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等を行う間に送受信された映像及び音声を記録する機能を有していること。

（薬剤遠隔指導等を行わせる場合）

第三十一条 法第二十条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める場合は、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づき、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合とする。

(国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の要件)

第三十二条 法第二十条の五第一項第三号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を適切に実施するために必要な業務に関する手順を定めた手順書を作成し、当該手順書に従い業務を行うこと。
- 二 薬剤遠隔指導等を実施するに当たり、あらかじめ、特定処方箋に記載される事項のほか、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先並びに特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者が薬剤遠隔指導等を受けたい旨を確認すること。
- 三 テレビ電話装置等の故障その他の事由により薬剤遠隔指導等の方法が第三十条各号に掲げる基準に適合しなくなった場合その他薬剤遠隔指導等を継続することができない事情が生じた場合は、速やかに薬剤遠隔指導等を中止すること。
- 四 特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、緊急時における特定処方箋を交付した医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所その他の関係医療機関（次条において「関係医療機関」という。）との連絡体制及び対応の手順を整備していること。
- 五 薬剤遠隔指導等に従事する者が、テレビ電話装置等の操作の方法その他薬剤遠隔指導等を適切に実施するために必要な知識及び技能を習得していること。

(特定区域において講じられている措置)

第三十三条 法第二十条の五第二項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる情報の収集並びに薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関に対する当該情報の適切な提供を行うこと。
 - イ 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号並びに当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に係る特定処方箋により調剤された薬剤の種類その他特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者が受けている薬剤遠隔指導等に関する事項
 - ロ 薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関の緊急時の電話番号その他の連絡先
- 二 薬剤遠隔指導等に係る特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの相談に応じ、薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関への連絡その他の便宜を供与すること。
- 三 当該特定区域内において、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施に伴う保健衛生上の影響に関する情報の収集を行うこと。
- 四 特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、前条第四号に掲げる整備に係る支援を行うこと。

(法第二十条の五第一項の登録の申請)

第三十四条 法第二十条の五第一項の規定により登録（同項に規定する登録をいう。第三十七条、第三十八条第二号、第四十条第二号、第四十一条第二号及び第四十四条第二項第四号において同じ。）を受けようとする薬局開設者は、あらかじめ、法第二十条の五第三項に規定する申請書及び添付書類をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

(法第二十条の五第三項の申請書の添付書類)

第三十五条 法第二十条の五第三項 の厚生労働省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

- 一 薬局開設の許可証の写し
- 二 薬局において使用するテレビ電話装置等の仕様を明らかにする書類
- 三 第三十二条第一号に規定する手順書
- 四 第三十二条第四号及び第五号に掲げる要件に該当することを証する書類
- 五 特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況の収集方法

(法第二十条の五第三項第五号 の申請書の記載事項)

第三十六条 法第二十条の五第三項第五号 の厚生労働省令で定める事項は、その薬局の電話番号その他の連絡先とする。

(法第二十条の五第六項 の登録の更新)

第三十七条 法第二十条の五第六項 の規定により登録の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び薬局開設の許可証をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 その薬局の名称及び住所地
- 三 その行おうとする事業の内容及びその実施方法
- 四 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名
- 五 その薬局の電話番号その他の連絡先

(法第二十条の五第九項 の変更登録の申請)

第三十八条 法第二十条の五第九項 の変更登録を受けようとする登録薬局開設者（同条第八項 に規定する登録薬局開設者をいう。第四十一条において同じ。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第三十五条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録及びその更新の年月日
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更しようとする年月日

(法第二十条の五第九項 の変更登録を要しない軽微な変更)

第三十九条 法第二十条の五第九項 の厚生労働省令で定める軽微な変更は、その薬局の電話番号その他の連絡先の変更とする。

(法第二十条の五第十一項 の変更の届出)

第四十条 法第二十条の五第十一項 の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第三十五条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録及びその更新の年月日
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更の年月日

(国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の廃止の届出)

第四十一条 登録薬局開設者は、登録事業（法第二十条の五第十三項 に規定する登録事業をいう。第四十四条第二項において同じ。）を廃止したときは、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録及びその更新の年月日
- 三 廃止の理由
- 四 廃止の年月日

(法第二十条の五第十五項 の映像及び音声の基準)

第四十二条 法第二十条の五第十五項 の厚生労働省令で定める基準は、薬剤遠隔指導等を適切に行うことが可能な鮮明な映像及び明瞭な音声であることとする。

(薬剤遠隔指導等に関する事項等の記録及び保存)

第四十三条 登録薬局開設者は、法第二十条の五第十六項 の規定による記録を、薬剤遠隔指導等を行われた日から起算して一月保存しなければならない。

(登録事業の実施状況の報告)

第四十四条 法第二十条の五第十七項 の厚生労働省令で定める期間は、六月とする。

2 法第二十条の五第十七項 の規定による報告は、登録事業の開始の日から六月ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、その薬局の所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 薬局の名称
- 三 薬局の所在地
- 四 登録及びその更新の年月日
- 五 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の数及び薬剤遠隔指導等の件数
- 六 特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況
- 七 登録事業の実施状況に関する事項（テレビ電話装置等の故障のため事業が継続できない状況を含む。）

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 を適用する場合の読替え)

第四十五条 登録薬局開設者が登録事業を行う場合における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十五条の十二、第十五条の十三及び第二百四十四条の規定の適用については、同令第十五条の十

二 中「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）」と、同令第十五条の十三第一項第一号 中「設備がある場所」とあるのは「設備がある場所（国家戦略特別区域法第二十条の五第一項に規定する薬剤遠隔指導等を行う場合にあつては、当該薬局内の場所）」と、同条第四項 中「法第九条の三第二項」とあるのは「法第九条の三第二項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同令第二百四十四条 中「場合」とあるのは「場合及び国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合」とする。

（医師が交付する特定処方箋の記載事項）

第四十六条 医師が特定処方箋を交付する場合には、医師法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十七号）第二十一条に規定する事項に加え、当該処方せんが法第二十条の五第一項に規定する特定処方箋である旨を記載するものとする。

（歯科医師が交付する特定処方箋の記載事項）

第四十七条 歯科医師が特定処方箋を交付する場合には、歯科医師法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十八号）第二十条に規定する事項に加え、当該処方せんが法第二十条の五第一項に規定する特定処方箋である旨を記載するものとする。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたっては、次の点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一〇七 (略)

八 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施にあたっては、薬剤師による服薬指導が対面を原則としていることに鑑み、あくまで離島や過疎地など、対面での服薬指導が困難な地域に限定し、これらの地域要件を外した全国展開を前提としないこと。

国家戦略特区法の一部を改正する法律(平成28年法律第55号)による 薬剤師による対面での服薬指導義務の特例

※施行:平成28年9月1日

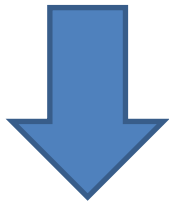
規制改革事項の内容

日本再興戦略(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、薬剤師による対面での服薬指導義務の特例として、国家戦略特区内で実証的に、①離島、へき地に居住する者に対し、②遠隔診療が行われ、③対面での服薬指導ができない場合に限り、④テレビ電話による服薬指導(遠隔服薬指導)を可能とする。

概要

<現状>

- 医薬品医療機器等法では、人体への作用が著しい処方薬の服用は、重篤な副作用が生じるおそれがあるため、薬剤師による対面での服薬指導が義務づけられている。

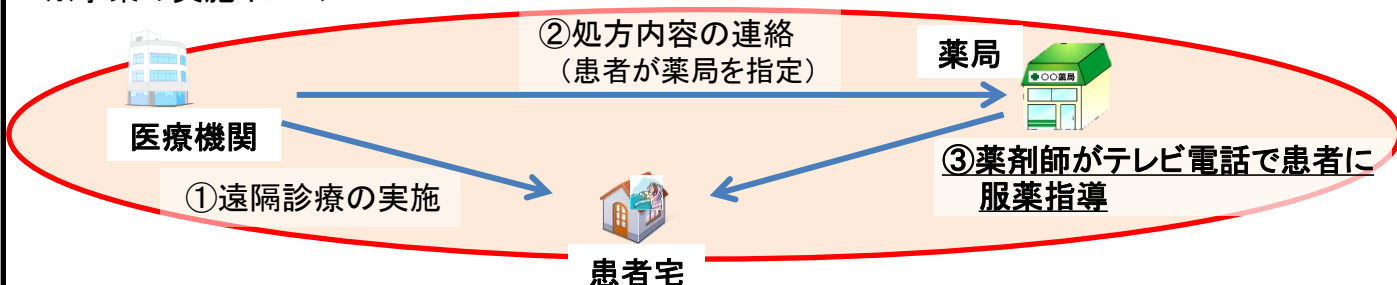


遠隔診療が行われた場合に対応する必要

薬剤師による対面での服薬指導義務の特例

- 遠隔服薬指導を安全かつ確実に実施できるようにするため、上記①～④の要件を踏まえた基準を定める。
- 国家戦略特区内の薬局が基準を満たすかどうかを、都道府県知事等が事前に確認する登録制度を設ける。
- 遠隔服薬指導の実施状況の記録保存・定期報告を薬局に義務付ける。

※事業の実施イメージ



薬生総発 1130 第 3 号
薬生安発 1130 第 2 号
平成 29 年 11 月 30 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 平成 28 年年報」の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業は、公益財団法人日本医療機能評価機構による厚生労働省補助事業であり、平成 21 年 4 月より、薬局から報告されたヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。この事業は、医療安全対策に有用な情報について、薬局間で広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、同機構より、平成 28 年 1 月から 12 月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行った「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 平成 28 年年報」が公表されました。この年報は、同機構から各都道府県、各保健所設置市及び各特別区の長宛に送付されており、同機構のホームページにも掲載されています (<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>)。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止のために内容を確認の上、関係者に対して周知方お願いいたします。

また、本事業は多数の薬局が参加登録及び報告されることにより情報が蓄積され医療安全に繋がります。そのため、貴会会員に対し、当事業への積極的な参加登録の呼びかけについてもご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、薬局の参加登録方法については、上述の同機構のホームページをご確認ください。

事 務 連 絡
平成29年12月 6 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

登録販売者に対する研修の受講状況等に関する報告について（情報提供）

今般、登録販売者に対する研修の実施を徹底させるため、都道府県等に対し、別添のとおり、外部研修実施機関からの報告内容及び一般用医薬品販売業者等における外部研修の受講状況の確認結果を厚生労働省に報告していただくよう依頼しましたので、御了知いただくとともに、登録販売者に対する研修を徹底させるよう、引き続き、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

(別添)

薬生総発1206第1号
平成29年12月6日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

登録販売者に対する研修の受講状況等に関する報告について（依頼）

日頃より薬事行政に対しご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

登録販売者に対する研修の実施を徹底させるため、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成29年8月24日付け薬生総発0824第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）により、外部研修実施機関からの報告内容及び一般用医薬品販売業者等における外部研修の受講状況の確認結果を厚生労働省に報告していただくようお願いしているところですが、報告方法等は別紙のとおりですので、協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、貴管内関係団体、関係機関等に対し、引き続き、外部研修ガイドライン等の周知徹底をお願いいたします。

1 報告内容

(1) 外部研修実施機関からの報告内容

実施する研修の概要を届け出ている外部研修実施機関について、次の①から⑤までに掲げる事項を報告してください。①から④については、回答用ファイル（別添様式1）に記入し、⑤については、外部研修実施機関からの届出又は報告の写しを提供してください。

- ①外部研修実施機関の名称及び所在地
- ②実施年月日（実施期間）
- ③実施回数
- ④受講者数
- ⑤実施した研修の概要

(2) 一般用医薬品販売業者等における外部研修の受講状況の確認結果

医薬品・医療機器等一斉監視指導における、薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（既存配置販売業者を除く。）に対する立入検査の結果を回答用ファイル（別添様式2）に記入して報告してください。

2 報告期限等

平成29年度における1の報告内容を平成30年4月末までに厚生労働省医薬・生活衛生局総務課まで電子メールにて報告してください。以後、毎年4月末までに、前年度の1の報告内容について、同様に報告してください。

- ・ 報告先メールアドレス
hanbai-site@mhlw.go.jp

(別紙様式 1)

外部研修実施機関からの報告内容

(自治体名 :)

	①外部研修実施機関		②実施年月日 (実施期間 ^{※1})	③実施回数	④受講者数 ^{※2}
	名称	所在地			
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※1：複数回実施している場合は、実施期間でも差し支えありません。例：H29.5～H29.12

※2：貴管内の店舗に従事する（配置販売業にあっては、貴都道府県を従事区域とする）登録販売者に限定してください。

(別紙様式 2)

研修の受講状況の確認

(自治体名 :)

		薬局				店舗販売業				配置販売業			
		適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
①	従事者に対する研修を実施しているか。				0				0				0
②	登録販売者に対する外部研修を適切に受講させているか。				0				0				0

※医薬品・医療機器等一斉監視指導における、薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者に対する立入検査の結果報告と同じ結果を報告してください。配置販売業は都道府県のみ。

年度末の許可施設数、登録販売者数

①	薬局	
②	店舗販売業	
③	配置販売業（既存配置販売業を除く）	
④	登録販売者数	

※③、④は都道府県のみ。

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成 29 年 9 月分

September, 2017

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成29年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

平成29年9月の家電大型専門店販売額は3158億円、前年同月比で見ると1.2%の増加となった。商品別にみると、その他が同10.8%の増加、カメラ類が同8.8%の増加、情報家電が同3.2%の増加となった。

一方、生活家電が同▲2.2%の減少、通信家電が同▲1.0%の減少、AV家電が同▲0.4%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,158	430	648	281	184	1,239	376	2,508
1.2	▲0.4	3.2	▲1.0	8.8	▲2.2	10.8	2.5

6. ドラッグストア販売額の動向

平成29年9月のドラッグストア販売額は4923億円、前年同月比で見ると7.7%の増加となった。

商品別にみると、調剤医薬品が同10.9%の増加、食品が同9.8%の増加、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同8.7%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同8.3%の増加、健康食品が同7.1%の増加、OTC医薬品が同6.6%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同5.1%の増加、トイレタリーが同4.8%の増加、その他が同4.0%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食 品	その他	店舗数
4,923	325	686	328	170	734	469	759	1,339	112	14,693
7.7	10.9	6.6	8.7	7.1	8.3	4.8	5.1	9.8	4.0	5.7

7. ホームセンター販売額の動向

平成29年9月のホームセンター販売額は2507億円、前年同月比で見ると1.6%の増加となった。

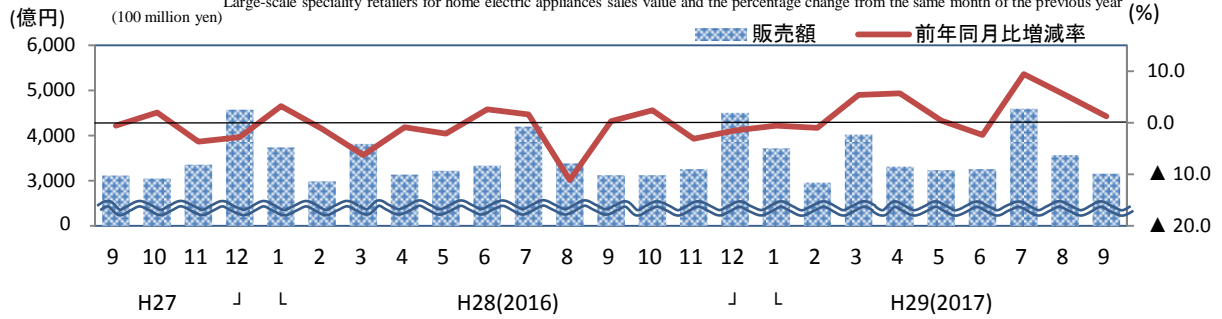
商品別にみると、園芸・エクステリアが同5.8%の増加、DIY用具・素材が同2.9%の増加、その他が同1.9%の増加、ペット・ペット用品が同1.6%の増加、インテリアが同0.7%の増加となった。

一方、電気が同▲2.2%の減少、オフィス・カルチャーが同▲0.9%の減少、家庭用品・日用品が同▲0.3%の減少、カー用品・アウトドアが同▲0.1%の減少となった。

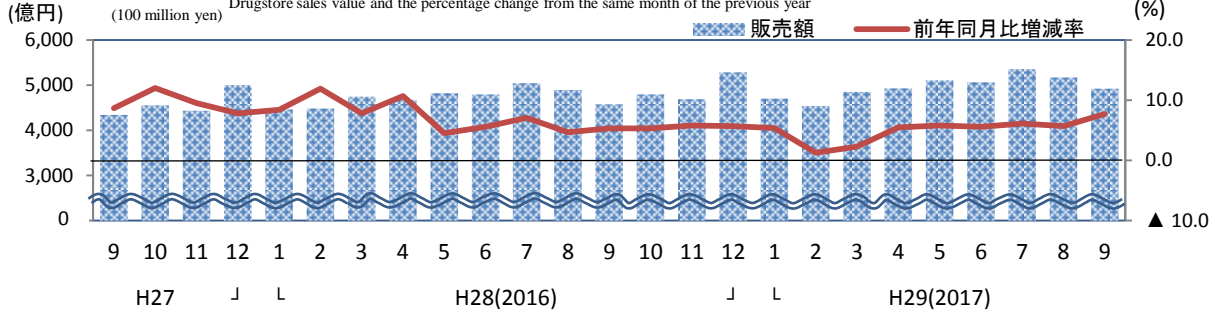
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,507	552	143	163	564	394	207	129	129	226	4,291
1.6	2.9	▲2.2	0.7	▲0.3	5.8	1.6	▲0.1	▲0.9	1.9	1.3

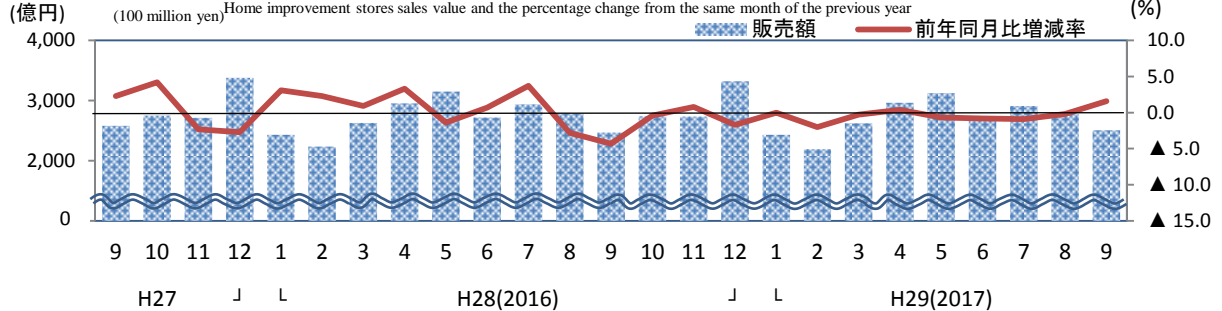
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
平成 26 年	45,311	-	2,443	49,375	-	13,069	33,452	-	4,124	C.Y. 2014
27	42,467	▲6.3	2,432	53,609	6.4	13,547	33,012	▲1.3	4,209	2015
28	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	2016
平成 26 年度	41,781	-	2,446	49,423	-	13,157	32,517	-	4,139	F.Y. 2014
27	42,288	1.2	2,430	54,776	9.2	13,653	33,159	2.0	4,218	2015
28	41,984	▲0.7	2,478	57,665	5.3	14,361	33,040	▲0.4	4,271	2016
平成 28 年 7~9月	10,704	▲3.1	2,448	14,511	5.7	13,898	8,185	▲1.1	4,236	Q3 2016
10~12	10,884	▲0.9	2,472	14,763	5.6	14,190	8,793	▲0.5	4,273	Q4 2016
平成 29 年 1~3月	10,698	1.5	2,478	14,094	3.0	14,361	7,245	▲0.7	4,271	Q1 2017
4~6	9,809	1.1	2,503	15,100	5.6	14,526	8,785	▲0.4	4,279	Q2 2017
7~9	11,320	5.8	2,508	15,452	6.5	14,693	8,192	0.1	4,291	Q3 2017
平成 28 年 7月	4,202	1.6	2,446	5,045	7.1	13,855	2,936	3.7	4,244	Jul. 2016
8	3,383	▲11.1	2,443	4,893	4.7	13,887	2,781	▲2.8	4,234	Aug. 2016
9	3,119	0.3	2,448	4,573	5.3	13,898	2,468	▲4.3	4,236	Sep. 2016
10	3,124	2.4	2,450	4,792	5.3	14,033	2,738	▲0.4	4,245	Oct. 2016
11	3,252	▲3.1	2,457	4,689	5.8	14,111	2,737	0.8	4,257	Nov. 2016
12	4,507	▲1.5	2,472	5,282	5.7	14,190	3,318	▲1.7	4,273	Dec. 2016
平成 29 年 1月	3,716	▲0.6	2,465	4,704	5.4	14,216	2,433	0.0	4,263	Jan. 2017
2	2,960	▲1.0	2,466	4,537	1.3	14,284	2,189	▲2.0	4,264	Feb. 2017
3	4,022	5.4	2,478	4,853	2.3	14,361	2,623	▲0.3	4,271	Mar. 2017
4	3,316	5.7	2,490	4,933	5.5	14,448	2,962	0.4	4,280	Apr. 2017
5	3,236	0.4	2,497	5,104	5.8	14,479	3,125	▲0.7	4,279	May 2017
6	3,257	▲2.4	2,503	5,064	5.6	14,526	2,698	▲0.8	4,279	Jun. 2017
7	4,595	9.4	2,510	5,355	6.1	14,568	2,910	▲0.9	4,282	Jul. 2017
8	3,567	5.4	2,506	5,174	5.7	14,621	2,775	▲0.2	4,281	Aug. 2017
9	3,158	1.2	2,508	4,923	7.7	14,693	2,507	1.6	4,291	Sep. 2017

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア(化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	店舗数(店) Number of establishments	Year and Month	
													Sales value (million yen)
販売額 (百万円)	平成26年	4,937,496	345,127	736,637	356,282	164,669	726,156	511,691	769,489	1,206,513	120,932	13,069	C.Y. 2014
	27	5,360,899	364,366	791,064	388,937	190,617	811,167	535,639	813,831	1,339,365	125,913	13,547	2015
	28	5,725,801	375,156	829,612	401,195	197,031	852,185	562,640	881,506	1,491,466	135,010	14,190	2016
	平成26年度	4,942,326	348,874	735,340	355,660	163,453	723,102	500,564	769,228	1,227,941	118,164	13,157	F.Y. 2014
	27	5,477,603	376,583	804,540	396,989	194,159	825,331	544,642	829,804	1,377,106	128,449	13,653	2015
	28	5,766,513	366,386	834,961	401,494	198,481	859,534	565,771	889,511	1,514,881	135,494	14,361	2016
	平成28年7~9月	1,451,074	90,150	206,008	95,829	51,022	218,949	144,461	227,288	383,672	33,695	13,898	Q3 2016
	10~12	1,476,337	92,106	216,947	103,279	48,909	220,435	143,199	232,758	382,543	36,161	14,190	Q4
	平成29年1~3月	1,409,448	91,589	209,183	103,731	48,967	205,938	135,379	208,802	373,479	32,380	14,361	Q1 2017
	4~6	1,510,025	94,658	212,208	101,328	52,236	229,981	147,434	232,065	405,385	34,730	14,526	Q2
	7~9	1,545,174	96,215	216,259	102,426	53,673	234,350	148,885	239,951	418,121	35,294	14,693	Q3
	平成28年7月	504,502	31,020	71,636	33,391	17,647	78,035	51,150	79,097	131,122	11,404	13,855	Jul. 2016
	8	489,273	29,813	69,999	32,262	17,531	73,175	48,560	75,909	130,524	11,500	13,887	Aug.
	9	457,299	29,317	64,373	30,176	15,844	67,739	44,751	72,282	122,026	10,791	13,898	Sep.
	10	479,179	29,796	70,676	32,397	16,230	71,095	46,677	75,867	125,164	11,277	14,033	Oct.
	11	468,918	29,640	68,971	33,537	15,461	68,581	45,919	72,870	122,435	11,504	14,111	Nov.
	12	528,240	32,670	77,300	37,345	17,218	80,759	50,603	84,021	134,944	13,380	14,190	Dec.
	平成29年1月	470,431	29,097	70,597	35,000	16,255	68,648	45,339	71,602	122,686	11,207	14,216	Jan. 2017
	2	453,709	30,120	66,231	33,996	15,866	64,917	43,594	66,676	122,060	10,249	14,284	Feb.
	3	485,308	32,372	72,355	34,735	16,846	72,373	46,446	70,524	128,733	10,924	14,361	Mar.
	4	493,281	31,625	69,278	33,536	16,820	74,839	48,251	75,108	132,337	11,487	14,448	Apr.
	5	510,358	30,755	72,281	33,989	17,513	77,472	50,353	78,649	137,254	12,092	14,479	May
	6	506,386	32,278	70,649	33,803	17,903	77,670	48,830	78,308	135,794	11,151	14,526	Jun.
	7	535,477	32,075	74,482	35,537	18,769	83,641	52,445	83,358	143,030	12,140	14,568	Jul.
8	517,359	31,642	73,135	34,074	17,936	77,314	49,522	80,651	141,152	11,933	14,621	Aug.	
9	492,338	32,498	68,642	32,815	16,968	73,395	46,918	75,942	133,939	11,221	14,693	Sep.	
前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2014
	27	6.4	6.6	4.7	6.3	6.6	8.9	2.6	5.3	8.8	0.4	3.7	2015
	28	6.8	3.0	4.9	3.2	3.4	5.1	5.0	8.3	11.4	7.2	4.7	2016
	平成26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2014
	27	9.2	8.7	7.3	9.4	11.8	12.0	7.2	7.5	10.5	5.7	3.8	2015
	28	5.3	▲2.7	3.8	1.1	2.2	4.1	3.9	7.2	10.0	5.5	5.2	2016
	平成28年7~9月	5.7	0.4	2.9	0.3	1.2	4.2	4.3	7.7	10.9	8.0	3.7	Q3 2016
	10~12	5.6	▲4.2	5.2	1.0	1.8	4.1	2.5	8.8	10.5	6.4	4.7	Q4
	平成29年1~3月	3.0	▲8.7	2.6	0.3	3.1	3.7	2.4	4.0	6.7	1.5	5.2	Q1 2017
	4~6	5.6	2.3	4.6	2.7	5.4	7.4	3.3	5.2	8.0	4.4	5.2	Q2
	7~9	6.5	6.7	5.0	6.9	5.2	7.0	3.1	5.6	9.0	4.7	5.7	Q3
	平成28年7月	7.1	0.7	5.5	2.0	2.0	6.2	6.2	9.3	11.5	9.6	3.8	Jul. 2016
	8	4.7	0.7	2.6	0.2	1.3	1.8	3.4	5.9	9.9	6.0	3.9	Aug.
	9	5.3	▲0.1	0.4	▲1.4	0.3	4.8	3.4	7.9	11.4	8.5	3.7	Sep.
	10	5.3	▲4.9	4.2	▲0.8	0.2	3.0	2.2	10.9	10.5	6.2	4.2	Oct.
	11	5.8	▲4.0	5.9	1.7	0.6	4.7	3.2	8.4	10.4	7.4	4.4	Nov.
	12	5.7	▲3.9	5.6	1.8	4.4	4.5	2.1	7.4	10.7	5.6	4.7	Dec.
	平成29年1月	5.4	▲5.6	7.6	3.9	4.2	4.1	3.6	6.7	8.7	2.2	4.6	Jan. 2017
	2	1.3	▲10.0	0.1	▲2.0	0.0	3.0	1.0	2.2	5.1	0.5	4.9	Feb.
	3	2.3	▲10.2	0.4	▲0.9	4.9	4.0	2.5	3.0	6.4	1.8	5.2	Mar.
	4	5.5	▲2.8	3.6	2.1	4.5	6.9	5.5	7.2	8.0	5.8	5.2	Apr.
	5	5.8	4.4	5.4	2.0	5.3	7.3	3.5	4.5	8.1	6.6	5.1	May
	6	5.6	5.6	4.9	4.1	6.2	7.9	1.0	4.0	8.1	0.8	5.2	Jun.
	7	6.1	3.4	4.0	6.4	6.4	7.2	2.5	5.4	9.1	6.5	5.1	Jul.
8	5.7	6.1	4.5	5.6	2.3	5.7	2.0	6.2	8.1	3.8	5.3	Aug.	
9	7.7	10.9	6.6	8.7	7.1	8.3	4.8	5.1	9.8	4.0	5.7	Sep.	
Percentage change from the same month/term of the previous year (%)													

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 26年	209,770	587	40,073	111	56,279	160	85,711	236	28,308	91	33,286	99	C.Y. 2014
	27	223,651	616	43,523	127	63,359	170	103,311	240	31,120	98	40,680	104	2015
	28	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	2016
	平成 26年度	210,738	584	40,073	113	57,539	163	88,903	239	28,586	91	34,844	100	F.Y. 2014
	27	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	2015
	28	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	2016
	平成 28年 7~9月	62,111	639	12,559	138	17,098	170	27,630	248	9,204	104	11,516	110	Q3 2016
	10~12	60,856	654	12,470	141	16,885	173	27,157	254	8,922	107	11,032	115	Q4
	平成 29年 1~3月	61,135	659	11,859	142	16,058	172	26,720	259	8,727	109	11,008	117	Q1 2017
	4~6	61,758	661	12,769	144	17,143	174	28,147	263	9,325	111	11,732	119	Q2
	7~9	65,707	669	13,350	147	18,053	177	29,419	265	9,973	114	12,559	121	Q3
	平成 28年 7月	20,710	635	4,175	136	5,732	170	9,290	248	3,021	103	3,794	109	Jul. 2016
	8	21,373	640	4,422	138	6,001	170	9,581	250	3,255	104	4,032	109	Aug.
	9	20,028	639	3,962	138	5,365	170	8,759	248	2,928	104	3,690	110	Sep.
	10	20,078	646	4,120	140	5,554	172	8,890	249	2,945	105	3,591	113	Oct.
	11	19,977	647	3,990	141	5,488	173	8,911	252	2,914	106	3,711	114	Nov.
	12	20,801	654	4,360	141	5,843	173	9,356	254	3,063	107	3,730	115	Dec.
	平成 29年 1月	21,784	654	4,131	144	5,535	173	9,322	254	3,062	108	3,839	115	Jan. 2017
	2	20,601	659	3,823	142	5,125	173	8,620	256	2,807	108	3,634	117	Feb.
	3	18,750	659	3,905	142	5,398	172	8,778	259	2,858	109	3,535	117	Mar.
	4	20,294	659	4,238	144	5,660	172	9,244	260	3,077	111	3,809	119	Apr.
	5	20,200	659	4,215	144	5,696	174	9,304	261	3,076	111	3,876	119	May
	6	21,264	661	4,316	144	5,787	174	9,599	263	3,172	111	4,047	119	Jun.
	7	22,228	665	4,589	145	6,202	176	10,095	265	3,349	111	4,170	120	Jul.
8	22,326	667	4,570	146	6,154	177	9,845	264	3,426	111	4,345	121	Aug.	
9	21,153	669	4,191	147	5,697	177	9,479	265	3,198	114	4,044	121	Sep.	
前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2014
	27	6.9	5.5	8.6	14.4	5.4	6.3	4.4	2.1	9.9	7.7	5.6	5.1	2015
	28	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	2016
	平成 26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2014
	27	9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	2015
	28	5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	2016
	平成 28年 7~9月	5.2	5.4	9.7	12.2	3.4	0.6	3.1	2.5	12.0	8.3	9.1	5.8	Q3 2016
	10~12	4.1	6.2	9.6	11.0	5.2	1.8	5.5	5.8	10.1	9.2	9.9	10.6	Q4
	平成 29年 1~3月	4.3	6.1	7.7	10.9	3.9	2.4	4.8	6.6	9.6	10.1	9.1	9.3	Q1 2017
	4~6	5.4	5.1	7.0	8.3	5.5	2.4	6.2	6.5	8.5	7.8	7.7	9.2	Q2
	7~9	5.8	4.7	6.3	6.5	5.6	4.1	6.5	6.9	8.4	9.6	9.1	10.0	Q3
	平成 28年 7月	5.8	6.4	8.6	14.3	2.8	1.8	4.2	2.5	11.5	13.2	7.0	5.8	Jul. 2016
	8	5.0	6.3	10.1	14.0	3.7	1.8	4.6	3.7	12.4	10.6	10.1	5.8	Aug.
	9	4.9	5.4	10.5	12.2	3.5	0.6	0.3	2.5	12.0	8.3	10.4	5.8	Sep.
	10	4.8	5.7	9.6	12.0	6.0	1.2	5.1	3.8	11.0	8.2	9.4	8.7	Oct.
	11	4.1	5.2	8.3	11.9	6.4	1.8	6.2	5.0	11.2	9.3	9.7	8.6	Nov.
	12	3.3	6.2	10.7	11.0	3.5	1.8	5.1	5.8	8.2	9.2	10.8	10.6	Dec.
	平成 29年 1月	6.5	6.2	7.9	13.4	4.7	3.0	6.5	5.8	10.5	10.2	10.6	10.6	Jan. 2017
	2	5.0	6.5	9.3	11.8	2.7	3.0	4.2	6.2	8.5	10.2	9.3	11.4	Feb.
	3	1.2	6.1	5.9	10.9	4.3	2.4	3.7	6.6	9.8	10.1	7.4	9.3	Mar.
	4	5.6	5.8	9.5	11.6	6.9	2.4	6.1	4.8	10.4	9.9	7.3	10.2	Apr.
	5	6.2	5.6	6.1	9.1	5.2	3.0	6.4	5.2	8.2	7.8	8.4	8.2	May
	6	4.4	5.1	5.5	8.3	4.4	2.4	6.1	6.5	7.0	7.8	7.4	9.2	Jun.
	7	7.3	4.7	9.9	6.6	8.2	3.5	8.7	6.9	10.9	7.8	9.9	10.1	Jul.
8	4.5	4.2	3.3	5.8	2.5	4.1	2.8	5.6	5.3	6.7	7.8	11.0	Aug.	
9	5.6	4.7	5.8	6.5	6.2	4.1	8.2	6.9	9.2	9.6	9.6	10.0	Sep.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo		
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 26年	59,218	144	140,068	313	103,733	180	90,456	235	324,756	901	230,788	659	514,041	1,449
	27	75,209	155	146,294	324	102,348	200	102,000	273	338,126	935	266,785	698	589,413	1,483
	28	78,886	171	153,921	332	109,717	214	108,220	275	352,599	959	284,809	710	614,519	1,536
	平成 26年度	62,458	148	138,246	319	100,506	185	91,786	262	320,456	918	232,203	678	519,803	1,459
	27	75,092	161	149,617	326	105,801	202	104,437	268	344,234	937	274,105	700	603,712	1,486
	28	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,081	969	286,277	720	613,274	1,553
	平成 28年 7～9月	20,719	167	39,818	327	28,173	203	27,420	267	87,842	934	71,517	702	151,532	1,508
	10～12	19,929	171	38,693	332	27,697	214	27,376	275	92,307	959	74,340	710	157,014	1,536
	平成 29年 1～3月	19,769	173	38,009	332	27,664	218	26,243	269	87,421	969	70,103	720	149,576	1,553
	4～6	20,762	175	39,375	331	28,919	223	27,403	270	92,447	982	74,324	727	159,610	1,569
	7～9	22,072	180	41,126	334	30,629	227	28,210	274	92,771	977	75,499	739	159,424	1,585
	平成 28年 7月	6,867	163	13,513	326	9,468	200	9,376	269	30,753	941	24,757	707	54,101	1,507
	8	7,232	165	13,855	328	9,801	201	9,396	269	28,939	935	24,074	707	49,786	1,508
	9	6,620	167	12,450	327	8,904	203	8,648	267	28,150	934	22,686	702	47,645	1,508
	10	6,448	168	12,639	326	8,925	207	8,826	272	30,255	962	23,832	712	50,877	1,520
	11	6,653	169	12,571	332	9,070	211	8,843	273	28,925	959	24,249	712	49,821	1,527
	12	6,828	171	13,483	332	9,702	214	9,707	275	33,127	959	26,259	710	56,316	1,536
	平成 29年 1月	6,865	171	13,095	333	9,402	214	8,953	266	28,913	958	23,146	712	49,240	1,535
	2	6,509	172	12,309	332	9,084	217	8,475	266	27,891	963	22,671	717	47,866	1,544
	3	6,395	173	12,605	332	9,178	218	8,815	269	30,617	969	24,286	720	52,470	1,553
	4	6,672	175	12,575	332	9,279	219	8,904	268	30,158	977	23,963	723	52,728	1,560
5	6,895	175	13,301	331	9,641	220	9,154	271	31,423	978	25,273	726	53,946	1,556	
6	7,195	175	13,499	331	9,999	223	9,345	270	30,866	982	25,088	727	52,936	1,569	
7	7,401	178	14,087	333	10,298	223	9,585	270	32,387	977	26,365	732	56,165	1,578	
8	7,582	179	14,105	333	10,572	226	9,592	272	30,705	976	24,914	736	52,512	1,581	
9	7,089	180	12,934	334	9,759	227	9,033	274	29,679	977	24,220	739	50,747	1,585	
前年 (度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	3.7	8.4	2.9	2.9	2.7	7.0	7.6	5.4	5.6	2.5	5.7	3.7	8.8	1.8
	28	4.9	10.3	5.2	2.5	7.2	7.0	6.1	0.7	4.3	2.6	6.8	1.7	4.3	3.6
	平成 26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	3.9	8.8	7.0	2.2	8.6	9.2	9.9	2.3	8.6	2.1	10.4	3.2	11.7	1.9
	28	6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.9	1.6	4.5
	平成 28年 7～9月	6.8	8.4	2.5	0.3	2.7	2.5	3.8	0.8	2.6	1.1	3.5	1.7	1.0	1.5
	10～12	6.9	10.3	4.0	2.5	4.6	7.0	3.5	0.7	3.7	2.6	5.7	1.7	1.8	3.6
	平成 29年 1～3月	5.5	7.5	2.4	1.8	4.5	7.9	▲0.2	0.4	2.9	3.4	2.1	2.9	▲0.8	4.5
	4～6	6.5	8.0	2.8	1.5	5.7	10.4	1.0	0.4	5.6	4.6	5.7	3.1	2.9	4.2
	7～9	6.5	7.8	3.3	2.1	8.7	11.8	2.9	2.6	5.6	4.6	5.6	5.3	5.2	5.1
	平成 28年 7月	5.8	7.9	4.0	▲0.9	1.2	1.0	4.4	1.5	3.4	2.8	4.2	2.5	3.6	1.3
	8	6.2	7.1	1.1	0.3	1.8	2.0	2.1	1.1	1.1	1.9	2.9	3.2	▲0.8	1.5
	9	8.5	8.4	2.6	0.3	5.4	2.5	5.0	0.8	3.3	1.1	3.5	1.7	▲0.1	1.5
	10	5.0	8.4	2.9	0.6	2.9	4.5	4.2	1.5	4.4	3.6	5.2	3.2	1.1	2.3
	11	8.6	9.0	4.8	2.8	6.6	6.6	4.4	1.5	2.5	2.3	7.0	2.4	2.3	2.5
	12	7.0	10.3	4.3	2.5	4.2	7.0	2.2	0.7	4.2	2.6	4.9	1.7	2.0	3.6
	平成 29年 1月	7.0	8.9	4.8	2.8	6.6	7.0	1.9	▲1.1	5.9	2.5	3.7	2.4	1.9	3.2
	2	5.3	8.9	0.5	1.8	3.7	8.0	▲2.2	▲1.1	0.8	3.0	0.4	2.7	▲2.7	4.0
	3	4.2	7.5	2.0	1.8	3.3	7.9	▲0.3	0.4	2.2	3.4	2.3	2.9	▲1.5	4.5
	4	5.4	9.4	2.0	1.5	3.9	8.4	0.1	0.4	6.5	4.5	5.1	2.7	3.6	4.1
5	7.0	8.7	3.1	1.5	4.8	8.4	1.0	1.5	4.7	4.2	5.8	3.1	2.7	3.7	
6	7.0	8.0	3.2	1.5	8.2	10.4	1.8	0.4	5.7	4.6	6.2	3.1	2.3	4.2	
7	7.8	9.2	4.2	2.1	8.8	11.5	2.2	0.4	5.3	3.8	6.5	3.5	3.8	4.7	
8	4.8	8.5	1.8	1.5	7.9	12.4	2.1	1.1	6.1	4.4	3.5	4.1	5.5	4.8	
9	7.1	7.8	3.9	2.1	9.6	11.8	4.5	2.6	5.4	4.6	6.8	5.3	6.5	5.1	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month	
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
386,247	896	87,014	262	56,534	154	62,800	148	42,309	101	41,534	118	61,923	190	C.Y.	2014
406,054	912	90,697	269	60,477	153	66,839	148	46,009	100	42,584	130	63,376	201		2015
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208		2016
384,905	895	85,594	262	56,743	155	63,801	151	43,413	99	40,926	119	60,888	193	F.Y.	2014
413,291	921	93,210	269	62,270	152	68,658	151	47,281	102	43,664	132	65,062	196		2015
423,020	963	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211		2016
105,908	932	24,981	273	16,811	154	18,947	153	13,531	107	11,523	128	17,555	205	Q3	2016
108,022	946	25,257	279	16,877	155	18,919	154	13,468	110	11,645	128	17,611	208	Q4	
102,848	963	24,267	285	16,065	156	17,831	158	13,354	111	11,130	130	17,379	211	Q1	2017
110,426	979	25,441	286	16,964	158	19,253	160	14,739	113	11,997	129	18,346	212	Q2	
110,864	982	26,877	288	18,208	157	20,313	160	15,628	116	12,297	134	19,309	215	Q3	
37,087	937	8,554	272	5,648	153	6,278	152	4,566	105	3,974	129	5,978	203	Jul.	2016
35,547	935	8,501	274	5,833	153	6,636	152	4,669	106	3,936	130	6,046	204	Aug.	
33,274	932	7,926	273	5,330	154	6,033	153	4,296	107	3,613	128	5,531	205	Sep.	
34,613	938	8,190	275	5,502	154	6,184	154	4,325	107	3,882	129	5,615	206	Oct.	
34,656	943	7,974	279	5,429	154	6,110	154	4,403	109	3,679	128	5,693	207	Nov.	
38,753	946	9,093	279	5,946	155	6,625	154	4,740	110	4,084	128	6,303	208	Dec.	
34,326	949	8,096	280	5,542	155	6,074	154	4,469	110	3,691	129	5,627	208	Jan.	2017
32,953	954	7,852	284	5,275	156	5,944	157	4,433	111	3,559	129	5,718	210	Feb.	
35,569	963	8,319	285	5,248	156	5,813	158	4,452	111	3,880	130	6,034	211	Mar.	
35,839	971	8,252	284	5,613	156	6,175	160	4,869	112	3,903	130	6,035	210	Apr.	
37,496	973	8,556	285	5,561	155	6,385	160	4,902	113	4,097	130	6,170	210	May	
37,091	979	8,633	286	5,790	158	6,693	160	4,968	113	3,997	129	6,141	212	Jun.	
38,833	977	9,153	286	6,083	158	6,841	159	5,267	113	4,280	132	6,551	213	Jul.	
36,395	978	9,273	286	6,291	159	6,980	159	5,345	115	4,123	132	6,662	215	Aug.	
35,636	982	8,451	288	5,834	157	6,492	160	5,016	116	3,894	134	6,096	215	Sep.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2014
4.6	1.9	5.4	2.7	7.4	0.0	6.8	0.7	8.7	▲1.0	4.5	10.2	5.0	5.8		2015
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5		2016
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2014
6.9	2.9	9.8	2.7	10.1	▲1.9	7.9	0.0	8.9	3.0	8.3	10.9	8.9	1.6		2015
2.4	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7		2016
3.5	3.1	5.0	2.6	5.6	1.3	10.7	2.0	23.7	8.1	5.6	9.4	6.6	2.0	Q3	2016
1.4	3.7	5.4	3.7	5.2	1.3	9.8	4.1	21.1	10.0	3.1	▲1.5	6.2	3.5	Q4	
0.0	4.6	4.9	5.9	2.4	2.6	▲0.7	4.6	▲3.7	8.8	2.1	▲1.5	4.9	7.7	Q1	2017
3.9	5.0	5.0	5.5	2.9	3.9	3.5	6.0	9.7	8.7	5.1	0.0	8.4	4.4	Q2	
4.7	5.4	7.6	5.5	8.3	1.9	7.2	4.6	15.5	8.4	6.7	4.7	10.0	4.9	Q3	
4.6	3.5	6.6	2.3	6.8	0.7	11.1	2.0	27.7	6.1	6.0	10.3	6.5	1.0	Jul.	2016
3.4	3.7	1.6	1.9	2.8	0.7	9.0	0.0	20.9	7.1	6.4	10.2	5.9	1.5	Aug.	
2.3	3.1	7.2	2.6	7.6	1.3	12.2	2.0	22.8	8.1	4.4	9.4	7.5	2.0	Sep.	
▲0.1	3.3	8.1	3.8	8.4	1.3	13.8	3.4	23.0	7.0	4.2	▲1.5	7.7	3.5	Oct.	
2.5	4.1	5.2	3.7	4.1	0.7	8.6	4.1	21.9	9.0	3.0	▲1.5	6.1	3.5	Nov.	
1.7	3.7	3.2	3.7	3.5	1.3	7.4	4.1	18.8	10.0	2.0	▲1.5	5.0	3.5	Dec.	
3.0	4.1	5.7	3.3	6.2	0.6	1.3	0.7	▲6.2	8.9	3.4	▲0.8	4.3	4.0	Jan.	2017
▲2.5	3.7	4.5	4.8	2.5	2.0	0.5	4.7	▲2.3	9.9	▲0.0	▲0.8	5.3	5.0	Feb.	
▲0.3	4.6	4.7	5.9	▲1.5	2.6	▲3.9	4.6	▲2.5	8.8	2.8	▲1.5	5.0	7.7	Mar.	
3.2	4.1	5.1	5.6	2.0	2.0	▲0.8	4.6	7.3	8.7	2.6	▲0.8	7.8	4.0	Apr.	
3.4	4.3	5.1	5.2	3.8	1.3	5.6	6.0	12.3	9.7	6.1	0.8	8.8	4.0	May	
5.3	5.0	4.8	5.5	3.0	3.9	5.9	6.0	9.6	8.7	6.6	0.0	8.6	4.4	Jun.	
4.7	4.3	7.0	5.1	7.7	3.3	9.0	4.6	15.4	7.6	7.7	2.3	9.6	4.9	Jul.	
2.4	4.6	9.1	4.4	7.9	3.9	5.2	4.6	14.5	8.5	4.8	1.5	10.2	5.4	Aug.	
7.1	5.4	6.6	5.5	9.5	1.9	7.6	4.6	16.8	8.4	7.8	4.7	10.2	4.9	Sep.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka			
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
販売額 (百万円) ・ 店舗数(店)	平成 26年	103,526	269	208,517	448	313,940	764	56,941	183	51,331	153	77,575	251	297,221	835	
	27	107,196	289	217,203	449	326,162	785	60,318	197	55,377	162	82,962	251	344,383	826	
	28	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859	
	平成 26年度	102,613	275	205,090	448	306,706	764	55,586	182	51,301	155	77,981	247	306,404	803	
	27	110,425	309	221,081	445	333,095	786	62,180	198	56,547	164	85,025	253	355,114	848	
	28	129,423	367	229,571	449	356,472	865	67,316	207	60,424	177	91,360	269	376,618	880	
	平成 28年 7~9月	32,248	337	57,620	441	88,960	810	16,518	197	15,139	169	22,888	257	93,593	856	
	10~12	33,999	360	58,976	448	93,535	848	17,217	203	15,777	177	23,668	264	95,560	859	
	平成 29年 1~3月	31,562	367	56,525	449	85,540	865	16,813	207	14,737	177	22,526	269	92,024	880	
	4~6	35,177	376	60,041	457	92,733	881	18,149	210	16,177	179	24,801	273	101,502	884	
	7~9	36,389	386	61,122	457	93,917	897	18,002	220	16,240	182	25,038	277	103,070	896	
	平成 28年 7月	11,220	329	20,218	448	31,474	802	5,784	195	5,341	168	8,153	257	33,052	853	
	8	10,874	333	19,640	448	29,542	806	5,525	197	5,034	167	7,654	258	30,889	853	
	9	10,154	337	17,762	441	27,944	810	5,209	197	4,764	169	7,081	257	29,652	856	
	10	10,981	352	18,892	440	30,562	839	5,583	198	5,124	170	7,530	255	30,946	851	
	11	10,851	357	18,469	444	29,075	841	5,376	201	4,934	173	7,418	260	30,270	854	
	12	12,167	360	21,615	448	33,898	848	6,258	203	5,719	177	8,720	264	34,344	859	
	平成 29年 1月	10,405	362	18,782	448	28,701	851	5,588	202	4,885	176	7,284	265	29,705	864	
	2	10,101	365	17,827	446	27,343	857	5,372	204	4,731	177	7,288	267	30,007	868	
	3	11,056	367	19,916	449	29,496	865	5,853	207	5,121	177	7,954	269	32,312	880	
	4	11,551	376	19,670	457	30,209	870	5,989	210	5,308	177	8,096	272	33,820	884	
	5	11,860	374	20,391	457	31,393	875	6,108	210	5,494	179	8,449	273	33,891	880	
	6	11,766	376	19,980	457	31,131	881	6,052	210	5,375	179	8,256	273	33,791	884	
	7	12,516	381	21,272	457	32,628	884	6,181	210	5,608	179	8,719	274	35,786	884	
	8	12,170	382	20,577	457	31,147	891	5,976	211	5,428	181	8,343	275	33,819	889	
	9	11,703	386	19,273	457	30,142	897	5,845	220	5,204	182	7,976	277	33,465	896	
	前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		27	3.5	7.4	4.2	0.2	4.1	3.2	6.3	8.2	7.9	5.9	9.0	2.9	14.8	2.6
28		19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0	
平成 26年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
27		7.6	12.4	7.8	▲0.7	8.8	2.9	12.2	8.8	10.2	5.8	10.6	2.4	15.1	5.6	
28		17.2	18.8	3.8	0.9	7.0	10.1	8.3	4.5	6.9	7.9	7.5	6.3	6.1	3.8	
平成 28年 7~9月		23.3	19.9	4.1	▲0.9	7.7	4.2	9.0	3.1	5.8	6.3	9.3	2.8	7.0	4.8	
10~12		25.5	24.6	3.1	▲0.2	10.4	8.0	9.5	3.0	9.0	9.3	7.5	5.2	4.9	4.0	
平成 29年 1~3月		5.7	18.8	3.3	0.9	3.1	10.1	4.8	4.5	4.6	7.9	7.2	6.3	2.7	3.8	
4~6		11.3	16.0	6.4	1.8	4.9	10.3	8.2	6.6	9.5	8.5	11.3	7.1	6.4	3.6	
7~9		12.8	14.5	6.1	3.6	5.6	10.7	9.0	11.7	7.3	7.7	9.4	7.8	10.1	4.7	
平成 28年 7月		25.1	16.7	5.6	▲0.4	9.1	4.3	10.4	3.2	8.2	7.0	11.1	2.4	8.7	4.8	
8		21.8	18.5	3.5	0.0	6.0	4.0	5.8	3.7	1.1	5.0	9.9	2.8	5.9	4.5	
9		22.9	19.9	3.1	▲0.9	8.0	4.2	11.1	3.1	8.4	6.3	6.8	2.8	6.5	4.8	
10		27.2	23.9	2.0	▲1.3	9.9	8.0	10.2	2.6	8.7	5.6	4.5	1.6	3.6	3.5	
11		25.7	24.0	2.6	▲0.7	10.3	7.4	9.9	3.6	8.4	6.8	7.9	3.6	5.6	3.8	
12		24.0	24.6	4.6	▲0.2	11.0	8.0	8.5	3.0	9.8	9.3	9.9	5.2	5.4	4.0	
平成 29年 1月		10.1	21.9	4.4	0.2	8.9	8.1	8.9	2.5	8.4	8.6	9.1	5.2	4.5	3.1	
2		3.4	20.5	▲0.0	▲0.2	1.5	9.2	2.1	3.6	3.1	8.6	5.5	5.1	1.0	3.3	
3		3.9	18.8	5.3	0.9	▲0.7	10.1	3.4	4.5	2.4	7.9	7.2	6.3	2.7	3.8	
4		12.0	19.4	7.0	2.2	4.8	9.8	9.8	6.6	11.2	7.3	12.0	8.4	5.1	3.4	
5		11.9	16.9	6.5	2.0	5.0	9.8	7.7	6.1	9.9	8.5	11.2	6.6	6.9	3.8	
6		9.9	16.0	5.6	1.8	4.7	10.3	7.3	6.6	7.5	8.5	10.8	7.1	7.1	3.6	
7		11.6	15.8	5.2	2.0	3.7	10.2	6.9	7.7	5.0	6.5	6.9	6.6	8.3	3.6	
8		11.9	14.7	4.8	2.0	5.4	10.5	8.2	7.1	7.8	8.4	9.0	6.6	9.5	4.2	
9		15.3	14.5	8.5	3.6	7.9	10.7	12.2	11.7	9.2	7.7	12.6	7.8	12.9	4.7	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month			
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments				
190,022	543	31,258	101	14,276	69	16,054	50	24,391	53	62,124	152	88,434	245	C.Y.	2014	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
207,877	553	32,558	101	16,290	71	18,083	55	26,005	59	65,676	151	95,771	252		2015		
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274		2016		
193,125	542	31,333	95	14,419	69	16,119	51	24,383	55	62,234	149	88,750	243	F.Y.	2014		
209,914	554	32,978	100	16,753	70	18,773	56	26,508	60	66,445	155	97,407	256		2015		
215,631	565	36,145	104	19,005	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276		2016		
54,564	559	8,944	102	4,608	73	5,527	60	7,374	62	17,932	159	27,131	271	Q3	2016		
55,867	566	9,407	101	4,761	73	5,414	60	7,195	63	18,608	164	27,089	274	Q4			
51,374	565	9,095	104	4,961	75	5,174	62	6,951	65	17,437	166	25,992	276	Q1	2017		
55,758	573	10,583	109	5,714	77	5,677	63	7,516	65	19,236	170	27,460	276	Q2			
57,076	578	10,504	110	5,237	76	5,887	64	7,730	65	18,961	170	29,185	281	Q3			
19,317	557	3,119	100	1,587	72	1,969	60	2,659	62	6,284	161	9,917	268	Jul.	2016		
18,209	558	2,977	103	1,500	73	1,855	60	2,488	62	6,150	161	8,887	269	Aug.			
17,038	559	2,848	102	1,521	73	1,703	60	2,227	62	5,498	159	8,327	271	Sep.			
18,202	562	3,060	101	1,538	73	1,766	60	2,331	63	6,114	163	8,587	269	Oct.			
17,461	562	2,899	101	1,504	74	1,650	60	2,179	63	5,757	163	8,186	270	Nov.			
20,204	566	3,448	101	1,719	73	1,998	60	2,685	63	6,737	164	10,316	274	Dec.			
16,991	568	2,946	102	1,627	73	1,669	61	2,268	64	5,859	164	8,314	274	Jan.	2017		
16,455	566	2,893	103	1,581	73	1,636	61	2,164	64	5,487	166	8,161	277	Feb.			
17,928	565	3,256	104	1,753	75	1,869	62	2,519	65	6,091	166	9,517	276	Mar.			
18,162	571	3,526	108	1,928	77	1,839	62	2,420	65	6,198	166	8,885	274	Apr.			
18,967	576	3,627	109	1,979	77	1,961	62	2,595	65	6,674	169	9,470	276	May			
18,629	573	3,430	109	1,807	77	1,877	63	2,501	65	6,364	170	9,105	276	Jun.			
20,131	574	3,692	109	1,825	77	2,093	63	2,780	65	6,814	170	10,547	277	Jul.			
18,928	574	3,473	109	1,759	77	1,975	63	2,582	65	6,388	170	9,563	280	Aug.			
18,017	578	3,339	110	1,653	76	1,819	64	2,368	65	5,759	170	9,075	281	Sep.			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2014		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
7.8	2.4	8.5	6.3	14.1	2.9	12.6	10.0	6.6	11.3	6.5	0.7	9.2	4.1		2015		
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7		2016		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2014		
7.5	2.2	8.6	5.3	16.2	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.4	4.0	10.4	5.3		2015		
2.7	2.0	9.6	4.0	13.4	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8		2016		
2.4	0.9	8.9	4.1	16.2	5.8	21.0	11.1	12.9	10.7	10.1	6.0	14.3	8.8	Q3	2016		
3.7	2.4	10.0	0.0	14.2	2.8	8.2	9.1	6.2	6.8	8.5	8.6	6.1	8.7	Q4			
0.6	2.0	11.6	4.0	13.6	7.1	9.9	10.7	6.5	8.3	6.6	7.1	7.0	7.8	Q1	2017		
3.6	2.9	21.7	9.0	22.2	6.9	9.5	8.6	5.9	4.8	9.0	6.9	7.4	3.4	Q2			
4.6	3.4	17.4	7.8	13.7	4.1	6.5	6.7	4.8	4.8	5.7	6.9	7.6	3.7	Q3			
5.3	1.5	9.9	3.1	16.8	4.3	27.3	15.4	17.7	12.7	11.8	7.3	15.7	7.6	Jul.	2016		
▲0.6	1.8	6.9	5.1	12.5	5.8	22.8	15.4	12.2	12.7	9.5	7.3	13.8	8.0	Aug.			
2.5	0.9	10.0	4.1	19.5	5.8	12.8	11.1	8.4	10.7	8.7	6.0	13.2	8.8	Sep.			
4.2	1.8	12.0	2.0	12.8	4.3	5.7	9.1	0.9	8.6	14.6	9.4	3.3	7.6	Oct.			
3.3	2.0	10.2	2.0	12.4	5.7	8.7	9.1	6.4	6.8	3.7	7.9	5.9	7.6	Nov.			
3.6	2.4	8.1	0.0	17.1	2.8	10.1	9.1	11.0	6.8	7.6	8.6	8.7	8.7	Dec.			
2.1	3.1	11.5	1.0	12.5	5.8	12.2	10.9	10.5	6.7	11.3	7.2	8.8	7.9	Jan.	2017		
▲1.6	1.8	8.8	4.0	12.0	4.3	8.1	10.9	3.3	6.7	1.3	7.1	5.1	8.6	Feb.			
1.2	2.0	14.3	4.0	16.0	7.1	9.6	10.7	5.8	8.3	7.3	7.1	7.1	7.8	Mar.			
3.3	2.5	24.5	5.9	26.6	8.5	11.5	10.7	7.0	6.6	8.6	5.7	8.4	4.6	Apr.			
2.9	2.9	21.4	9.0	24.8	6.9	9.7	6.9	4.6	4.8	10.7	5.6	8.3	4.2	May			
4.5	2.9	19.1	9.0	15.4	6.9	7.3	8.6	6.1	4.8	7.6	6.9	5.4	3.4	Jun.			
4.2	3.1	18.4	9.0	15.0	6.9	6.3	5.0	4.6	4.8	8.4	5.6	6.4	3.4	Jul.			
3.9	2.9	16.7	5.8	17.3	5.5	6.5	5.0	3.8	4.8	3.9	5.6	7.6	4.1	Aug.			
5.7	3.4	17.2	7.8	8.7	4.1	6.8	6.7	6.3	4.8	4.7	6.9	9.0	3.7	Sep.			

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga		
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 26年	57,153	151	28,200	65	35,375	100	66,583	192	21,203	62	207,543	596	33,324	70
	27	62,964	168	30,107	66	37,445	104	71,107	198	23,724	67	225,637	614	36,784	75
	28	69,019	179	31,259	71	39,593	101	74,859	204	26,354	74	238,628	647	38,908	84
	平成 26年度	57,314	158	28,375	66	35,219	99	66,334	192	21,271	63	208,343	597	33,609	71
	27	64,585	171	30,038	67	38,155	103	72,709	198	24,404	66	229,043	616	37,230	82
	28	69,775	181	31,641	70	39,811	104	75,148	205	26,961	78	242,595	649	39,264	84
	平成 28年 7～9月	17,819	175	8,071	69	10,153	100	19,049	201	6,900	71	60,740	640	10,061	83
	10～12	17,963	179	8,058	71	10,137	101	19,296	204	6,975	74	62,444	647	9,938	84
	平成 29年 1～3月	16,824	181	7,597	70	9,537	104	18,122	205	6,666	78	60,383	649	9,421	84
	4～6	17,856	181	8,187	70	10,619	108	20,041	208	7,124	77	64,302	652	10,380	86
	7～9	18,476	183	8,314	73	10,733	108	20,397	209	7,433	78	65,659	658	10,665	87
	平成 28年 7月	6,373	173	2,836	68	3,634	102	6,699	199	2,378	71	20,912	634	3,493	82
	8	5,952	173	2,732	68	3,404	102	6,496	200	2,386	71	20,411	637	3,437	82
	9	5,494	175	2,503	69	3,115	100	5,854	201	2,136	71	19,417	640	3,131	83
	10	5,806	176	2,649	70	3,344	100	6,333	201	2,272	72	20,165	639	3,248	83
	11	5,474	177	2,542	71	3,185	101	6,076	203	2,219	72	19,659	644	3,139	84
	12	6,683	179	2,867	71	3,608	101	6,887	204	2,484	74	22,620	647	3,551	84
	平成 29年 1月	5,445	181	2,540	71	3,213	102	6,031	204	2,272	76	19,829	649	3,180	84
	2	5,408	181	2,454	70	2,998	103	5,732	206	2,121	77	19,175	649	3,004	83
	3	5,971	181	2,603	70	3,326	104	6,359	205	2,273	78	21,379	649	3,237	84
	4	5,733	181	2,673	68	3,495	105	6,536	207	2,319	78	20,979	651	3,337	85
	5	6,174	182	2,813	69	3,611	107	6,857	208	2,420	77	21,962	653	3,588	86
	6	5,949	181	2,701	70	3,513	108	6,648	208	2,385	77	21,361	652	3,455	86
	7	6,481	181	2,903	71	3,815	107	7,113	208	2,543	77	22,535	654	3,675	86
	8	6,275	182	2,819	71	3,595	108	7,025	208	2,567	78	21,895	659	3,643	87
	9	5,720	183	2,592	73	3,323	108	6,259	209	2,323	78	21,229	658	3,347	87
	前年(度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27		7.3	9.8	5.3	3.1	6.4	5.1	5.3	3.1	11.9	8.1	5.3	2.7	4.0	7.1
28		9.6	6.5	3.8	7.6	5.7	▲2.9	5.3	3.0	11.1	10.4	5.8	5.4	5.8	12.0
平成 26年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27		10.5	8.2	4.7	1.5	8.8	4.0	8.5	3.1	14.7	4.8	7.3	3.2	6.0	15.5
28		8.0	5.8	5.3	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	5.9	5.4	5.5	2.4
平成 28年 7～9月		10.6	7.4	6.1	4.5	5.6	▲2.0	4.8	2.6	12.6	10.9	5.3	5.6	7.4	12.2
10～12		7.1	6.5	6.6	7.6	3.4	▲2.9	3.9	3.0	10.8	10.4	7.1	5.4	6.9	12.0
平成 29年 1～3月		4.7	5.8	5.3	4.5	2.3	1.0	1.6	3.5	10.0	18.2	7.0	5.4	3.9	2.4
4～6		4.0	5.2	3.4	2.9	6.4	5.9	7.3	4.5	11.0	11.6	8.9	3.0	5.4	4.9
7～9		3.7	4.6	3.0	5.8	5.7	8.0	7.1	4.0	7.7	9.9	8.1	2.8	6.0	4.8
平成 28年 7月		14.9	8.1	9.2	3.0	11.5	2.0	8.7	2.1	15.8	10.9	6.7	4.6	10.2	13.9
8		8.4	6.1	4.6	3.0	4.1	2.0	4.7	2.6	11.9	10.9	5.1	4.8	6.2	10.8
9		8.3	7.4	4.6	4.5	1.0	▲2.0	0.9	2.6	10.0	10.9	4.0	5.6	5.6	12.2
10		3.7	6.0	6.0	6.1	8.3	▲2.9	7.5	1.5	11.3	9.1	5.0	5.3	5.7	10.7
11		8.1	6.0	6.8	7.6	1.5	▲1.9	3.3	3.0	10.1	9.1	8.2	5.4	8.3	12.0
12		9.4	6.5	6.8	7.6	0.8	▲2.9	1.5	3.0	10.9	10.4	8.0	5.4	6.7	12.0
平成 29年 1月		6.3	7.1	7.8	6.0	2.7	0.0	3.1	3.0	12.4	13.4	9.3	5.4	9.1	5.0
2		3.6	6.5	2.9	4.5	0.9	2.0	▲0.3	5.1	7.3	14.9	4.4	5.7	1.7	2.5
3		4.2	5.8	5.2	4.5	3.3	1.0	2.0	3.5	10.3	18.2	7.3	5.4	1.3	2.4
4		3.2	5.8	5.2	3.0	7.5	2.9	7.7	3.5	12.5	16.4	7.6	4.7	3.0	3.7
5		4.4	5.8	2.4	3.0	5.2	4.9	7.2	5.1	11.8	13.2	10.2	4.0	7.1	4.9
6		4.3	5.2	2.7	2.9	6.5	5.9	7.0	4.5	8.8	11.6	9.0	3.0	6.2	4.9
7		1.7	4.6	2.4	4.4	5.0	4.9	6.2	4.5	6.9	8.5	7.8	3.2	5.2	4.9
8		5.4	5.2	3.2	4.4	5.6	5.9	8.1	4.0	7.6	9.9	7.3	3.5	6.0	6.1
9		4.1	4.6	3.6	5.8	6.7	8.0	6.9	4.0	8.8	9.9	9.3	2.8	6.9	4.8

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
43,863	105	70,596	144	47,036	92	52,267	119	67,097	173	16,798	50	C.Y.	2014
47,506	111	73,415	156	51,545	105	54,659	121	68,098	174	20,192	51		2015
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55		2016
42,547	106	69,526	148	46,942	100	51,682	120	65,711	176	16,998	50	F.Y.	2014
49,943	111	75,538	158	53,033	107	55,826	119	69,254	179	21,505	53		2015
53,907	116	81,370	165	56,671	115	58,345	122	73,730	182	22,556	57		2016
13,809	113	21,062	160	14,464	109	14,968	120	18,972	182	5,565	53	Q3	2016
13,771	116	20,685	162	14,244	111	14,970	121	18,681	184	5,625	55	Q4	
12,888	116	19,424	165	13,742	115	13,956	122	17,699	182	5,312	57	Q1	2017
13,942	116	21,184	169	14,860	117	14,806	120	19,322	185	5,998	58	Q2	
14,325	116	21,497	171	15,112	120	15,306	122	19,994	188	6,617	60	Q3	
4,799	113	7,236	157	4,985	109	5,142	118	6,468	179	1,811	53	Jul.	2016
4,736	113	7,163	157	4,962	109	5,097	117	6,456	179	1,902	53	Aug.	
4,274	113	6,663	160	4,517	109	4,729	120	6,048	182	1,852	53	Sep.	
4,469	114	6,798	161	4,680	110	4,850	120	6,141	182	1,917	54	Oct.	
4,300	116	6,414	161	4,443	111	4,675	122	5,861	182	1,835	54	Nov.	
5,002	116	7,473	162	5,121	111	5,445	121	6,679	184	1,873	55	Dec.	
4,318	116	6,500	163	4,564	112	4,737	121	5,920	185	1,746	56	Jan.	2017
4,151	116	6,174	164	4,396	113	4,429	121	5,699	183	1,773	57	Feb.	
4,419	116	6,750	165	4,782	115	4,790	122	6,080	182	1,793	57	Mar.	
4,543	116	6,920	167	4,840	115	4,853	122	6,225	184	1,940	58	Apr.	
4,769	116	7,288	168	5,124	116	5,079	121	6,658	185	1,989	58	May	
4,630	116	6,976	169	4,896	117	4,874	120	6,439	185	2,069	58	Jun.	
4,984	116	7,430	171	5,200	118	5,245	119	6,838	186	2,194	59	Jul.	
4,910	116	7,308	171	5,194	118	5,245	120	6,799	186	2,239	60	Aug.	
4,431	116	6,759	171	4,718	120	4,816	122	6,357	188	2,184	60	Sep.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2014
5.6	5.7	2.6	9.1	6.5	11.7	1.8	0.0	▲1.0	▲0.6	19.8	8.5		2015
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8		2016
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2014
15.1	4.7	7.6	6.8	10.5	7.0	5.8	▲0.8	3.5	1.7	26.2	6.0		2015
7.9	4.5	7.7	4.4	6.9	7.5	4.5	2.5	6.5	1.7	4.9	7.5		2016
8.8	4.6	10.8	6.0	7.6	4.8	4.9	▲0.8	7.7	3.4	4.8	8.2	Q3	2016
6.3	4.5	7.2	3.8	4.3	5.7	4.9	0.0	5.8	5.7	4.2	7.8	Q4	
4.9	4.5	3.9	4.4	5.0	7.5	2.0	2.5	4.0	1.7	▲6.0	7.5	Q1	2017
3.7	2.7	4.9	9.0	4.5	8.3	2.5	1.7	5.1	3.4	▲0.9	7.4	Q2	
3.7	2.7	2.1	6.9	4.5	10.1	2.3	1.7	5.4	3.3	18.9	13.2	Q3	
11.8	6.6	12.4	3.3	9.1	4.8	7.1	▲3.3	8.0	1.1	▲0.7	1.9	Jul.	2016
10.1	5.6	9.9	3.3	6.1	5.8	2.7	▲4.1	7.8	1.7	7.1	10.4	Aug.	
4.4	4.6	10.2	6.0	7.4	4.8	5.0	▲0.8	7.1	3.4	8.3	8.2	Sep.	
4.9	5.6	7.5	5.2	4.8	5.8	3.4	▲0.8	4.9	3.4	6.4	8.0	Oct.	
6.1	4.5	7.3	4.5	4.5	5.7	6.0	0.8	5.7	5.2	2.2	5.9	Nov.	
7.7	4.5	6.8	3.8	3.6	5.7	5.3	0.0	6.9	5.7	3.8	7.8	Dec.	
8.6	6.4	6.8	3.2	6.9	6.7	5.9	0.8	6.4	4.5	▲4.4	7.7	Jan.	2017
4.3	6.4	1.4	3.8	3.8	7.6	▲0.7	1.7	2.1	3.4	▲6.2	7.5	Feb.	
2.0	4.5	3.7	4.4	4.5	7.5	1.0	2.5	3.6	1.7	▲7.4	7.5	Mar.	
3.6	3.6	6.1	5.7	2.6	7.5	1.1	4.3	3.8	3.4	2.4	9.4	Apr.	
3.7	2.7	5.4	7.0	6.6	7.4	3.8	3.4	6.1	3.4	▲5.0	7.4	May	
3.9	2.7	3.2	9.0	4.3	8.3	2.4	1.7	5.5	3.4	0.1	7.4	Jun.	
3.9	2.7	2.7	8.9	4.3	8.3	2.0	0.8	5.7	3.9	21.1	11.3	Jul.	
3.7	2.7	2.0	8.9	4.7	8.3	2.9	2.6	5.3	3.9	17.7	13.2	Aug.	
3.7	2.7	1.4	6.9	4.4	10.1	1.8	1.7	5.1	3.3	17.9	13.2	Sep.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month				
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others					
商品手持額	手持額 (百万円)	平成 28 年 9 月	738,426	32,326	119,251	49,264	33,565	195,129	70,849	98,011	120,386	19,645	Q3 2016	Value (million yen)	Commodity stocks	
		12	812,002	34,729	131,029	54,860	35,043	207,408	78,317	112,405	135,728	22,483	Q4			
		平成 29 年 3 月	821,439	34,153	128,378	53,933	36,970	231,031	78,420	109,595	126,878	22,081	Q1 2017			
		6	840,199	36,340	134,901	55,025	36,201	227,692	80,379	114,874	133,887	20,900	Q2			
	9	817,008	35,755	130,356	54,272	33,955	224,604	78,896	108,817	129,483	20,870	Q3				
	前年同期末比増減率 (%)	平成 28 年 9 月	7.7	1.8	4.7	6.1	5.8	8.0	4.4	12.8	11.2	9.5	Q3 2016			Percentage change from the previous year (%)
		12	7.7	▲3.3	7.2	7.4	6.6	5.8	6.5	12.9	10.5	12.0	Q4			
		平成 29 年 3 月	12.6	2.4	10.1	7.4	14.2	18.9	10.9	15.3	8.0	14.6	Q1 2017			
6		13.5	11.8	14.1	11.3	8.7	16.8	9.8	16.7	10.7	9.3	Q2				
9	10.6	10.6	9.3	10.2	1.2	15.1	11.4	11.0	7.6	6.2	Q3					
商品在庫率	在庫率 (%)	平成 28 年 9 月	161.5	110.3	185.3	163.3	211.8	288.1	158.3	135.6	98.7	182.0	Q3 2016	Inventory ratio (%)	Inventory ratio	
		12	153.7	106.3	169.5	146.9	203.5	256.8	154.8	133.8	100.6	168.0	Q4			
		平成 29 年 3 月	169.3	105.5	177.4	155.3	219.5	319.2	168.8	155.4	98.6	202.1	Q1 2017			
		6	165.9	112.6	190.9	162.8	202.2	293.2	164.6	146.7	98.6	187.4	Q2			
	9	165.9	110.0	189.9	165.4	200.1	306.0	168.2	143.3	96.7	186.0	Q3				
	前年同期末比増減率 (%)	平成 28 年 9 月	2.3	1.9	4.3	7.6	5.5	3.0	1.0	4.5	▲0.2	0.9	Q3 2016			Percentage change from the previous year (%)
		12	1.9	0.6	1.5	5.4	2.2	1.2	4.3	5.1	▲0.1	6.0	Q4			
		平成 29 年 3 月	10.1	14.1	9.7	8.4	8.9	14.3	8.1	12.0	1.5	12.5	Q1 2017			
6		7.5	5.8	8.8	6.9	2.4	8.3	8.7	12.2	2.4	8.4	Q2				
9	2.7	▲0.3	2.5	1.3	▲5.5	6.2	6.3	5.7	▲2.0	2.2	Q3					

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

20171016 中 第 2 号
公 取 企 第 9 2 号
平成 2 9 年 1 1 月 1 5 日

関係事業者団体代表者 殿

経 済 産 業 大 臣

公正取引委員会委員長

下請取引の適正化について

公正取引委員会及び経済産業省は、日頃より、下請代金支払遅延等防止法（昭和 3 1 年法律第 1 2 0 号）違反行為への厳正な対処を行うとともに、同法の普及啓発を行っております。

<取引先の置かれている現状>

我が国経済は、景気の緩やかな回復基調が継続する中、中小企業の業況も緩やかに改善していますが、原材料価格の上昇や人手不足への懸念など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。また、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要です。

<下請法への理解と代金支払方法の適正化について>

昨年 1 2 月には、経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要であるとの政府の問題意識の下、①違反行為の未然防止や事業者からの情報提供に資するよう、違反行為事例の充実等を内容とした「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正するとともに、②「親事業者による下請代金の支払いについて」として、

- ✓ 下請代金の支払いはできる限り現金によること
- ✓ 手形による場合は割引料を下請事業者に負担させることがないよう下請代金の額を十分に協議すること
- ✓ 手形サイトは将来的に 6 0 日以内とするよう努めること

を旨とした通達を発出し、下請取引の適正化に努めるよう親事業者、業界団体に要請したところです。

<周知及び実施のお願い>

貴団体におかれましては、このような状況を十分に認識いただき、下請事業者への不当なしわ寄せが生じることのないよう、別紙の記載事項について、所属事業者に対し周知徹底を図り、下請取引の適正化を指導されるようお願いいたします。

また、政府が進める「働き方改革」においても事業者間の取引条件の改善が課題であるとされています。例えば、極端な短納期発注等は、取引先における長時間労働等につながる場合があります、下請法等の違反の背景にもなり得ますので特に注意を促すようお願いいたします。

<消費税の円滑・適正な転嫁について>

さらに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）が、平成25年10月1日から施行されています。貴団体におかれましては、所属事業者に対し、減額や買ったとき等による消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないように周知徹底していただくよう併せてお願いいたします。

親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

記

1 親事業者の義務

(1) 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（下請法第3条）
- ・ 注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。（下請法第5条）

(2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

- ・ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（下請法第2条の2）
- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（下請法第4条の2）

2 親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

(1) 受領拒否の禁止

- ・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。（下請法第4条第1項第1号）

(2) 下請代金の支払遅延の禁止

- ・ 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。（下請法第4条第1項第2号）
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

(3) 下請代金の減額の禁止

- ・ 下請事業者には責任がないのに、発注後に下請代金を減額すること。
(下請法第4条第1項第3号)
(減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及適用すること。
- － 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

(4) 返品禁止

- ・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者には責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者はその物品等を引き取らせること。(下請法第4条第1項第4号)

(5) 買いたたきの禁止

- ・ 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。(下請法第4条第1項第5号)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- － 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。
- － 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

(注) 買いたたきの事例等を解説した「ポイント解説 下請法」も御参照ください。

公正取引委員会又は中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/pointkaisetsu.pdf>

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2015/151102pointkaisetsu.pdf>

- (6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
- 正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。(下請法第4条第1項第6号)
- (7) 報復措置の禁止
- 下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをすること。(下請法第4条第1項第7号)
- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- 親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。(下請法第4条第2項第1号)
- (9) 割引困難な手形の交付の禁止
- 下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第2号)
- 手形サイトは、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めることとされている。(通達：公取企第140号及び20161207中第1号)
- (10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- 下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第3号)
- (11) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- 下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更（納期の前倒しや納期変更を伴わない追加作業などを含む。）を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後（役務提供委託の場合は役務の提供後）にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第4号)

経済産業省

20171016 中 第 2 号

平成 29 年 11 月 15 日

関係事業者団体代表者 殿

経 済 産 業 大 臣

下請事業者への配慮等について

我が国経済は、景気の緩やかな回復基調が継続する中、中小企業の業況も、緩やかに改善していますが、原材料価格の上昇や人手不足への懸念など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

さらに、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないよう配慮することが必要です。

こうした状況を踏まえ、政府は、下請事業者の経営基盤を強化する観点から、親事業者に対して「下請中小企業振興法」(昭和 45 年法律第 145 号)に基づく「振興基準」(別紙参照)の遵守を要請してきたところですが、経済の好循環を実現し、我が国産業が競争力を高めていくために、その遵守の必要性は一層高まっております。

このような中、昨年 12 月には、「振興基準」を改正し、不合理な原価低減要請をしないこと、人手不足や最低賃金の引上げに伴う労務費上昇による影響を加味して取引対価を決定すること、下請代金支払の現金化を大企業から率先して実施しサプライチェーン全体で取組を進めることなどを明記しました。

また、サプライチェーン全体で生産性向上と取引適正化を図っていくことが重要であることから、「自主行動計画」の策定とその継続的なフォローアップに努

めることなどを主要な業界団体に要請し、関係業界自らの積極的な取組を慫慂しているところです。

景気の回復基調が続いている中で、親事業者の皆様には、企業収益の改善を下請事業者にも還元し、経済の好循環の拡大に向けて着実な一步を踏み出していただくことが期待されています。

貴団体におかれましては、下請事業者が置かれている状況を十分認識いただいた上で、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項を始めとする「振興基準」の遵守について、周知徹底を図るなど適切な措置を講じるよう要請いたします。

また、親事業者に対し、調達担当者のみならず役員等責任者が率先して社員教育等に取り組み、「振興基準」の幅広い周知に努められるよう併せて連絡いただきますようお願いいたします。

なお、政府が進める「働き方改革」においても事業者間の取引条件の改善が課題であるとされています。例えば、極端な短納期発注等は、取引先における長時間労働等につながる場合があり、下請代金支払遅延等防止法等の違反の背景にもなり得ますので特に注意を促すようお願いいたします。

さらに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）が、平成 25 年 10 月 1 日から施行されています。貴団体におかれましては、所属の事業者に対し、減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないように、周知徹底していただくよう併せて要請いたします。

記

1. 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）において記載されている「一律一定率の単価引下げによる買ったたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買ったたき」、「下請代金を据え置くことによる買ったたき（円高や景気悪化を理由とした一時的な下請代金の引下げ協力要請関係）」等の違反事例など、下請代金支払遅延等防止法で禁止する買ったたきを行わないことを徹底していくものとする。

親事業者は、下請事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じるものとする。特に、人手不足や最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して親事業者及び下請事業者が十分に協議した上で取引対価を決定するものとする。

また、取引対価の決定については、あらかじめ定めた時期や頻度にかかわらず、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、随時再協議を行うものとする。

【振興基準 第4 1）】

2. 短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。【振興基準 第6 3）（3）】

3. 下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。仮に、手形で支払う場合には、現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定し、そのサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めるものとする。

これらの取組は、大企業から率先して実施するとともに、サプライチェーン全体で取組を進めることとする。

【振興基準 第4 4)】

4. 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

【振興基準 第2 7)】

5. 親事業者の事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖、内製化等（以下「工場移転等」という。）に際してはその計画についての情報を計画の進捗に応じて逐次提供すること。また、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、積極的な支援を行うこととし、工場移転等の事業再編の早期の段階から、それらの対応に必要な技術・ノウハウの提供、新規取引先の紹介・あっせん等を行うよう努めるものとする。

【振興基準 第6 3) (2)】

6. 親事業者は、下請事業者から取引条件の改善、下請代金支払等下請取引の紛争に関する協議の申し出があった場合には、協議に応じるものとする。また、下請事業者から、下請企業振興協会が行う紛争のあっせん等、裁判外紛争処理手続の利用の申し出があった場合には、手続の活用について応諾するものとする。

【振興基準 第7】

7. 親事業者は、下請事業者から、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、申出を十分尊重して対応するとともに、本申出を理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしてはならないものとする。

【振興基準 第8 7)】

8. 親事業者及び下請事業者は、業種別の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「下請ガイドライン」という。）を遵守するよう努めるものとする。その際、親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、下請ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

また、親事業者の取組がサプライチェーン全体に与える影響は大きいことから、親事業者は、業界団体等の取組に、積極的に協力するよう努めるものとする。

【振興基準 第8 3) (1) (2)】

下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準

(昭和46年3月12日 通商産業省告示82号)

最終改正 平成28年12月14日 経済産業省告示第290号

前文

下請中小企業は、我が国産業の広範な分野における社会的分業の担い手として、様々な製品やサービスの重要な部分を提供するなど、我が国経済の発展と国際競争力の向上に極めて重要な役割を果たしてきている。

そもそも中小企業は、その事業活動を通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進するなど我が国経済に重要な役割を果たしており、その提供する技術力やサービス力は、我が国企業の製品やサービスの高い品質、安心・安全を支え、ひいては、国内外で「日本ブランド」が有する高い評価を支えてきた。

他方、下請中小企業を取り巻く環境は近年大きく変化し、多くの局面では厳しさを増している。大企業の製造拠点等の海外進出やグローバルな調達活動の進展、原材料やエネルギーの国際市況の目まぐるしい変動、商品・サービスのコモディティ化やライフサイクルの短期化、同一規格大量生産の製品・サービスから少量多品種・カスタマイズされた商品・サービスへの消費者嗜好の変化、IoTやAIに代表されるような急速かつこれまでとは次元の異なる情報化の進展、サービス分野の国際展開や訪日外国人観光客の増大、中小企業の経営者の高齢化、生産年齢人口の減少に起因する人手不足など、環境変化は枚挙にいとまがない。こうした変化は、下請中小企業にとって、新たな市場を生み出し、資金調達手段を多様化させるなど、新たなビジネスの機会をもたらすものである一方で、下請中小企業が単独で対峙するには困難な課題も多く、今後とも下請中小企業が我が国経済の基盤として、競争力を支え、イノベーションを生み出し続けることは、必ずしも容易ではない。

こうした変化の中にあって、下請中小企業が持続的な発展を遂げるためには、下請中小企業自らが、まず、自らを取り巻く環境変化や、直面する経営課題を的確に把握し、体質改善、経営基盤の強化を進めるとともに、生産性を高め、技術力・サービス力の向上に努めることが不可欠であり、このための一層の自助努力が重要である。

しかしながら、下請中小企業の事業活動は親事業者の発注のあり方に大きな影響を受けるという実態がある。この点から、まず何よりも、親事業者と下請事業者の取引の公正と、これを通じた下請事業者の正当な利益の確保が、適切に図られなければならない。すなわち、親事業者による、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）及び関連諸規定の厳正な遵守が、下請事業者との円滑な関係を構築する上での大前提となる。実際には、取引上優位な地位に立つ親事業者が下請事業者に不利な取引条件を押しつける事例が散見されるが、多くの場合では、取引の減少や停止をおそれて、下請事業者は声を上げることもできないという実情にある。従って、取引条件は、親事業者と下請事業者の双方が対等な立場で十分に協議し、双方にとって合理的な内容で決定されることが基本であることを、ここで改めて銘記する必要がある。

その上で、我が国産業が競争力を維持し、さらなる発展を目指すためには、親事業者と下請事業者が、相互理解と信頼によって支えられる互恵的な関係を築くことが重要である。

まず、下請事業者の大半は経営資源が不足する小規模事業者であるため、これを補完するためには、親事業者、支援機関等との有機的な連携が重要となる。また、下請事業者の中には、独自の技術やノウハウをもって親事業者と対等なパートナーシップを確立している場合もあるものの、その事業活動は依然として親事業者の発注のあり方に左右されやすい面があることから、下請事業者の体質改善、経営基盤の強化には、発注方式等の面で親事業者の協力が不可欠である。

こうした連携や協力について、親事業者としては、下請事業者の有する技術力やサービス力が自らの技術力やサービス力に直結するものであること、すなわち、下請事業者の競争力は親事業者自らの競争力の問題でもあることを認識しつつ、積極的に対応することが求められる。また、下請事業者との円滑

な関係が親事業者の長期的な競争力に影響するものであることを認識の上、下請事業者との連携を長期的な観点から把握し、信頼関係を永続的に維持していく努力を払うことが望まれる。

親事業者の競争力において、コストの占める比重は大きなものがあり、親事業者と下請事業者の両者が様々な改善活動や合理化努力を通じたコスト削減への不断の取組を行うことは、双方の競争力向上の観点からも必要であろう。しかし、競争力はコストのみで決まるものではなく、品質、納期、急な発注にも対応できる柔軟性なども重要な要素であり、下請事業者がこうした付加価値を親事業者に提供していることに対し、親事業者は正当な評価を行うべきである。加えて、下請事業者が適正な利潤を得ることができれば、技術開発や設備投資を通じた新たなチャレンジが行われるとともに、下請事業者の従業員の賃上げや労働時間の短縮等の労働条件改善等による意欲の向上がもたらされ、消費の喚起、地域経済の活性化、ひいては経済の好循環を通じて、親事業者自身にその利益が還元されてくることも考えられる。親事業者は、下請事業者の存在価値や潜在力を、総合的に、かつ、長期的な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。

こうした観点から、具体的な取組のあり方をいくつか示すと、まず、経営の外的な環境変化に伴うリスクの負担や利益の享受について、公正で、相互に納得可能な関係を築くことが重要である。例えば、円高や一時的な景気後退の際に下請事業者に対して取引価格の引下げなどの協力を求めるのであれば、円安や景気回復の際には下請代金を適切に引き上げることとすることが、双方の納得感を高め、信頼関係を築くことに寄与するであろう。また、下請事業者がより効率的に受注し、計画的に生産・供給できるよう、発注分野の明確化、発注方法や取引条件の改善に取り組むことが適切である。その上で、親事業者として、下請事業者の生産性の向上や技術力・サービス力の強化に協力し、その成果を適切な形で配分することが行われれば、下請事業者との信頼関係に根ざした共存共栄関係を長期的に維持していくことができるであろう。

本基準は、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項に基づき、親事業者と下請事業者がこのような関係を築くことができるような、あるべき取引の在り方を示すとともに、下請事業者が払うべき努力の方向性や、これに対して親事業者が行うべき協力の在り方を示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものである。

第1 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

1) 下請事業者の努力

今後、生産年齢人口が減少していくと考えられ、また、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られる中で、下請事業者が円滑に人材・労働力の確保を図るためには、労働時間の短縮を始めとする労働条件の改善等魅力ある職場づくりに努めていくことが必要である。

また、下請事業者に対する技術の向上等の要請に対応した一層の設備投資、技術開発を実施するため、また、経済の国際化の一層の進展に適切に対応するため、その経営基盤の強化を図ることも必要である。

下請事業者は、このような課題を達成することができるよう、生産性の向上に努めるとともに、高度化する下請中小企業に対する親企業の要求に応え、製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質（以下「製品の品質等」という。）の向上に努めることが必要である。

生産性の向上に向けた取組を行うにあたり、下請事業者は、必要に応じて、正味作業時間比率（実労働時間のうち、手持ち時間や準備時間を除いた実際に生産活動に携わっている時間の割合）等の定量的指標の活用や、生産性向上に関する専門的な知見を有する外部の人材の活用に努めるものとする。

2) 親事業者の協力

親事業者は、生産性の向上又は製品の品質等の改善に努める下請事業者が、そのための措置を円滑に進め得るよう、以下に掲げる取組をはじめ、必要な協力をするよう努めるものとする。

① 生産性の向上に関する課題を解消するため、親事業者は下請事業者との面談、事業所や工場の

訪問、研究会の開催に努めること。

- ② 下請事業者の生産性の向上、製品の品質等の改善に必要な知見を提供可能な担当者やチームの設置など、協力の体制を確立すること。
- ③ 生産性の向上、製品の品質等のための課題が親事業者の定める設計、仕様、基準、発注方式等に関わる場合には、親事業者の関係部署やサプライチェーン全体が連携をして対応すること。

第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

1) 発注分野の明確化

- (1) 親事業者は、下請事業者が長期的な需要見通しの下にその生産、投資、技術開発等について長期的な経営方針を樹立し得るよう、相当期間における親事業者の下請事業者に対する発注分野（下請事業者に対して何を発注し、親事業者自らがどのような物品を製造、修理し、どのような情報成果物を作成し又はどのような役務を提供するのかの区分をいう。以下同じ。）を極力具体的に定め、これを親事業者との取引関係を有する下請事業者に明示するものとする。

なお、提示期間（発注分野が示される相当期間をいう。以下同じ。）中において下請事業者に対する発注分野を変更することが予定される場合には、その内容を併せて示すものとする。

- (2) 親事業者は、提示期間中における下請事業者に対する発注は、前号の規定により明示した発注分野に沿ってこれを行うものとする。
- (3) 第1号の規定により明示した発注分野は、当該提示期間中においてはこれを変更しないものとする。

技術革新により親事業者が発注を必要としなくなる場合その他これに類するやむを得ない理由により、発注分野を変更しようとするときは、その変更を行う時より相当期間前に、下請事業者に対し、当該変更の内容を明示するものとする。

- (4) 親事業者は、下請事業者に対する発注分野を変更するときは、当該変更に係る発注を受ける下請事業者に対し、他の種類の発注、技術指導等を実施する等その経営に著しい影響を及ぼさないよう十分に配慮するものとする。
- (5) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により明示された発注分野に係る秘密を守るものとする。

2) 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

- (1) 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。
- (2) 親事業者は、長期発注計画の期間の長期化に努めるものとする。
- (3) 親事業者は、下請事業者に対する具体的発注は、第1号の規定により提示した長期発注計画に沿ってこれを行うよう努めるものとする。
- (4) 親事業者は、下請事業者に対する発注量を大幅に変動させないように配慮するものとし、特に、発注量を親事業者の生産量の変動の程度以上に変動させないように努めるものとする。
- (5) 親事業者は、具体的発注についての契約を締結する場合には、できる限りその期間を長期化するよう努めるものとする。
- (6) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により提示された長期発注計画に係る秘密を守るものとする。

3) 発注の安定化等

- (1) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の種類等の安定化及び発注量の平準化に努めるものとする。

また、将来の発注計画についての事前の情報提供及び事前情報の精度の向上、あるいは一定の在庫の保有等による事前情報と確定発注の乖離の縮小化等を通じて下請中小企業の計画的生産、生産平準化に協力するものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品等について、標準化及び規格の整理統合を推進するものとする。

4) 納期、納入頻度の適正化等

(1) 納期、納入頻度は、下請事業者の受注状況、設備及び技術の能力等を勘案して、下請事業者にとって無理がなく、かつ、下請中小企業の労働時間の短縮が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間短縮の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等について、抑制を図るものとするとともに、あらかじめ指定した納入日以前の納入（指定納入日前納入）に応じる等の措置を通じて、下請中小企業の納入事務の軽減等に協力するものとする。

(2) 親事業者は、発注後における発注内容の変更、支給材（親事業者から支給される原材料、半製品、部品、資材等をいう。以下同じ。）の支給の遅延等により、前号の規定により定めた納期が下請事業者にとって無理なものとなった場合には、その納期を変更する等、下請事業者の不利益にならないよう十分に配慮するものとする。

5) 発注の事務の円滑化等

親事業者は、下請事業者に対する発注の事務及び支給材の支給、設備、器具等（以下「設備等」という。）の貸与等に関する事務の円滑化、明確化に努めるものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間の短縮のため、下請事業者の要請に応じて、生産・配送システムの見直し等の取組を共同して行うものとする。

6) 設計・仕様書等の明確化による発注内容の明確化

(1) 親事業者は、不当なやり直しが生じないように、発注に際して下請事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確化することにより、発注内容を明確にすることに努めるものとする。

(2) 親事業者は、既に発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとするときは、下請事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮するものとする。

7) 取引停止の予告

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

1) 施設又は設備の導入

(1) 下請事業者は、生産性の向上及び製品の品質等の向上、従業者の労働時間短縮、高齢者等の有効活用等を図るため、その行う物品の製造等の技術的特性、数量等の実態に即して、高性能設備、専用設備、省力化設備、省エネルギー設備、作業軽減のための設備等の導入に努めるとともに、設備間及び工程間の有機的な関連の確保という観点から、設備の配置及び種類について検討を行い、その改善に努めるものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の施設又は設備の導入に際し、発注品目、発注量等の変更、設備の選定、配置、その効率的利用方法等に関する指導を実施する等の協力を行うものとする。

2) 技術の向上

(1) 下請事業者は、研究開発体制の整備、拡充により、従来の製品等の改良、新しい製品等の開発、新材料の開発利用等に努めるとともに、これらに必要な設計技術の向上を図るものとする。

(2) 下請事業者は、製品等の不良発生原因の追及、合理的工程の検討、作業標準の設定、内部検査基準の設定、検査設備及び検査体制の拡充等により、品質管理技術等の向上に努めるものとする。

(3) 下請事業者は、従業員の研修及び職業訓練の実施等により、現場作業技術の向上に努めるものとする。

(4) 下請事業者は、その行う製造の特性等に応じ、専門化技術及び量産化技術又は多品種少量生産

技術等の高度な技術の取得に努めるものとする。

(5) 下請事業者は、省エネルギー技術、公害防止技術及び安全衛生技術等の取得に努めるものとする。

(6) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術の向上について、技術指導員の派遣、講習会の開催、下請事業者の従業員の研修の受入れを実施する等の協力を行うものとする。

(7) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術開発に協力するとともに、可能な範囲内において、自己の所有する知的財産を提供するものとする。

また、親事業者は、自らの技術指導や研究者派遣等の協力により、下請事業者が開発した技術の実施及びその成果の帰属につき下請事業者の適正な利益に十分配慮するものとする。

この考えを踏まえ、親事業者、下請事業者の双方が寄与した技術・ノウハウ等の帰属については、両者の知的貢献度を十分踏まえた上で、契約書において明確化するよう努めるとともに、取引において相手方の技術・ノウハウ等を知り得る場合は、機密保持契約を締結し、また、対価の考え方を正当に定め明確化するよう努めるものとする。

3) 経営管理等の改善

(1) 下請事業者は、長期経営方針、利益計画、資金計画、設備計画、生産計画等の経営計画の作成、価値分析の実施、計数管理方式の導入等その経営の実態に即した効果的な経営管理手法の採用により、経営管理の改善に努めるものとする。また、労働力需給の中長期的動向を踏まえ、労働力の確保を図るために必要な労働時間の短縮、職場環境の改善等人事・労務管理の改善に努めるものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の経営管理及び人事・労務管理の改善について、講習会、研究会を開催する等の協力を行うものとする。

4) 事業の共同化

(1) 下請事業者は、その業種、業態等の実態に応じて、量産化、専門化、付加価値の増大、施設又は設備の導入、研究開発の効率化、販売力の強化、原材料等の購買の合理化、情報収集の効率化、人材・労働力確保の円滑化、福利厚生施設の整備、海外進出の円滑化等を効果的に推進するため、他事業者との共同化を積極的に実施するものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じて、発注品目、発注量等の変更、発注方法の整備、技術指導、経営指導を実施する等、下請事業者の共同化を進めやすくするよう適切な措置を講ずるものとする。

5) 情報化への積極的対応

(1) 下請事業者は、管理能力の向上、受注から給付の提供及び資金決済に至るまでの事務量軽減、事務の迅速化等を効率的に推進するため、情報関連機器の積極的導入に努めるとともに、電子受発注、インターネットバンキング、電子記録債権等に対しても、その効果等を十分検討の上基本的にはこれに積極的に対応していくことが必要である。

(2) 親事業者は、下請事業者が情報化の進展に円滑に対応することができるよう、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ又はソフトウェアの提供、データベースの提供、オペレータの研修、コンピュータ、ソフトウェア等に係る費用負担軽減のための援助、電子記録債権の導入等の協力を行うものとする。

(3) 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。

① 電子受発注等を行うこととしないかの決定にあたっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

② 下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。

③ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。

④ 自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。

- ⑤ 下請事業者が電子受発注等に円滑に対応することができるよう、長期発注計画の提示、発注の安定化及び納期の適正化には特に留意すること。
- ⑥ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないように、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。
- ⑦ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

6) 事業継続に向けた取組

- (1) 下請事業者は、事業承継計画の策定や事業引継ぎ支援センターの活用その他の方法により、事業継続に向けた計画的な取組を行うものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者の事業承継の状況の把握に努め、サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど事業継続に向けた適切な対応を行うものとする。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

- (1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。
- (2) 原価低減活動は、親事業者、下請事業者双方が継続的な競争力を確保するために行うものである。原価低減活動の結果の取引対価への反映に当たっては、親事業者と下請事業者の双方が協力し、現場の生産性改善などに取り組み、その結果、生じるコスト削減効果を基に、寄与度を踏まえて取引対価に反映するなど、合理性の確保に努めるものとする。

○取引対価への反映に関する望ましくない事例

- ① コスト削減効果を十分に確認しないで取引対価へ反映すること。
- ② 下請事業者側の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映すること。

- (3) 親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）において記載されている「一律一定率の単価引下げによる買ったたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買ったたき」、「下請代金を据え置くことによる買ったたき（円高や景気悪化を理由とした一時的な下請代金の引下げ協力要請関係）」等の違反事例など、下請代金支払遅延等防止法で禁止する買ったたきを行わないことを徹底していくものとする。親事業者は、原価低減要請（原価低減を求める見積もりや提案の提出要請を含む。）を行うに当たっては、以下に掲げる行為をはじめ、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないように努めるものとする。

○原価低減要請に関する望ましくない事例

- ① 具体的な根拠を明確にせずに、原価低減要請を行うこと。
- ② 原価低減目標の数値のみを提示しての原価低減要請、見積もり・提案要請をすること。
- ③ 原価低減要請に応じることを発注継続の前提と示唆して原価低減要請をすること。
- ④ 文書や記録を残さずに原価低減要請を行うことや、口頭で削減幅などを示唆したうえで、下請事業者から見積書の提出を求めること。

- (4) 親事業者は、下請事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じるものとする。特に、人手不足や最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して親事業者及び下請事業者が十分に協議した上で取引対価を決定するものとする。

- (5) 取引対価の決定の際、親事業者及び下請事業者は、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じ

た財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

- (6) 第1号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。

また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について随時再協議を行うものとする。

さらにこれらの協議の記録については両事業者において保存するものとする。

2) 納品の検査の方法の改善

- (1) 親事業者が下請事業者に対し発注をしようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ、協議して定めるものとする。

- (2) 親事業者は、納品の検査は、前号の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、当該納入後、速やかに、これを行うものとする。

3) 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善

- (1) 親事業者が下請事業者に対し支給材を支給しようとする場合又は設備等を貸与しようとする場合には、以下に掲げる行為に留意し、下請事業者及び親事業者は、支給材又は設備等の保管の方法及び瑕疵ある場合の取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理の方法、支給又は貸与の時期並びに対価の決定方法その他支給又は貸与について必要な規定を、あらかじめ、協議して定めるものとする。

○支給材に関する望ましくない事例

- ① 生産終了後長期間にわたり、支給材を保管させること。
- ② 残材の買い取りについて明確な取決めをせず、負担を一方的に押しつけること。

- (2) 親事業者は、下請事業者に対する支給材の支給又は設備等の貸与は、前号により定めた規定に基づき、これを行うものとする。

4) 下請代金の支払方法の改善

- (1) 親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。

- (2) 手形等（手形と併せて、一括決済方式及び電子記録債権を含む。以下同じ。）により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定するものとする。

- (3) 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めるものとする。

- (4) 第1号から第3号の内容は、とりわけ、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者以外に該当する親事業者から率先して実施するとともに、サプライチェーン全体で取組を進めることとする。

- (5) 親事業者は、下請代金の支払方法として一括決済方式（親事業者、下請事業者及び金融機関間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができるとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。以下同じ。）を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。

- ① 一括決済方式への加入及び脱退は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。
- ② 一括決済方式に加入した下請事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。

また、加入しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

- ③ 手形で支払う場合と同様に、第2号及び第3号の内容に取り組むこと。
- ④ その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。

(6) 親事業者は、下請代金の支払方法として電子記録債権を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。

- ① 電子記録債権による支払は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。
- ② 手形で支払う場合と同様に、第2号及び第3号の内容に取り組むこと。
- ③ 電子記録債権の活用によって見込まれる下請代金の支払、受取に係る費用や手続事務等の軽減の効果について、十分に情報提供を行っていくこと。
- ④ その他政府により定められている電子記録債権についての指針を遵守すること。

5) 型の保管・管理の適正化（主に物品の製造受託等の場合にあつて、金型、木型などの型を使用する下請取引）

(1) 親事業者は、下請事業者と次の事項について十分に協議した上で、できる限り、生産に着手するまでに双方が合意できるよう努めるものとし、それが困難な場合には、生産着手後であっても都度協議できるようにするものとする。そのため、予め、協議方法を作成・整備し、下請事業者に共有するものとする。

- ① 型を用いて製造する製品の生産数量や生産予定期間（いわゆる「量産期間」）
- ② 量産期間の後に型の保管義務が生じる期間
- ③ 量産期間中に要する型の保守・メンテナンスや改造・改修費用が発生した場合の費用負担
- ④ 再度型を製造する必要がある場合の費用負担
- ⑤ 試作型（追加発注分を含む）である場合にはその保管期間や保管費用の負担

(2) 親事業者は、前項の量産期間の後、補給品や補修用の部品の支給等のために型保管を下請事業者に求める場合には、下請事業者と十分に協議した上で、双方合意の上で、次の事項について定めるものとする。なお、十分な協議ができるよう、予め、協議方法を作成・整備し、下請事業者に共有するものとする。

- ① 下請事業者に型の保管を求める場合の保管費用の負担
- ② 型の保管義務が生じる期間
- ③ 型保管の期間中又は期間終了後の型の返却又は廃棄についての基準や申請方法（責任者、窓口、その他手続き等）
- ④ 型保管の期間中に、生産に要する型のメンテナンスや改修・改造が発生した場合の費用負担
- ⑤ 再度型を製造する場合の費用負担

(3) 親事業者は、量産ではない製品の製造を行う場合についても同様に、製品の製造の完了前においては第1号の内容に、製品の製造の完了後においては第2号の内容に取り組むものとする。

(4) 第2号及び第3号の協議を行うに当たっては、型の所有権の所在にかかわらず、親事業者の事情により下請事業者にその保管を求めている場合には、必要な費用は親事業者が負担するものとする。親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準において記載されている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底するものとする。また、事情変更等により協議の結果を変更する必要がある場合には、再協議するものとする。

(5) 川下（最終製品等を製造）に位置する親事業者は、直接の取引先である下請事業者の型の保管・管理の問題はもちろん、さらにその先の川上に位置する下請事業者の型の保管・管理にも影響することを考慮して、製造終了や型保管の期間の目処に関する情報を積極的に伝達するものとする。また、型の保管・管理の問題は当該親事業者の更に川下に位置する事業者との連携が不可欠となるため、第1号から第4号までの内容を含め、サプライチェーン全体で取組を進めるものとする。

第5 下請事業者の連携の推進に関する事項

1) 一般的留意事項

- (1) 下請事業者は、施設又は設備の導入、技術の向上、経営の合理化、事業の共同化等をグループとして効率的に推進するため、及び親事業者と下請事業者との円滑な関係を確立するため、事業協同組合による組織化等の連携を積極的に進めるものとする。
- (2) 下請事業者の連携によるグループ（以下「下請グループ」という。）は、自主的かつ積極的に活動するものとする。
- (3) 下請グループは、下請事業者の連携をより効果的なものとするため、他の下請グループとの連携を図るものとする。このため、下請グループ相互の連合組織の拡大強化に努めるものとする。
- (4) 親事業者は、下請事業者の連携に協力し、その育成に努めるものとする。
また、親事業者は、下請グループの自主的な運営を阻害してはならないものとする。
- (5) 親事業者と下請グループは、発注分野の明確化、発注方法の改善、取引条件の改善その他の適正な取引慣行の樹立その他親事業者と下請事業者との間の円滑な関係の推進を図るため、定期的な協議を行うよう努めるとともに、必要に応じ、随時、協議を行うものとする。

2) 特定下請連携事業計画

下請中小企業振興法第2条第5項の特定下請事業者が同法第8条第1項の特定下請連携事業計画を作成するにあたっては、以下の内容を満たすものとする。

(1) 特定下請連携事業の目標

特定親事業者以外の者との取引を開始又は拡大し、特定下請取引への依存の状態を改善すること。
なお、特定下請取引への依存の状態の改善とは、3～5年以内の計画期間内に、特定親事業者への取引依存度が年1%以上低下することをいう。

(2) 特定下請連携事業の内容

① 組織体制

複数の下請事業者その他の事業者で構成する連携体（以下単に「連携体」という。）が1つの事業体として活動できるよう、明確な目的及び事業方針を参加事業者間で共有し、事業目標を定めていること。

参加事業者間で規約等を策定し、対内的な役割分担、対外的な取引関係における責任体制のあり方等を明確化すること。

② 中核となる者の存在

参加事業者がそれぞれの経営資源を有効に活用して事業活動を行うため、連携体内でリーダーシップを発揮し、事業連携の核となる者が存在すること。

③ 知識連携と取引連携の組合せ

ノウハウの共有及び向上に向けた活動（知識連携）と取引先開拓に向けた活動（取引連携）を組み合わせた活動であり、連携活動による個々の下請事業者における効果が目的等において明確となっていること。

④ 特定親事業者以外の者の課題等に対応した製品又は役務の提供

課題解決型ビジネスを実施するものであり、以下のいずれの内容をも行うものであること。

イ. 連携においては、ノウハウ等の向上に向けた活動と、受注獲得の活動を組み合わせて、それらが相互に作用しつつ、事業活動を行うこと。

ロ. 市場・顧客との情報交換を実施し、取引先の課題・ニーズを把握していること。

ハ. 自社及び連携体メンバーの強み及び弱みを分析し、技術、ノウハウ等の組み合わせによる相乗効果を発揮して、課題解決の幅を拡大していること。

ニ. 顧客に対して企画・提案を実施するなど、顧客の課題・ニーズに対応した製品・サービスを提供すること。

⑤ その他

イ. 特定下請事業者の主体的参画

特定下請連携事業計画は、特定下請事業者が主体的に参画することが必要である。

ロ. 新たな事業活動

新たな事業活動は、個々の中小企業者にとって新たな事業活動であれば、すでに他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として該当する。

第6 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

1) 一般的留意事項

(1) 下請事業者の自主性の尊重

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に対する指導等に際し、下請事業者の自主性を尊重するよう留意するものとする。

(2) 下請事業者の取引先の開拓等

親事業者は、下請事業者の取引先の開拓、変更等について不当に干渉してはならないものとする。特に、特定下請事業者や小規模事業者である下請事業者が自主的に行う取引先の開拓、変更等においては、特段の事情がない限り、当該取引先の開拓、変更等に対する指導等を行わないものとする。

(3) 下請関係円滑化のための親事業者の体制の整備

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に関する指導その他下請事業者との関係全般について、下請事業者が容易に親事業者との連絡協議を図ることができ、その連絡協議に対し、親事業者としての責任ある処理をなし得るよう、親事業者内の体制の整備に努めるものとする。

また、親事業者は、その外注担当者が、下請取引を行う上で必要な関係法令等に対する理解を深めるよう周知・教育等を徹底するものとする。

2) 取引先の課題及びニーズに対応した製品・役務の提供

下請事業者は、親事業者との取引その他の取引を行うにあたり、提供する製品・役務をより付加価値の高いものとしていくために、営業等を実施して親事業者等の取引先の課題・ニーズの把握に努めるとともに、取引先の課題・ニーズに対応した製品・役務を提供できるようにするため、企画・設計等について社内人材の育成や他の特定下請事業者等との連携を進めるよう努めること。

3) 最近の経済環境の変化に伴う留意点

(1) 国際化の進展に伴う留意点

① 下請事業者は次の事項に留意するものとする。

イ. 下請事業者は、親事業者の海外進出の進展等の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自ら取引の可能性の幅を拡大するよう努めること。

ロ. 下請事業者は、自ら海外進出を行う場合には、十分な事前準備を行うほか、共同化を図るなどにより、その円滑な実施に努めること。

② 親事業者は次の事項に配慮するものとする。

イ. 親事業者は、海外進出等に際しては、その計画についての情報を計画の進捗に応じて逐次下請事業者に提供すること。また、親事業者の海外進出等に際して、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、積極的な支援を行うこととし、海外進出等の計画の早期の段階から、それらの対応に必要な技術・ノウハウの提供、新規取引先の紹介・あっせん等を行うよう努めること。

ロ. 下請事業者に対し、海外進出を要請する場合には、下請事業者の自主的判断を十分尊重するとともに、親事業者としての立場を利用して海外進出を強制し又は要請に応じないことを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

ハ. 下請事業者が親事業者とともに海外進出を行う場合には、親事業者は下請事業者に対し現地の労働面、市場面その他の面の事情について、十分な情報提供、指導その他必要な協力を行うこと。

(2) 親事業者の事業再編の進展に伴う留意点

① 下請事業者は親事業者の事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖、内製化等（以下「工場移転等」という。）の事業再編の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自らの取引の可能性の幅を拡大するよう努めるものとする。

② 親事業者は、工場移転等にはその計画についての情報を計画の進捗に応じて逐次提供すること。また、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、積極的な支援を行うこととし、工場移転等の事業再編の早期の段階から、それらの対応に必要な技術・ノウハウの提供、新規取引先の紹介・あっせん等を行うよう努めるものとする。

(3) 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮

短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

第7 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

(1) 親事業者は、下請事業者から取引条件の改善、下請代金支払等下請取引の紛争に関する協議の申し出があった場合には、協議に応じるものとする。

(2) 親事業者は、下請取引の紛争に関する協議において、下請事業者から、下請企業振興協会が行う紛争のあっせん等、裁判外紛争処理手続の利用の申し出があった場合には、手続の活用について応諾するものとする。

(3) 下請事業者は、必要に応じて下請企業振興協会の紛争解決のあっせんを活用するなど、紛争の円滑な解決に努めるものとする。

第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

1) 基本契約の締結

下請事業者及び親事業者は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行うものとする。

2) 国等の他の施策との関連

(1) 下請事業者及び親事業者は、試験研究機関等による技術指導、技術情報の提供等国又は地方公共団体による施策を積極的に活用するものとする。

(2) 親事業者は、下請企業振興協会による下請取引のあっせんに対する協力等を通じ、下請事業者の仕事量の確保に努めるものとする。

(3) 複数の取引先を有する下請中小企業にとって、取引先の休日の不一致は、休日取得の妨げとなることから、下請中小企業の労働時間短縮を推進するため、親事業者は休日カレンダーの作成等により、業種や地域の特性を踏まえつつ、その事業所間、あるいは親企業相互の休日の調整を進めていくものとする。

(4) 下請事業者及び親事業者は、本基準の遵守その他事業の運営にあたり、省エネルギー対策、公害の防止、リサイクル、地球温暖化防止等の環境保全対策及び労働基準・安全衛生の確保その他国の施策との関連に十分に配慮するものとする。

3) 業種特性に応じた取組

(1) 業種に応じて下請取引の実態や取引慣行は異なることから、親事業者及び下請事業者は、公正な取引条件、取引慣行を確立するため、適正な下請取引が行われるよう経済産業省等が策定した業種別の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「下請ガイドライン」という。）を遵守するよう努めるものとする。その際、親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、下請ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

(2) 業界団体等は、親事業者と下請事業者の間の個々の取引の適正化を促すとともに、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、業種別の下請ガイドラインに基づく活動内容を定めた自主的な行動計画を策定し、その結果を継続的にフォローアップするよう努めるものとする。親事業者の取組がサプライチェーン全体に与える影響は大きいことから、親事業者は、こうした業界団体等の取組に、積極的に協力するよう努めるものとする。

4) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

下請事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことができない場合も多い。親事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、下請事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、下請事業者が申出をしやすい環境の整備に努めるものとする。また、調達担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、窓口情報を定期的の下請事業者に通知する等により、申告しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

5) 支援施策の活用

親事業者、下請事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する講習会やシンポジウムに積極的に参加するとともに、取引適正化や価格交渉に関するハンドブック、事例集等を活用するよう努めるものとする。また、下請事業者は、下請かけこみ寺における窓口相談や弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。

6) 本基準遵守のための下請事業者との協力関係等

- (1) 下請事業者、下請グループ、親事業者及び親事業者を主たる構成員とする団体（以下「親事業者団体」という。）は、互いに意思の十分な疎通を図りつつ、本基準の円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 下請事業者、下請グループ、親事業者及び親事業者団体は、それぞれ、本基準の実施に関して、都道府県、各省庁の地方支分部局及び各省庁並びに下請企業振興協会の指導、助言等を積極的に活用するとともに、これらの機関からの指導、助言に十分に協力するものとする。

7) 報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化

- (1) 下請事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供や債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、下請事業者の円滑な資金調達を推進するため、親事業者は、下請事業者との間での基本契約の締結の際に債権譲渡禁止特約を締結する場合であっても、信用保証協会、預金保険法（昭和46年法律第34号）に規定する金融機関等及び親事業者と下請事業者の双方で確認した適切な相手先に対しては、譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者から、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、申出を十分尊重して対応するとともに、本申出を理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしてはならないものとする。
- (3) 親事業者は、禁止特約を解除していない場合であっても、下請事業者からの要請に応じ、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の承諾（対抗要件の具備）に適切に努めるものとする。

8) 知的財産の取扱いについて

- (1) 下請事業者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。
- (2) 下請事業者及び親事業者は、特許権、著作権等知的財産権や、営業秘密等知的財産の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めるものとする。
- (3) 親事業者は、契約上知り得た下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的財産の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うものとする。

9) 計算書類等の信頼性確保

下請事業者は、取引先の拡大、資金調達先の多様化、資金調達の円滑化等のため、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めるものとする。

附 則

1. この基準は、平成28年12月14日から施行する。
2. 平成25年9月19日付け平成25・9・13中第1号は廃止する。

平成29年度 第6回 知っているようで知らない～性の健康セミナー



《開催にあたり》

セックスに消極的になっているのは中高年の既婚男女に限ったものではありません。驚くことに、最近では、15歳から49歳という生殖年齢にある若い男女でも同様な悩みが多く寄せられています。

第6回目を数える「性の健康セミナー」では、前回までとは打って変わって、若い世代の男女にフォーカスを当てて、彼らの性の悩み解決法を探ることとしました。明日からの健康相談や保健指導、ドラッグストアでの窓口対応などに役立つ内容となっておりますので、たくさんのご参加をお待ちしております。

平成30年2月4日(日) 12:50～16:50

会場：JA 共済ビルカンファレンスセンター 1階ホール(東京都千代田区平河町 2-7-9)

定員：250名

対象者：医師・保健師・助産師・看護師・看護教員・養護教諭など

または薬局、ドラッグストアの経営者・薬剤師・販売員など

受講料：1,080円(税込)

【プログラム・講師】(敬称略)

12:20～12:50 (30分) 受付

12:50～13:00 (10分) 開会式 (オリエンテーション・挨拶)

(一社) 日本家族計画協会理事長/家族計画研究センター所長 北村 邦夫

13:00～13:30 (30分) Overview 「結婚しない、SEXしない若者たち」

- ・家族計画とは
- ・セックスレス問題
- ・若者の性交痛トラブル 等

(一社) 日本家族計画協会理事長/家族計画研究センター所長 北村 邦夫

13:30～13:45 (5分) 休憩

13:45～14:45 (60分) 講義① 「性の悩み解決法～女性編～」

- ・妊娠中から産後におけるSEX
- ・性交痛に対する効果的な対応
- ・楽しめるSEXの工夫 等

丸の内の森レディースクリニック 宋 美玄

14:45～15:00 (15分) 休憩

15:00～16:00 (60分) 講義② 「性の悩み解決法～男性編～」

- ・射精障害
- ・正しいマスターベーションとは
- ・草食化、絶食化 など

聖隷浜松病院泌尿器科 主任医長 今井 伸

16:00～16:10 (10分) 休憩

16:10～16:50 (40分) まとめ・質疑応答 「多様化する性の悩み！現場でどう対応していくか」

【進行】北村 【講師】宋、今井

16:50～

閉会式

ジェクス株式会社 代表取締役社長 梶川 裕次郎

● 本セミナーに関するお問合せ ●

一般社団法人 日本家族計画協会

<http://www.jfpa.or.jp/>

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 1-10 保健会館新館

電話 03-3269-4785

FAX 03-3267-2658

セミナーへは専用の申込書またはホームページよりお申込みください

ワンデーインターンシップの 弊害是正に向けて(提言)

—「ワンデーインターンシップ」という呼称は廃止すべきである—

ワンデーインターンシップの弊害是正に向けて（提言）

——「ワンデーインターンシップ」という呼称は廃止すべきである——

一般社団法人日本私立大学連盟

インターンシップには、学生が就業体験を積み、社会で働くことに関する気付きを得て、自分に合った企業へ就職する、その結果、ミスマッチが解消される、という重要な役割がある。残念ながら、現状の「ワンデーインターンシップ」と呼ばれるものの多くは、その役割を十分果たしているとは言えず、学生に無用の混乱と負担を招いているに過ぎない。ワンデーインターンシップが招く混乱の弊害是正の第一歩として、「ワンデーインターンシップ」という呼称を廃止しよう、というのが今回の提言の主旨である。

現在、インターンシップは就職活動を行う学生たちにとって、ほとんど必須のものであるかのように受け止められている。インターンシップにはいろいろな定義があるが、基本的には就業体験を伴うもの、という点が共通して重視されている。学生たちが就業体験を積み、社会に出て企業で働くということがどういうことなのか、その際、どのような企業がどのような就業環境を提供しているのか、自分が社会で何をすべきなのか、自分が働くべき職場とはどのようなものなのか、自分にとって働きやすい職場はどこなのか、いろいろな気付きを与えてくれるのがインターンシップであると言える。

また、学生の就職に関しては、「七五三」という現象が指摘されており、就職後3年以内に離職してしまう新入社員が中卒で7割、高卒で5割、大卒で3割と言われている。このミスマッチは学生にとっても、企業にとっても非常に大きな損失であると言わねばならない。このような大きな社会損失の低減に対して、インターンシップは多大なる効果を持っていると期待されている。

しかしながら、現状においては、インターンシップの大半がワンデーインターンシップであり、「就業体験」とは名ばかりで、事実上は会社見学あるいは企業説明会といった内容のものが半数近くを占める。ワンデーインターンシップを学生のエントリー促進や囲い込みの手段とするなど、企業側が実質的に採用選考過程としているケースが多く見られる。そのため、学生側も就業体験を求めるのではなく、選考機会としてとらえて参加する傾向が年々高まっている。広報解禁や選考解禁前に行われるワンデーインターンシップの会社説明会および選考機会的性質は、経団連の「採用選考に関する指針」にも反するものであり、このような状況は根本的に解消されるべきである。

もちろん、現状の「ワンデーインターンシップ」と呼ばれているものが果たしている役割自体を否定しているわけではない。学生たちにとって企業からの情報提供は、たとえ1日のプログラムであっても、当該企業や業界を知るとてもよい機会である。一方、企業側にとっても、自社のスタンスの表明は将来の従業員や社会などステークホルダーに対する重要なCSR活動だとも言える。しかしそれはインターンシップとは目的が異なるものである。

呼び方だけを変えるのではなく、日本のインターンシップを根本から考え直さなければならぬ、そもそも就職活動の全体像を変えない限り、何も変わらない、という意見もあり、結局、何も変わらないというここ十数年の苦い経験がある。そこで、とにかくやれるところからやろうというのが今回の提言の主旨である。

再度強調したいことは、インターンシップには本来、就職のミスマッチ解消に大きな効果が期待されるものの、現状で行われているワンデーインターンシップはそれとは別物になってしまっている、という点である。そこで、そのようなプログラムにインターンシップという呼び名をあてることをやめ、本来のインターンシップとワンデーインターンシップを明確に分離すべきであると考えます。

インターンシップ本来の効果を期待し、就職ミスマッチ解消に向けて、是非、企業、団体の皆さまのご理解とご協力を賜れば幸いです。

委員名簿

<学生委員会>

担当理事	土屋 恵一郎	明治大学	学長
委員長	齊藤 泰治	早稲田大学	学生部長・政治経済学術院教授
委員	森 正明	中央大学	学生部長・文学部教授
	上田 雅弘	同志社大学	学生支援機構学生支援センター所長・商学部教授
	永星 浩一	福岡大学	学生部長・商学部教授
	神澤 信行	上智大学	学生センター長・理工学部教授
	笹倉 淳史	関西大学	キャリアセンター所長・商学部教授
	山口 隆之	関西学院大学	学生活動支援副機構長(学生部長)・商学部教授
	千田 憲孝	慶應義塾大学	学生総合センター長・理工学部教授
	岡本 大輔	慶應義塾大学	前就職部長・商学部教授
	越川 芳明	明治大学	副学長(学務担当兼学生部長)・文学部教授
	北條 英勝	武蔵野大学	教務部長・人間科学部教授
	岡田 悦典	南山大学	学生部長・法学部教授
	坂本 雅士	立教大学	学生部長・経済学部教授
長	澤 克重	立命館大学	学生部長・産業社会学部教授

<学生委員会キャリア・就職支援分科会委員>

分科会長	岡本 大輔	慶應義塾大学	前就職部長、商学部教授
委員	中原 なぎさ	福岡大学	就職・進路センター事務室長
	藤村 博之	法政大学	イノベーション・マネジメント研究科教授
	森田 浩一	上智大学	学生局キャリアセンター長
	原 徹	関西大学	キャリアセンター事務局長
	佐藤 和	慶應義塾大学	就職部長、商学部教授
	小林 宣子	明治大学	就職キャリア支援部就職キャリア支援事務長
	佐々木 宏	立教大学	キャリアセンター部長、経営学部教授
	石原 一彦	立命館大学	キャリアセンター部長、政策科学部教授

平成 29 年度キャリア・就職支援分科会開催記録

○第 1 回

日 時：平成 29 年 5 月 30 日（火） 12 時 30 分～15 時 30 分

場 所：連盟会議室

- 議 題：（１）「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」
（議論のとりまとめ案）について
（文部科学省の担当の方から概要をご報告いただいた）
（２）インターンシップのあり方についての検討
（３）就職・採用活動の状況について

○第 2 回

日 時：平成 29 年 7 月 4 日（火） 10 時～12 時

場 所：連盟会議室

- 議 題：（１）インターンシップのあり方に関する検討について
（２）就職・採用活動の状況について

以上

一般社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覧

(大学名ABC順)

(123大学 平成29年10月現在)

愛知大学	城西大学	武蔵野大学	白百合女子大学
亜細亜大学	城西国際大学	武蔵野美術大学	昭和女子大学
青山学院大学	順天堂大学	名古屋学院大学	園田学園女子大学
跡見学園女子大学	関西大学	南山大学	創価大学
梅花女子大学	関西学院大学	日本大学	大正大学
文教大学	関東学園大学	日本女子大学	拓殖大学
筑紫女学園大学	関東学院大学	ノートルダム清心女子大学	天理大学
中京大学	慶應義塾大学	大阪学院大学	東邦大学
中央大学	恵泉女学園大学	大阪医科大学	東北学院大学
大東文化大学	敬和学園大学	大阪女学院大学	東北公益文科大学
獨協大学	神戸女学院大学	大阪薬科大学	東海大学
獨協医科大学	神戸海星女子学院大学	大谷大学	常磐大学
同志社大学	皇學館大学	追手門学院大学	東京医療保健大学
同志社女子大学	國學院大学	立教大学	東京情報大学
フェリス女学院大学	国際大学	立正大学	東京女子大学
福岡大学	国際武道大学	立命館大学	東京女子医科大学
福岡女学院大学	国際基督教大学	立命館アジア太平洋大学	東京経済大学
福岡女学院看護大学	駒澤大学	龍谷大学	東京農業大学
学習院大学	甲南大学	流通科学大学	東京歯科大学
学習院女子大学	久留米大学	流通経済大学	苫小牧駒澤大学
白鷗大学	共立女子大学	西武文理大学	東洋大学
阪南大学	京都産業大学	聖学院大学	東洋英和女学院大学
姫路獨協大学	京都精華大学	成城大学	東洋学園大学
広島女学院大学	京都橘大学	聖カタリナ大学	豊田工業大学
広島修道大学	松山大学	成蹊大学	津田塾大学
法政大学	松山東雲女子大学	西南学院大学	和光大学
兵庫医科大学	明治大学	清泉女子大学	早稲田大学
兵庫医療大学	明治学院大学	聖心女子大学	山梨英和大学
石巻専修大学	宮城学院女子大学	仙台白百合女子大学	四日市大学
実践女子大学	桃山学院大学	専修大学	四日市看護医療大学
上智大学	武蔵大学	芝浦工業大学	



一般社団法人日本私立大学連盟 教学支援課
〒102-0073
東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 7 階
TEL.03-3262-3603



薬機発 1124031 号

平成 29 年 11 月 24 日

日本チェーンドラッグストア協会
会長 青木 桂生 殿

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤 達也



「医療機関等における医薬品安全性情報の入手・伝達・
活用状況等に関する調査」に係るご協力をお願い

平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）では、第三期中期計画に基づき、医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況等を把握するとともに、適切な情報入手・伝達・活用方策のあり方を検討することを目的とした調査を実施しています。

このたび、全国の保険薬局より無作為に抽出した 5%の施設を対象とした、「医療機関等における医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況等に関する調査」を実施することとしました。

本調査の結果については、とりまとめて公表するとともに、医薬品安全性情報を臨床現場でより活用いただけるよう検討する際の重要な基礎資料とさせていただきます。さらに臨床現場における適切な医薬品安全性情報の入手・伝達・活用方策等のあるべき姿を提言し、医薬品の安全使用の推進に活用します。

つきましては、貴会会員の皆様に本調査を周知するとともに本調査の実施にご協力をいただきたくお願い申し上げます。

なお、過去の調査結果は、PMDA のホームページ (<http://www.pmda.go.jp/safety/surveillance-analysis/0010.html>) に掲載していますので、ご覧いただきますと幸いです。

平成 29 年 11 月 27 日

メールオーダー・テレフォンオーダー加盟店における非保持化対応ソリューションについて

クレジット取引セキュリティ対策協議会 事務局
一般社団法人 日本クレジット協会
セキュリティ対策推進センター

クレジット取引セキュリティ対策協議会 WG1（カード情報保護分野）では、本年 3 月 8 日に公表した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画-2017-（以下「実行計画 2017」という）」14 頁『(1) ③メールオーダー・テレフォンオーダー等の非対面加盟店への対応』について、非保持化の対応方法案が取り纏められました。

協議会では、加盟店におけるカード情報保護のための第一の対策として、非保持化を基本とした取組を推進することとしております。

一方、実行計画 2017 では、メールオーダー・テレフォンオーダー加盟店（以下、MO・TO 加盟店）で行われるクレジットカード決済（電話・FAX・はがき等での注文により、MO・TO 加盟店側でカード情報を入力し決済する方式）の対応策として、紙媒体のまま保存する場合は非保持とするものの、非保持化を実現するためのシステム構成について特段記述がない状況でございました。

このため、公益社団法人日本通信販売協会（JADMA）の提案を基に、JADMA 関係事業者、協議会 WG1 関係委員（カード会社・議長会社、決済代行業者、セキュリティ専門家）において協議・検討を行い、その結果を取り纏めました。

※非保持化を実現した場合の顧客対応（照会業務等）の対応方法については、実行計画 2017 の 17 頁をご参照の上、ご対応ください。

なお WG1 にて取り纏めた資料につきましては、一般社団法人日本クレジット協会会員会社（アクワイアラー等）及び各業界団体(※)を通じて、本件内容に関係する各主体に対し展開を要請しております。

本件は、実行計画2017の内容に沿って、メールオーダー・テレフォンオーダー等の非対面加盟店がカード情報の非保持化に取組むに当たり、対応方法の一例として具体案を整理したものであり、本内容をご参考にいただき、各関係者様における実行計画の更なる取組の促進を期待するものです。

協議会では引き続き、クレジットカード取引に関わる幅広い事業者と連携しつつ、クレジットカード取引に関係する全ての主体者が実行計画を尊重し目標を達成するよう今後もセキュリティ対策の強化の取組を進めてまいります。

(※)各業界団体について

①PSP 各社

②各加盟店業界団体（15 団体、順不同）

新日本スーパーマーケット協会、石油連盟、全国石油商業組合連合会、日本ショッピングセンター協会、日本スーパーマーケット協会、日本専門店協会、日本チェーンストア協会、日本チェーンドラッグストア協会、日本通信販売協会、日本ドウ・イット・ユアセルフ協会、日本百貨店協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本ボランティアチェーン協会、日本旅行業協会、日本ホテル協会

【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本クレジット協会

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14番1号 住生日本橋小網町ビル

TEL 03-5643-0011

公益社団法人 日本通信販売協会

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町 3-2 リブラビル 2 階

TEL 03-5651-1155

以上

**取扱注意
(関係者限り)**

別添

メールオーダー・テレフォンオーダー加盟店 における非保持化対応ソリューションについて

**2017年11月
クレジット取引セキュリティ対策協議会WG 1**

検討経緯・目的等

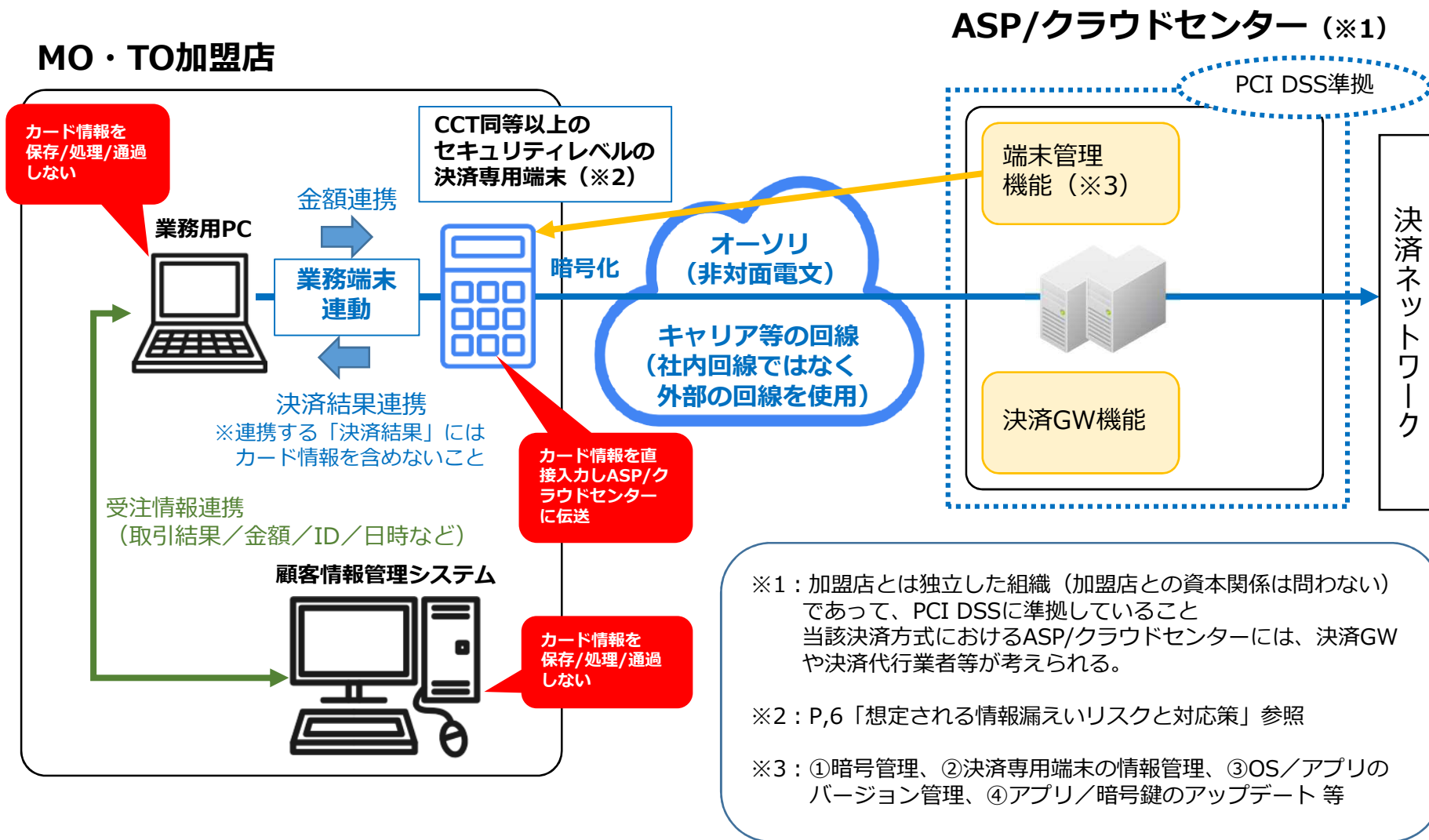
- 本協議会では、加盟店におけるカード情報保護のための第一の対策として、非保持化を基本とした取組を推進することとしている。
- 一方、実行計画2017では、メールオーダー・テレフォンオーダー加盟店（MO・TO加盟店）で行われるクレジットカード決済（電話・FAX・はがき等での注文により、MO・TO加盟店側でカード情報を入力し決済する方式）の対応策として紙媒体のまま保存する場合は非保持とするものの、非保持化を実現するためのシステム構成について特段記述がないため、問い合わせが多々寄せられている。
- このため、公益社団法人日本通信販売協会（JADMA）の提案を基に、JADMA関係事業者、WG1関係委員（カード会社・議長会社、決済代行業者、セキュリティ専門家）において協議・検討を行い、その結果を「MO・TO加盟店における非保持化対応ソリューション」として取りまとめた。
（次頁以降参照）
- 本ソリューションについては、実行計画2018の関係文書とするとともに、改正割賦販売法において求められるMO・TO加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理のための方策として位置づけることとしたい。

MO・TO加盟店における非保持化対応ソリューション

1. CCT同等以上のセキュリティレベルの決済専用端末を利用した外回り決済方式
2. タブレット端末にてECチャネルを活用した外回り決済方式

参考. タブレット端末による外回り決済方式（決済代行会社と直接接続する場合）

1. CCT同等以上のセキュリティレベルの決済専用端末を利用した外回り決済方式



1. CCT同等以上のセキュリティレベルの決済専用端末を利用した外回り決済方式

○基本機能の概要

- ① ASP/クラウドセンターはPCI DSS準拠し、尚且つ外部接続に関しては接続先を限定した環境を構築する。
- ② CCT同等以上のセキュリティレベルの決済専用端末は、ASP/クラウドセンターより貸与され、当該決済専用端末を通じた決済処理はキャリア等の回線を経由する。
- ③ CCT同等以上のセキュリティレベルの決済専用端末と加盟店の業務用PCとの接続を行う。その際、連動する決済結果には、カード情報を含めないこと。また、当該決済専用端末と業務用PCはデバイス（ペアリング）認証を行う。

○加盟店側の利用条件

MO・TO加盟店向けCCT同等以上のセキュリティレベルの決済専用端末を利用した外回り決済方式は、以下の条件下で使用している場合、加盟店は「非保持」となる。

- ① MO・TO加盟店は、業務端末において、正規のカード情報を電磁的に保存・処理・通過しない。
 - 加盟店内のPCを使った正規のカード情報の入力を一切行わない。（代理入力によるオーソリ業務や、内部DBなどへの情報入力）
 - 正規のカード情報は、PC/顧客DB/ファイルサーバなどに一切保存しない。
- ② 当該決済専用端末の保守は、全てセンドバック保守とする。
- ③ サービス利用を停止する場合は、貸与されている当該決済専用端末をサービス提供者に速やかに必ず返却する。

1. CCT同等以上のセキュリティレベルの決済専用端末を利用した外回り決済方式

想定される情報漏えいリスクと対応策

想定されるリスク	IT資産	対応策
MO・TO加盟店の業務用PCにマルウェア感染	業務用PC	当該決済専用端末にてカード情報を直接入力し、キャリア回線を経由して決済処理するため、仮に加盟店の業務用PCがウィルス感染しても、業務用PCでは、カード情報は保存・処理・通過しておらず、情報流出のリスクは極めて低い。
決済専用端末へのマルウェア感染	決済専用端末	当該決済専用端末はPCI PTSの認定を受けている。その上で業務用PCに規定されたデータのみを送信する為、マルウェアが転送される可能性は極めて低い。
決済専用端末への不正侵入や不正開封による暗号鍵の持ち出し	決済専用端末	当該決済専用端末はPCI PTSの認定を受けている。またASP/クラウドセンターからファームウェアのリモートアップデート等セキュリティコントロールを行う。
暗号鍵の流出	決済専用端末	当該決済専用端末はPCI PTSの認定を受けており、外部から平文の暗号鍵を出力する許可する機能は備わっていない。また当該決済専用端末以外からの暗号鍵の流出に備え、リモートで全ての暗号鍵をアップデートする機能をASP/クラウドセンターに持つ。
加盟店の業務用サーバへの侵入や内部社員からの悪意を持った情報の持ち出し	サーバー	決済処理後、業務用PCに戻すデータには正規のカード情報を含まない。そのため業務用のサーバに含まれる情報は無価値のものとなる。
加盟店ネットワークへの外部（インターネット/Wi-Fi）からの不正侵入	ネットワーク	当該決済専用端末は社内ネットワークを通過せず直接キャリア等の回線からASP/クラウドセンターに接続する為、社内ネットワークにあるセキュリティ脅威には影響されない。
インターネットなど外部ネットワーク経路の傍受	ネットワーク	当該決済専用端末からASP/クラウドセンターには、HTTPS/TLS1.2により通信する。
外部委託先への不正侵入	外部委託先	当該ASP/クラウドセンターはPCI DSS準拠している。

1. CCT同等以上のセキュリティレベルの決済専用端末を利用した外回り決済方式

【参考：関連するPCI PTS要件】

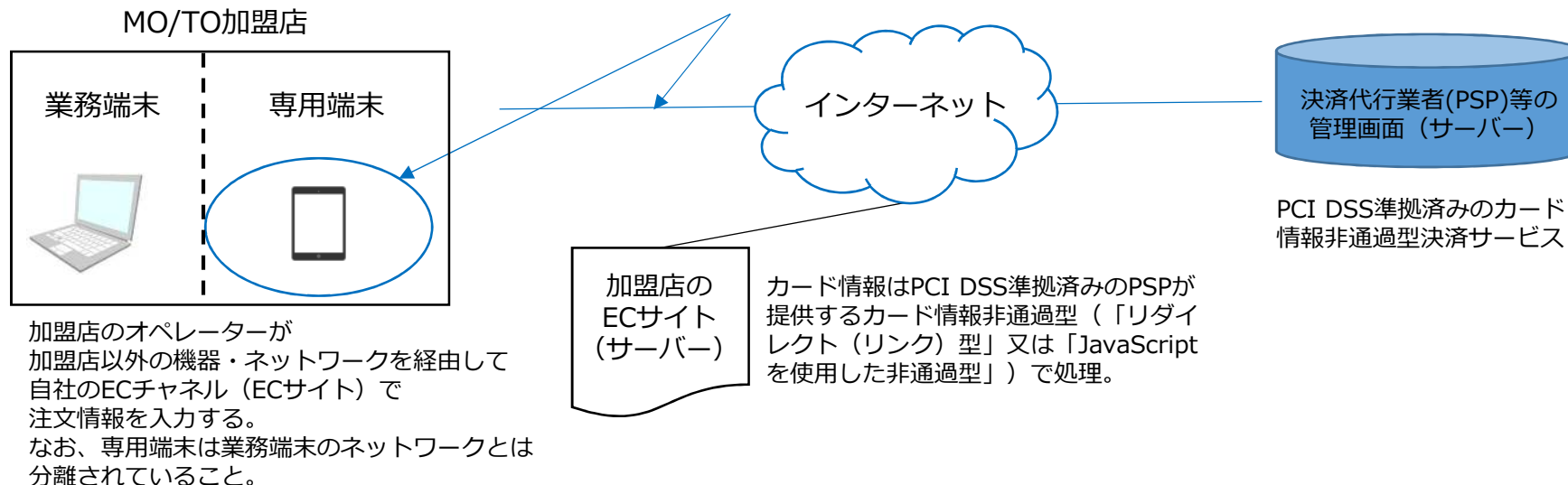
想定されるリスク対応に関連したPCI PTS POI Modular Security V4.1cのテスト項目は以下の通り。

評価モジュール	項番	要求事項
コア物理セキュリティ要件	A1	デバイスは、直ちに動作不能となる不正開封検出および応答メカニズムを使用し、機密データを回復することが実行不可能となるように、デバイスに記憶される可能性のある機密データを自動的かつ即座に消去する。これらの機構は、ドリル、レーザー、化学溶剤、開口カバー、ケーシング（継ぎ目）の分割、および換気開口部の使用（ただしこれらに限定されない）によるデバイスへの物理的な侵入から保護する。メカニズムを無効にしたり、PINを開示するバグを挿入したり、機密情報へのアクセスを得る方法はありません。（抜粋）
コア物理セキュリティ要件	A2	単一のセキュリティメカニズムの障害がデバイスセキュリティを脅かすことはありません。脅威からの保護は、少なくとも2つの独立したセキュリティメカニズムの組み合わせに基づいています。
コア論理セキュリティ要件	B1	デバイスはセルフテストを実行します。セルフテストには、起動時に、少なくとも1日に1回、完全性と信頼性のテストが含まれ、デバイスが危殆化した状態にあるかどうかをチェックされます。障害が発生した場合、デバイスとその機能は安全に機能しなくなります。デバイスは少なくとも24時間ごとにメモリを再初期化する必要があります。
コア論理セキュリティ要件	B2	デバイスの機能は、予期しないコマンドシーケンス、不明なコマンド、間違ったデバイスモードのコマンド、結果として平文のPINやその他の機密データをデバイス外に出力することができる間違ったパラメータやデータの供給などの論理的な異常の影響を受けてはならない。
コア論理セキュリティ要件	B16	デバイスには、秘密鍵または平文の秘密鍵またはクリアテキストPINの出力、それ自体が開示されるかもしれない鍵の下での鍵またはPINの暗号化の出力を許可するメカニズムはありません。また高セキュリティのコンポーネントから低セキュリティのコンポーネントへの平文の鍵の転送が許可されるメカニズムもありません。

2. タブレット端末にてECチャネルを活用した外回り決済方式

・ネットワーク概要

加盟店の機器・ネットワークでない
(通信キャリア等のサービスで加盟店では設定変更できない)



専用端末の前提はタブレットとする。

タブレットのケースでは、MDM (Mobile Device Management)により、下記の制限を行う。なお、加盟店では設定の変更ができない仕様とする。

①N/W通信

- ・WI-FI [無線LAN] /Bluetooth 機能制限 (利用禁止)
- ・SIM変更の制限
- ・ホワイトリストによる通信制限

②端末保存データ

- ・ログデータの削除もしくはログに含まれるPANのトランケーション

③端末アプリ

- ・カメラ、メモアプリ等の使用制限
- ・アプリのインストール制限

④端末の管理保守

- ・加盟店以外の事業者
- ・センドバック方式による保守

2. タブレット端末にてECチャネルを活用した外回り決済方式

専用端末による情報漏えいリスクと対応策

No.	攻撃フェーズ*	想定リスク	対応策
1	①起点	専用端末NWの外接点である、業務系NW、委託先NW、決済NWから侵入する。	<ul style="list-style-type: none"> 専用端末はタブレット端末を想定しており、社内LANとは別で、キャリアのネットワーク経由でのアクセスと限定する。 接続先ネットワークは通信キャリアの閉域網又はインターネット回線とし、ホワイトリスト方式で、加盟店のECチャネルおよび決済代行会社を構成するサーバーへ接続する構成にする。
2		無線LAN経由で侵入する。	<ul style="list-style-type: none"> MDMによる管理で、無線LANポートの使用制限を行う。
3		保守事業者の保守用PC経由で侵入する。	<ul style="list-style-type: none"> 保守についてはセンドバック方式とする。
4		USBメモリから侵入する。	<ul style="list-style-type: none"> MDMによる管理で、外部記憶媒体などの使用制限を行う。
5	②侵攻	接続先サーバ等に脆弱性を悪用した攻撃や認証試行を行って侵入し、以下に該当する攻撃を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 外接先は、ホワイトリスト方式で、加盟店のECチャネルを構成するサーバーおよび決済代行会社とする。 加盟店のECチャネルでは、PCI DSS準拠済みのPSPが提供する非通過型決済を採用する。 決済サーバーは PCI DSSに準拠している決済代行会社になる為、相当のセキュリティ対策が実施される。
6		専用端末の脆弱性を悪用した攻撃や認証試行を行いマルウェアを設置し動作させる。	<ul style="list-style-type: none"> 専用端末では、MDMによるホワイトリスト方式の接続制限を実施し、接続先を加盟店のECチャネル、決済代行会社および各種アップデート通信先のみ許可する構成とする。同様に、ホワイトリスト方式のアプリ使用制限を実施し、入力業務に必要なアプリのみ許可する構成とする。なお、ホワイトリストの設定については、加盟店側で変更等出来ない設定とする。 OS、アプリケーションなどのアップデートによる脆弱性対策を実施する。
7	③情報 窃取	専用端末に設置されたマルウェアにより、メモリやハードディスクから情報を窃取する。	<ul style="list-style-type: none"> 専用端末では、カード情報をPSPの管理画面に入力後、メモリやハードディスク等の電子媒体上からは当該情報を迅速に（オーソリ完了後）完全に削除する。または、HDDに保存されてもPANはトランケーションされた状態で保存される為、抜かれても復元できない端末要件とする。
8		通信データを盗聴し、カード情報を窃取する。	<ul style="list-style-type: none"> 専用端末で入力されたカード情報は暗号化された状態でキャリアへ通信を行う。セキュリティ制御に弱い暗号化（SSL、バージョンの古いTLSなど）を使用しない。
9		通信データ復号用の鍵を窃取し、通信データを復号する。（本部NW、店舗NW）	<ul style="list-style-type: none"> 加盟店側では復号用の鍵は保持していない為該当せず。
10		加盟店内にある決済サーバ等からクレジットカード会員データを窃取する。	<ul style="list-style-type: none"> 加盟店側で決済サーバーは保持していないため該当せず。
11		加盟店サーバの改ざんによりリダイレクト先や情報送信先を攻撃者のサーバに書き換え、入力データを窃取する。	<ul style="list-style-type: none"> 専用端末の通信先をホワイトリスト方式とし、攻撃者のサーバへリダイレクトや情報送信されない構成とする。
12	④その他の 脅威	SIMを差し替えて通信する。	<ul style="list-style-type: none"> 専用端末では、あらかじめ指定したSIM以外を挿しても通信出来ないもしくはホワイトリスト方式の接続制限を回避できない仕様とする。

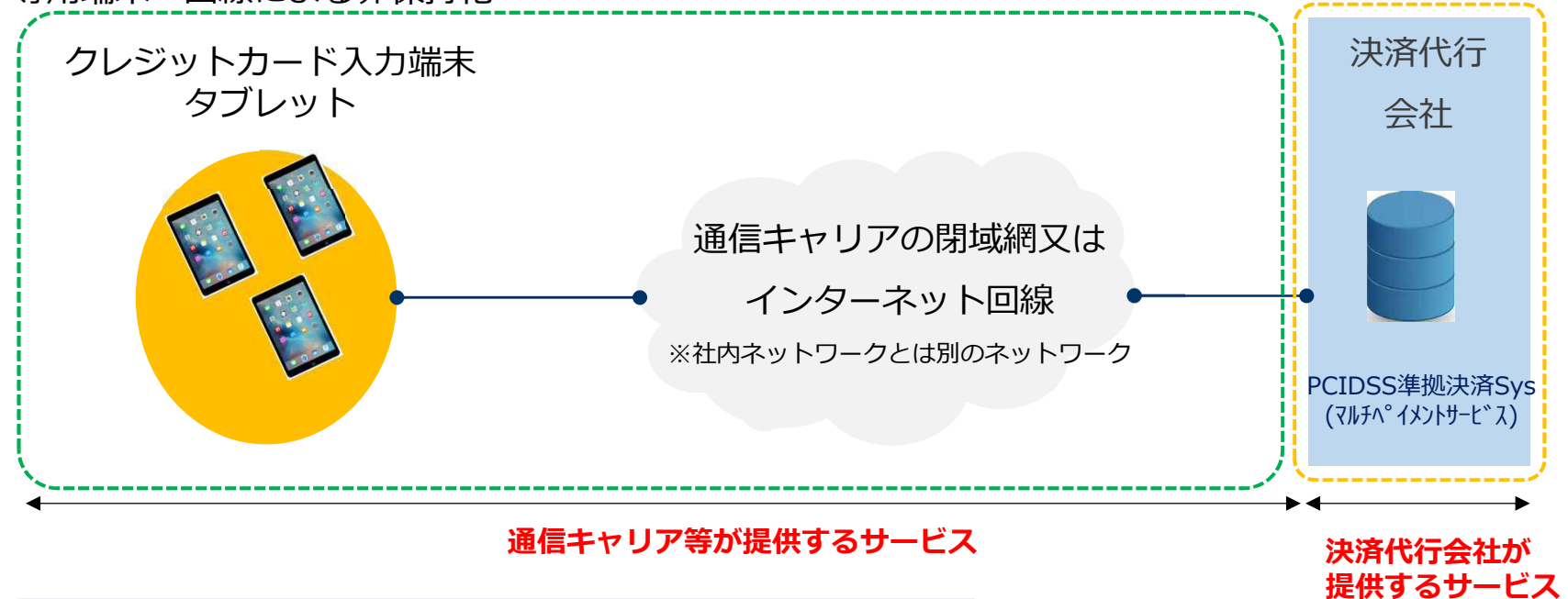
2. タブレット端末にてECチャネルを活用した外回り決済方式

専用端末による情報漏えいリスクと対応策

No.	攻撃フェーズ	想定リスク	対策案
13		盗難等で外に持ち出されるリスクがある。	<ul style="list-style-type: none">・本体に一定回数パスワードを誤った場合に機器にロックを掛けるようにする。・本体パスコードを解除出来たとしても、PSPの管理画面へアクセスするにはログインID・パスが別途必要とする。・専用端末の設置場所や使用者を台帳等で管理し、定期的な棚卸しをすることで、端末の盗難や紛失を発見できるようにする。・更に、専用端末を利用して入力業務を行う執務室には、入退出管理及び、監視カメラを導入して、無許可の端末持ち出し事象を追跡できるようにする事が望ましい。
14		機器から、HDDを取り出して情報を窃取される。	<ul style="list-style-type: none">・HDD内にログは保存しない、もしくは保存する場合は、PANはトランケーションされた状態で保存されるようにする。
15		故意かどうかに関わらず、意図せず何かしらの設定変更等が発生	<ul style="list-style-type: none">・MDMにより、カメラ・Bluetooth・無線LAN・アプリインストール等の設定は変更出来ない仕様とする。
16		入力用のデータを不正窃取	<ul style="list-style-type: none">・社員教育の徹底（秘密保持誓約書の提出を含む）・専用端末を利用して入力業務を行う執務室には、カメラ付きのスマートフォン（携帯）などの持ち込み禁止等のルールを定めて管理する。

タブレット端末による外回り決済方式（決済代行会社と直接接続する場合）

専用端末・回線による非保持化



MDM (Mobile Device Management)により加盟店では設定を変更できない仕様を前提とする。(リスクと対策は後述)

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| ①N/W通信 | ③端末アプリ |
| ・WI-FI/Bluetooth 機能制限 | ・カメラ、メモアプリ等の使用制限 |
| ・SIM変更の制限 | ・アプリのインストール制限 |
| ・ホワイトリストによる通信制限 | ④端末の管理保守 |
| ②端末保存データ | ・加盟店以外の事業者 |
| ・ログデータの削除もしくはログに含まれるPANのトランケーション | ・センドバック方式による保守 |

専用端末による情報漏えいリスクと対策

No.	攻撃フェーズ	想定リスク	対策
1	①起点	専用端末NWの外接点である、業務系NW、委託先NW、決済NWから侵入する。	<ul style="list-style-type: none"> 専用端末はタブレット端末を想定しており、社内LANとは別で、キャリアのネットワーク経由でのアクセスと限定する。 接続先ネットワークは通信キャリアの閉域網又はインターネット回線とし、ホワイトリスト方式で決済代行会社へ接続する構成にする。
2		無線LAN経由で侵入する。	<ul style="list-style-type: none"> MDMによる管理で、無線LANポートの使用制限を行う。
3		保守事業者の保守用PC経由で侵入する。	<ul style="list-style-type: none"> 専用端末はタブレットになる為、保守についてはセンドバック方式にする。
4		USBメモリから侵入する。	<ul style="list-style-type: none"> MDMによる管理で、外部記憶媒体などの使用制限を行う。
5	②侵攻	接続先サーバ等に脆弱性を悪用した攻撃や認証試行を行って侵入し、以下に該当する攻撃を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 外接先は、ホワイトリスト方式で、決済代行会社のサーバとする。 (キャリア閉域網については、インターネットから直接アクセスを受けないので侵入される事はなく、決済サーバはPCI DSSに準拠している決済代行会社になる為、相当のセキュリティ対策を実施する。)
6		専用端末の脆弱性を悪用した攻撃や認証試行を行いマルウェアを設置し動作させる。	<ul style="list-style-type: none"> 専用端末では、MDMによるホワイトリスト方式の接続制限を実施し、接続先を決済代行会社および各種アップデータ通信先のみ許可する構成とする。同様に、ホワイトリスト方式のアプリ使用制限を実施し、入力業務に必要なアプリのみ許可する構成とする。 (ホワイトリストの設定については加盟店側で変更等出来ない設定とする。) OS、アプリケーションなどのアップデートによる脆弱性対策を実施する。
7	③情報窃取	専用端末に設置されたマルウェアにより、メモリやハードディスクから情報を窃取する。	<ul style="list-style-type: none"> 専用端末では、カード情報をPSPの管理画面に入力後、メモリやハードディスク等の電子媒体上からは当該情報を迅速に（オーソリ完了後）完全に削除する。または、HDDに保存されてもPANはトランケーションされた状態で保存される為、抜かれても復元できない端末要件とする。
8		通信データを盗聴し、カード情報を窃取する。	<ul style="list-style-type: none"> 専用端末で入力されたカード情報は暗号化された状態でキャリアへ通信を行う。セキュリティ制御に弱い暗号化（SSL、バージョンの古いTLSなど）を使用しない。
9		通信データ復号用の鍵を窃取し、通信データを復号する。（本部NW、店舗NW）	<ul style="list-style-type: none"> 加盟店側では復号用の鍵は保持していない為該当せず。
10		加盟店内にある決済サーバ等からクレジットカード会員データを窃取する。	<ul style="list-style-type: none"> 加盟店側で決済サーバは保持していないため該当せず。
11	④その他の脅威	SIMを差し替えて通信する。	<ul style="list-style-type: none"> 専用端末では、あらかじめ指定したSIM以外を挿しても通信出来ないもしくはホワイトリスト方式の接続制限を回避できない仕様とする。

専用端末による情報漏えいリスクと対策

No.	攻撃フェーズ	想定リスク	対策
12		盗難等で外に持ち出されるリスクがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・本体に一定回数パスワードを誤った場合に機器にロックを掛けるようにする。 ・本体パスコードを解除出来たとしても、PSPの管理画面へアクセスするにはログインID・パスを別途必要とする。 ・専用端末の設置場所や使用者を台帳等で管理し、定期的な棚卸しをすることで、端末の盗難や紛失を発見できるようにする。 ・更に、専用端末を利用して入力業務を行う執務室には、入退出管理及び、監視カメラを導入して、無許可の端末持ち出し事象を追跡できるようにする事が望ましい。
13		機器から、HDDを取り出して情報を窃取される。	<ul style="list-style-type: none"> ・HDD内にログは保存しない、もしくは保存する場合は、PANはトランケーションされた状態で保存されるようにする。
14		故意かどうかに関わらず、意図せず何かしらの設定変更等が発生。	<ul style="list-style-type: none"> ・MDMの設定により、カメラ・Bluetooth・無線LAN・アプリインストール等の設定は変更出来ない仕様とする。
15		入力用のデータを不正窃取。	<ul style="list-style-type: none"> ・社員教育の徹底。（秘密保持誓約書の提出を含む） ・専用端末を利用して入力業務を行う執務室には、カメラ付きのスマートフォン（携帯）などの持ち込み禁止等のルールを定めて管理する。

協会ホームページについて

- 「ながら筋トレ体操」のご案内を掲載しました！！YouTubeにもアップしましたのでぜひご覧ください。
- 「第6回健康(セルメ)川柳コンクール募集開始」を掲載しました
- 「第13回セルフメディケーションアワード作品募集開始！！」を掲載しました

事務局だより

- ・本年最後の協会報No.172(12月号)をアップします。一年間お読みいただき、ありがとうございました。来年も、会員企業の皆様に業界の動向、協会の活動内容をお届けしてまいりますので、何卒よろしくお願いたします。
- ・来年2018年は、日本チェーンドラッグストア協会が設立されて20年目を迎えます。20周年記念事業を2018年4月から1年間かけてやっといこうと事業推進委員会(貴島委員長)で検討が始まっています。詳細などわかりましたら、協会報でお伝えしていきます。
- ・調剤は、ドラッグストア業界が10兆円産業になるための重要な要素の一つです。超高齢社会となり医療費高騰がいわれて久しく、調剤への風当たりが一段と強くなっています。来年度の改定においては、引下げがささやかれています。調剤しかやっていない薬局に危機感が広がっているということも言われていますが、その受け皿となるは、ドラッグストアです。いま、調剤推進委員会(榊原委員長)では、リクルート時にドラッグストア業界の将来を説明できるパンフレットを作成しました。年内にはお手元に届けるよう準備中です。ぜひ、ご活用下さい。
- ・処方箋付替え問題の自主点検は、いま再調査中です。期限を2週間から延長させていただきます。ぜひとも、傘下の調剤実施店舗(薬局)に調査用紙を送っていただき、JACDSへ提出するよう連絡していただきたくお願い申し上げます。
- ・日本医薬品登録販売者協会の初代会長を務められた鎌田伊佐雄氏が11月に逝去されました。鎌田氏は、旧薬種商協会に所属されていましたが、薬事法改正によって誕生した登録販売者のため、新たな団体が必要とのお考えから、日登協の設立に尽力されました。ご冥福を心からお祈り申し上げます。

日本チェーンドラッグストア協会

会報 No. 172

発行日	平成29年12月13日 発行	発行所住所
発行人	青木 桂生	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp